

第 3 期美幌町地域福祉計画



令和 2 年 3 月

美 幌 町

はじめに

本町では、少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、地域においては、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がり、従来の相談体制では対応が困難な複合化した課題が生じてきています。

さらに、認知症・児童虐待などに伴う相談内容については、複雑・多様化しております。

こうしたことから、国において、これまでの福祉の「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

このたび策定した「第3期美幌町地域福祉計画」は、第1期から踏襲しております基本理念「すべての人々がたがいに助け合い温かに暮らせるまちへ」の実現と現在の本町の状況を踏まえ、新たに「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・社会的に孤立しないよう制度の狭間の課題への対応・地域住民が集う拠点づくりの整備」などを盛り込み課題解決に向けての仕組みづくりを推進するものです。

また、地域福祉の充実については、町民や事業者等と行政が連携しながら取り組むことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました11名の美幌町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます

令和2年3月

美幌町長 平 野 浩 司

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の基本的性格	2
(1) 計画策定の位置づけ	2
(2) 計画期間	4
(3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画	4
3 計画の策定体制	4
(1) 美幌町地域福祉計画策定委員会	4
(2) 地域福祉計画庁内検討委員会	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口構成	5
2 就業構造	8
3 福祉分野の状況	8
(1) 子ども・ひとり親家庭	8
(2) 高齢者	10
(3) 障がい者(児)	11
(4) 生活保護	13
(5) 地域	13
4 町民の意識	
(1) アンケートの概要・主な結果	15
(2) アンケート結果からの課題整理	16

第3章 美幌町地域福祉計画の基本理念・基本目標

1 基本理念	17
2 基本目標	17
(1) 基本目標1 たがいに助け合う	18
(2) 基本目標2 温かに暮らせるまち	18
(3) 基本目標3 安心・安全なまち	18

3 施策体系	1 9
--------------	-----

第4章 目標を達成するための施策の展開

施策の見方	2 0
基本目標1 たがいに助け合う	2 1
1 地域のふれあい支えあいネットワークづくり	2 1
2 ボランティア活動の展開	2 6
基本目標2 温かに暮らせるまち	2 9
1 必要なサービスを利用できる体制づくり	2 9
2 福祉サービスの提供体制づくり	3 4
3 権利擁護の推進	3 7
基本目標3 安心・安全なまち	4 0
1 生き生きと暮らせるまちづくり	4 0
2 安心安全に暮らせるまちづくり	4 3

第5章 計画の推進

1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進	4 6
(1) 地域住民の役割	4 6
(2) 事業者の役割	4 6
(3) 行政の役割	4 6
2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	4 7
3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価	4 7

第6章 資 料

1 策定経過	4 8
2 美幌町地域福祉計画策定委員会名簿	4 9
3 美幌町地域福祉計画庁内検討委員会名簿	5 2
4 社会福祉関連施設等一覧	5 4
5 美幌町の地域福祉に関する意識調査報告書	5 6
6 用語解説	1 2 5
7 S D G s と推進目標との関連	1 2 8

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の基本的性格
- 3 計画の策定体制

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもから高齢者まで町民誰もが「自分らしい生活が続けたい」と願っていますが、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加など社会構造も変化し、孤立死やひきこもり、生活困窮者などの社会問題のほか、育児と介護を同時期に行うダブルケアなど複合化・複雑化した課題を抱える世帯が顕在化してきました。

そうした中、国においては、「地域共生社会」として、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることをこれまで以上に目指しております。

美幌町では、見守りや支え合い機能充実のため、「SOSネットワークびほろ」「地域見守り活動連携事業」など体制整備に取り組んできました。

また、地域福祉実践の中心的役割を担う美幌町社会福祉協議会では、「いきがいデイサービス」「よりあいデイサービス」「ボランティアセンター運営」などの事業活動により、地域福祉が進められています。

今後ますます加速する少子高齢化に対して、町は、地域住民・関係団体・各事業者等と連携・協力しながら、より一層地域の方の生活課題に対応する仕組みの構築を目指し、第3期美幌町地域福祉計画を策定しました。

なお、本計画は、SDGsの視点をもって推進目標に取り組むことで目標の達成に努めます。

【持続可能な開発目標（SDGs）とは】

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

2 計画の基本的性格

(1) 計画策定の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

■ 社会福祉法（一部抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

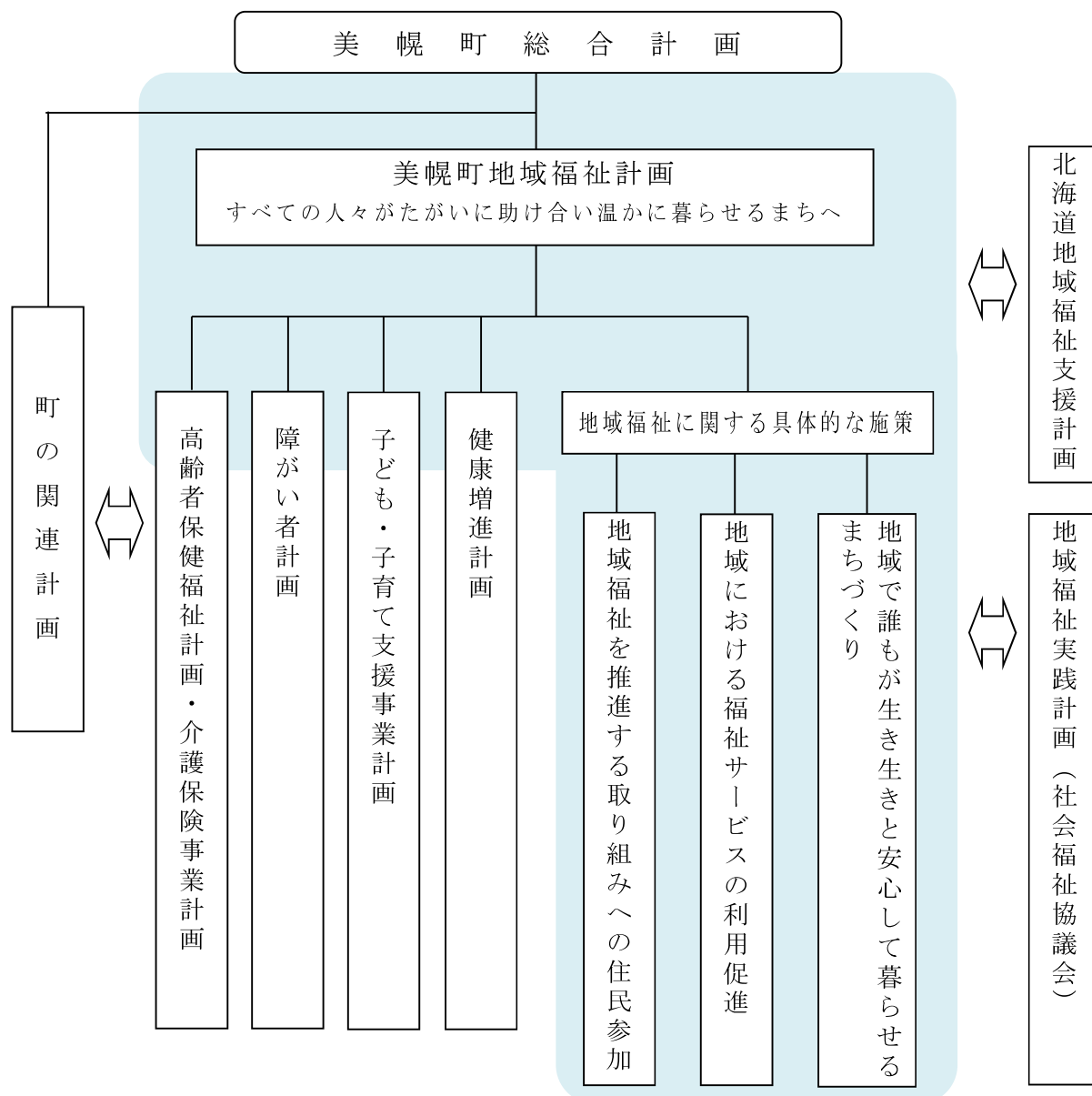
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8か年計画とします。

また、福祉関連施策の見直しや地域ニーズの多様化等に対応するため、継続的な点検活動を行います。

(3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画

社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉実践計画は、住民等の福祉の活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図っていきます。

3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、次の機関を設置し、各種地域情報の収集・整理、住民の意向の反映を図りながら、計画内容の検討を進めました。

(1) 美幌町地域福祉計画策定委員会

住民、社会福祉団体に属する者、識見を有する者により構成され、住民への地域福祉に関する意識調査などから出された意見等に基づき、計画内容を検討しました。

(2) 地域福祉計画庁内検討委員会

地域福祉計画は、福祉・保健・教育・まちづくりなど、住民の様々な生活分野に関連することから、役場内の関係部署による庁内検討委員会を構成し、策定基本方針案の検討、関連計画との調整など、事務局と連携し策定を進めました。

第2章

地域福祉を取り巻く 現状

- 1 人口構成
- 2 就業構造
- 3 福祉分野の状況
- 4 町民の意識

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口構成

本町の人口は、昭和39年の28,479人をピークに緩やかに減少を続け、平成27年に20,296人となっています。

年齢別の人口比率をみると、少子高齢化が進行しており、年少人口（0～14歳）の比率は、平成7年の17.3%から平成27年の11.7%に減少し、高齢者人口の比率は、平成7年の15.6%から平成27年の32.2%に増加しています。

1世帯あたりの人員をみると、平成7年2.9人であったものが、徐々に減少し、平成27年には2.4人となり核家族化はさらに進んでいます。

●人口・世帯の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人 口		24,716	23,905	22,819	21,575	20,296
0～14歳	実数	4,279	3,606	3,031	2,720	2,376
	比率	17.3%	15.1%	13.3%	12.6%	11.7%
15～64歳	実数	16,582	15,564	14,289	12,903	11,374
	比率	67.1%	65.1%	62.6%	59.8%	56.1%
65歳以上	実数	3,847	4,733	5,498	5,950	6,533
	比率	15.6%	19.8%	24.1%	27.6%	32.2%
年少人口指数		25.8	23.2	21.2	21.1	20.9
老年人口指数		23.2	30.4	38.5	46.1	57.4
従属人口指数		49.0	53.6	59.7	67.2	78.3
老年化指数		89.9	131.3	181.4	218.8	275.0
総世帯数		8,499	8,760	8,883	8,725	8,626
平均世帯員数		2.9	2.7	2.6	2.5	2.4

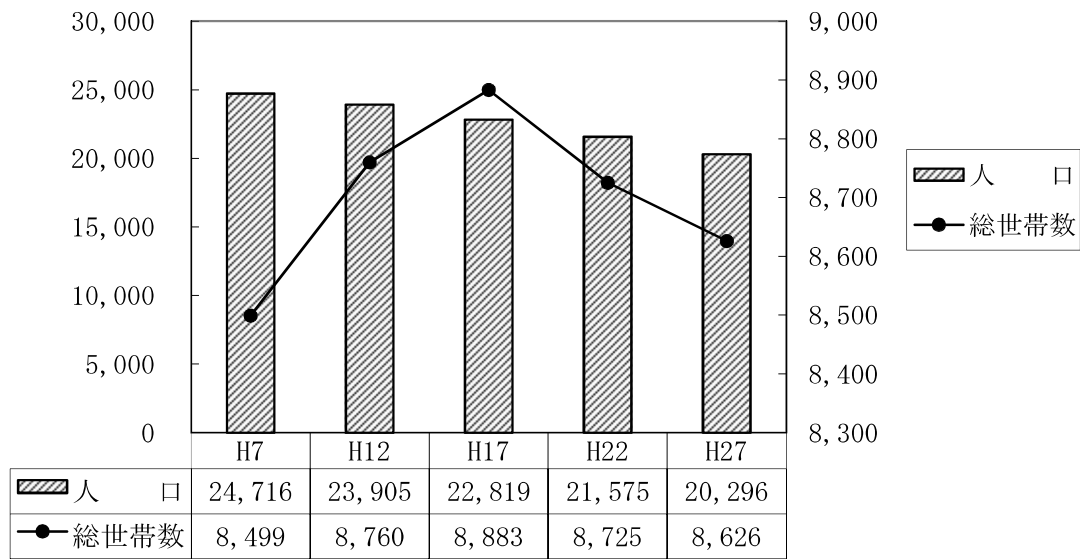
注) 年少人口指数＝0～14歳人口÷15～64歳人口×100

老年人口指数＝65歳以上人口÷15～64歳人口×100

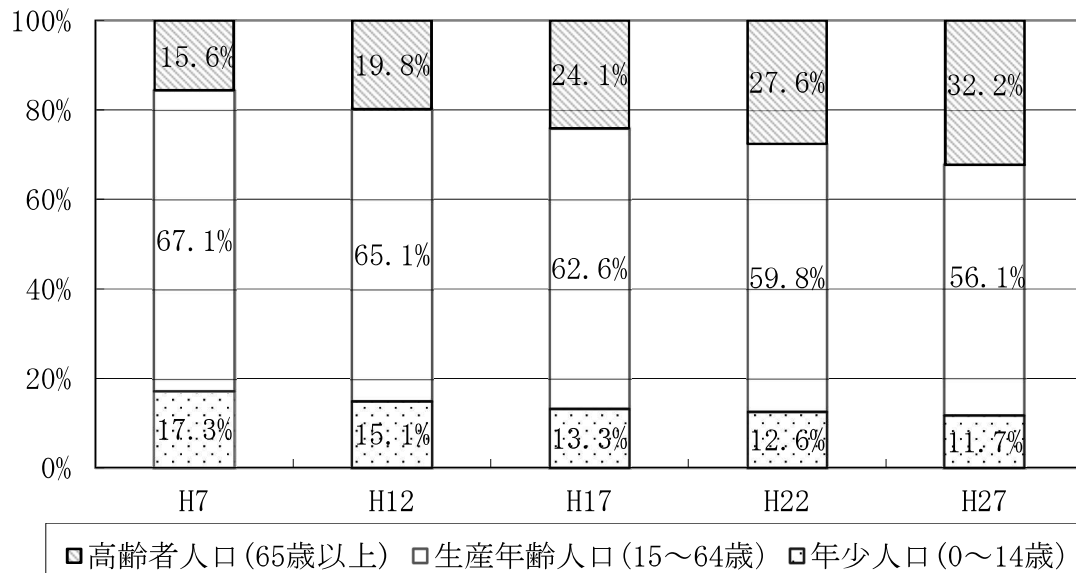
従属人口指数＝(0～14歳人口＋65歳以上人口)÷15～64歳人口×100

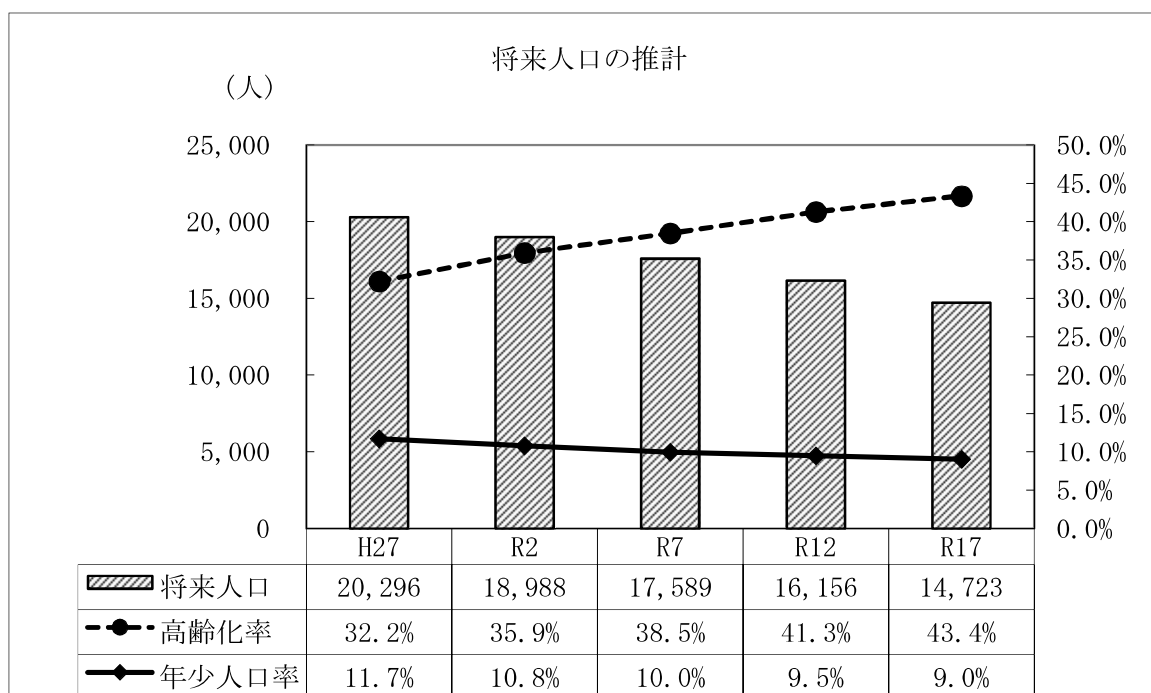
老年化指数＝65歳以上人口÷0～14歳人口×100

人口と世帯数の推移（国勢調査）

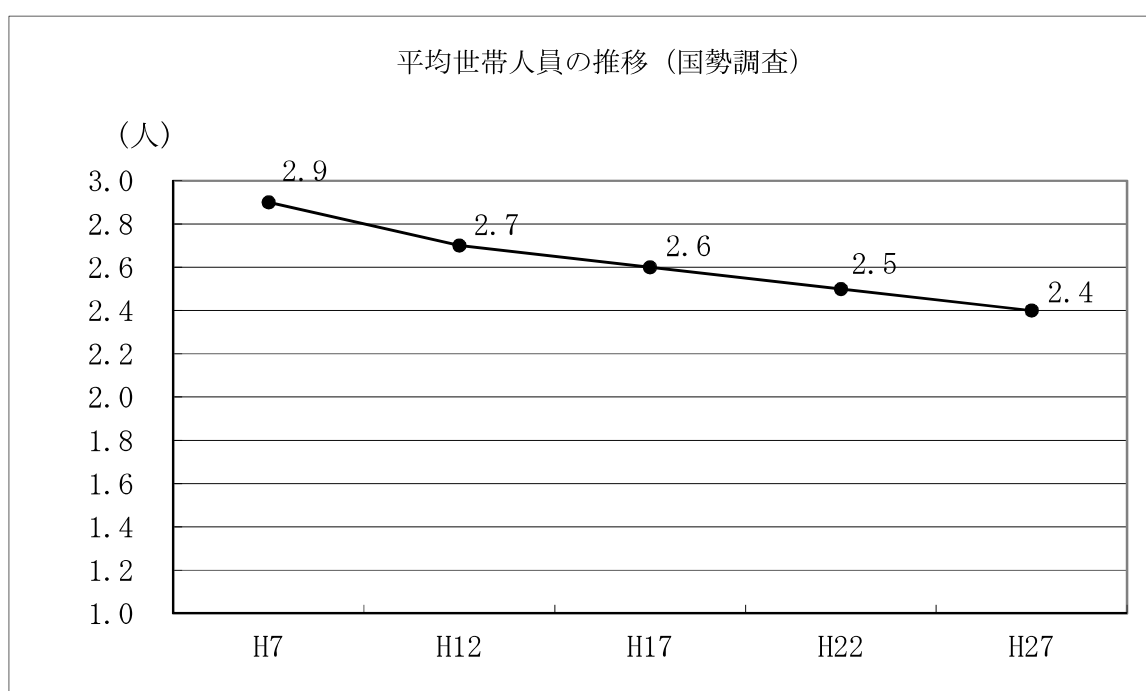


年齢別人口の割合（国勢調査）





推計方法) 国立社会保障・人口問題研究所による人口統計資料より推計



2 就業構造

平成 27 年の就業人口は人口の 49.0%となる 9,942 人で、約 15.4%を第 1 次産業、約 19.3%を第 2 次産業、約 63.2%を第 3 次産業がそれぞれ占めています。この産業別就業構造は道平均（第 1 次 7.0%、第 2 次 16.9%、第 3 次 70.6%）と比較すると第 1 次産業の比率が高い点が特徴的です。

また、平成 22 年度の国勢調査と比較すると就業人口が 582 人減少していることから高齢化の進展が見られます。

●産業別就業者数（国勢調査）

（単位：人）

区 分	平成 2 2 年						平成 2 7 年					
	総数		男		女		総数		男		女	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総数	10,524	100.0%	6,027	57.3%	4,497	42.7%	9,942	100.0	5,608	56.4%	4,334	43.6%
第1次産業	1,645	100.0%	920	55.9%	725	44.1%	1,530	100.0	866	56.6%	664	43.4%
第2次産業	2,107	100.0%	1,388	65.9%	719	34.1%	1,918	100.0	1,343	70.0%	575	30.0%
第3次産業	6,500	100.0%	3,565	54.8%	2,935	45.2%	6,284	100.0	3,261	51.9%	3,023	48.1%
分類不能の産業	272	100.0%	154	56.6%	118	43.4%	210	100.0	138	65.7%	72	34.3%

3 福祉分野の状況

（1）子ども・ひとり親家庭

子どもの合計特殊出生率については、年度により若干の増減があるものの全国平均を常に下回る水準にあり、年少人口についても年々減少しています。

●合計特殊出生率の推移

（単位：人、%）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人 口	20,848	20,528	20,244	19,957	19,579
出生数	129	117	121	110	91
出生率	1.34	1.27	1.38	1.30	1.20
北海道平均	1.27	1.31	1.29	1.29	
全国平均	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

注）平成 30 年全国は概算値であり、全道は未発表。人口は各年 12 月末。

資料）住民基本台帳

少子化の進行が進むなかで、保育ニーズが依然として高いことから、園児数は横ばいとなっております。

また、学童保育所や児童センターを利用する児童については、増加傾向にあります。

●保育園・保育所園児数の推移

(単位：人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育園	未満児数（満 0 歳～満 2 歳）	31	33	32	38	33
	園児数（満 3 歳～5 歳）	67	76	77	72	73
季節 保育所	未満児数（満 0 歳～満 2 歳）	0	0	0	0	0
	園児数（満 3 歳～5 歳）	20	6	0	0	0
へき地 保育所	未満児数（満 0 歳～満 2 歳）	12	15	5	11	8
	園児数（満 3 歳～5 歳）	37	37	40	35	32
町全体	未満児数（満 0 歳～満 2 歳）	43	48	37	49	41
	園児数（満 3 歳～5 歳）	124	119	117	107	105
	総 数	167	167	154	156	146

注）各年 4 月 1 日現在 資料：児童支援グループ

●学童保育所利用児童者数の推移

(単位：人)

校区	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
美 小	62	53	61	54	55
東陽小	50	57	55	56	57
旭 小	25	28	22	23	31
計	137	138	138	133	143

注）各年 4 月 1 日現在 資料：児童支援グループ

●児童センター利用児童数の推移

(単位：人)

種 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
3 歳～5 歳児	5	7	7	5	4
小学生	350	442	323	372	421
中学生	104	65	62	107	61
総 数	459	514	392	484	486

注）人数は各年度の月平均。ただし、令和元年は 9 月までの平均。

資料：児童支援グループ

ひとり親家庭の推移を見ると、母子家庭については、令和元年には前年より増加したものの年々減少しており、令和元年は 188 世帯であり平成 27 年に比べ 57 世帯減少しています。

また、父子家庭についても年々減少しており、令和元年は 20 世帯であり平成 27 年に比べ 11 世帯減少しています。

●ひとり親家庭数の推移

(単位：世帯)

種 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
母子家庭数	245	221	208	186	188
父子家庭数	31	28	24	23	20
計	276	249	232	209	208

注）各年 10 月 1 日現在 資料：保健福祉グループ（民生担当）

(2) 高齢者

本町の高齢化率は平成 27 年に 32.2% となり、平成 12 年の 19.8% から大きく上昇しており、高齢化の急速な進行がみられます。(国勢調査)

また、高齢者夫婦のみの世帯、一人暮らしの高齢者も増加しております。

● 高齢者のいる世帯の状況 (国勢調査)

(単位：世帯)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯	8,499	8,760	8,883	8,725	8,626
1 世帯当たり人員	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4
高齢者がいる世帯	2,662	3,169	3,552	3,838	4,217
夫婦のみの世帯	755	1,029	1,248	1,143	1,307
65 歳以上世帯に占める割合	28.36%	32.47%	35.13%	29.78%	30.99%
高齢者単身世帯数	445	566	776	977	1,189
65 歳以上世帯に占める割合	16.72%	17.86%	21.85%	25.46%	28.20%
その他の高齢者世帯	1,462	1,574	1,528	1,718	1,721
65 歳以上世帯に占める割合	54.92%	49.67%	43.02%	44.76%	40.81%

要支援・要介護の認定者数は、高齢化率とともに年々増加しており令和元年には 1,271 人となっております。

● 要支援・要介護認定者の推移

(単位：人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援 1	182	208	197	183	185
要支援 2	139	161	203	240	235
要介護 1	257	223	201	196	203
要介護 2	151	181	210	208	221
要介護 3	141	133	144	138	142
要介護 4	127	130	118	119	132
要介護 5	113	111	118	142	153
合 計	1,110	1,147	1,191	1,226	1,271

注) 各年とも年平均、ただし、令和元年は 9 月末実績。資料：保健福祉グループ (介護保険担当)

● 介護保険給付費の推移

(単位：千円)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保険給付費用	1,549,832	1,576,688	1,631,969	1,616,300	1,726,003
在宅サービス費	886,345	910,964	955,134	921,403	993,621
施設サービス費	540,780	549,679	558,669	580,953	606,020
その他給付費	122,707	116,045	118,166	113,944	126,362

資料) 保健福祉グループ (介護保険担当) ※H31 は予算額

(3) 障がい者（児）

各種手帳の交付者数の推移は、知的・精神の各障がい者とも増減はあるが一定程度の人数で推移しております。障がいの種別では、下肢機能、上肢機能、心臓機能などに障がいをもつ人が多い状況です。身体障害者手帳では 1 級の割合が最も多く、療育手帳では B 判定の割合が最も多くなっています。

●障がい者手帳交付者数

（単位：人）

等級	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 級	353	343	354	348	337
2 級	160	145	144	147	142
3 級	195	188	194	199	189
4 級	253	256	253	263	271
5 級	75	75	76	76	73
6 級	65	66	67	63	60
計	1,101	1,073	1,088	1,096	1,072

注）各年 4 月 1 日現在 資料：保健福祉グループ（障がい福祉担当）

●障がい種別身体障がい者数

（単位：人）

視覚	聴覚	平衡機能	音声言語機能	そしゃく	心臓機能
53	86	0	11	1	134
じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能	小腸機能	体幹機能	上肢機能
77	21	41	2	60	209
下肢機能	移動機能	免疫不全	肝臓機能		計
371	3	2	1		1,072

注）平成 31 年 3 月末現在 資料：保健福祉グループ（障がい福祉担当）

●程度別療育手帳交付者数

(単位：人)

	程度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
18 歳未満	A	19	18	20	17	15
	B	43	41	43	44	37
	計	62	59	63	61	52
18 歳以上	A	72	73	74	77	80
	B	93	93	103	111	118
	計	165	166	177	188	198
計	A	91	91	94	94	95
	B	136	134	146	155	155
	計	227	225	240	249	250
児童比率 (%)	A	20.9%	19.8%	21.3%	18.1%	15.8%
	B	31.6%	30.6%	29.5%	28.4%	23.9%
	計	27.3%	26.2%	26.3%	24.5%	20.8%

注) 各年 4 月 1 日現在 資料：保健福祉グループ（障がい福祉担当）

●程度別精神保健福祉手帳交付者数

(単位：人)

等級	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1 級	18	22	23	24	20
2 級	107	113	122	130	111
3 級	28	33	33	40	34
計	153	168	178	194	165

注) 各年 4 月 1 日現在 資料：保健福祉グループ（障がい福祉担当）

(4)生活保護

生活保護については、地域経済の低迷や安定的な雇用が確保しにくい状況等から、保護率が増加傾向にあります。

なお、道平均よりは低い状況となっております。

●生活保護率の推移

(単位：世帯、‰)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
美幌町	247	243	244	244	252
上段：世帯数 下段：保護率	15.5	15.2	15.8	15.8	15.8
北海道平均	31.3	30.9	30.3	30.1	29.9
郡部	19.7	19.4	18.8	18.8	18.6
都市部	33.9	33.5	32.9	32.6	32.4
全国平均	17.0	16.9	16.8	16.5	16.4

注 1：各年 4 月 1 日現在（令和元年は 8 月現在）

注 2：‰（パーミル）とは 1000 分の 1 のことで、1‰=0.1%（1%の 10 分の 1）

資料：厚生労働省及び北海道の生活保護速報による

(5)地域

地域では、自治会、民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体や社会福祉協議会などが高齢者等の支援活動を行っています。

特に、ボランティア活動は活発に行われていますが、会員の高齢化や新規加入者が少ないなど、活動の継続が課題となっております。

●民生委員児童委員数と主任児童委員数

(単位：人)

区分	男性	女性	合計
新任	15(0)	2(0)	17(0)
再任	25(1)	15(2)	40(3)
合計	40(1)	17(2)	57(3)

注 1：令和元年 12 月 1 日現在 資料：保健福祉グループ（民生担当）

注 2：（ ）内は主任児童委員（内数）

●ボランティア登録数

個人	団体		合計
(人数)	(団体数)	(人数)	
52	33	2,980	3,032

注1) 令和元年9月末現在 資料：美幌町社会福祉協議会

注2) 団体登録人数については、重複登録があります。

●美幌町内の NPO 法人一覧

法人の名称	主たる事務所	主な活動分野
美幌町スポーツ協会	美幌町字西1条南5丁目 美幌町トレーニングセンター内	スポーツ振興
マイスペース美幌	美幌町字仲町2丁目8番地の1	福祉
ひまわり保育園	美幌町字青山北29番地の2	こども
美幌えくぼ福祉会	美幌町字東3条北2丁目1番地 しゃきっとプラザ1階	福祉
元気プロジェクト	美幌町字仲町2丁目96番地	環境保全
絆ーびほろ	美幌町字東3条北2丁目1番地 しゃきっとプラザ2階	福祉

注) 北海道ホームページ 北海道の NPO 設立の申請・認証状況 (令和元年9月末)

4 町民の意識

(1) アンケートの概要・主な結果

「美幌町地域福祉計画」の策定に向けて、本町在住の18歳以上の町民1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）の方々を対象に、「地域福祉」に対する町民の皆さんの考え方や意見を把握するために、郵送配布・回収による意識調査を実施しました。有効票の回収率は35.0%（350票）となりました。

アンケートの主な結果については、次のとおりになります。

また、アンケート結果の詳細は、第6章資料に掲載しております。

① 回答者について

回答者は、女性が多く全体の54%を占めており、年齢構成は50歳以上が76%を占めております。

また、家族数は2人が最も多い状況となっております。

② 地域との関わりについて

近所の方とのお付き合いの程度については、あいさつをする程度が増加傾向にあることや困り事があったときに手伝ったことがない人で機会があればしてみたいと思う方も減少傾向にあることから疎遠傾向が伺えます。

③ 地域福祉について

高齢者、障がい者の方々に対して必要だと思われる支援については、間口除雪や外出支援など毎日の生活に関係する支援の需要が増加しています。

特に、60歳代については間口除雪の支援需要が高くなっております。

子育て中の家族等に対して必要だと思われる支援については、保育施設・サービスの充実が最も高く、次いで子育ての不安・悩みの相談や支援体制の充実となっております。

日常生活の悩みや不安については、自分や家族の老後や健康の不安を全世代で多くの割合で抱えております。

④ 福祉サービスについて

福祉サービスの利用意向については、福祉サービスを知らない方が半数以上を占めておりますが、利用したいと考える方が増加傾向にあります。

また、今後必要な取組については、情報提供やサービス選択の支援が依然として強く求められています。

⑤ 今後の行政運営について

町が取り組むべき優先施策については、保健・医療・福祉の連携による相談・支援体制の充実が最も多く占めており、次いで、地域おこしによる暮らしやすさの追求となっております。

(2) アンケート結果からの課題整理

- ・希薄化した近所付き合いへの対応。
- ・間口除雪、通院・施設への送迎や外出支援などの日常生活に直接関係する支援。
- ・子育てに伴う保育施設やサービス充実の検討及び不安や悩み事相談などの支援体制の周知。
- ・老後や健康について、不安を抱える方への既存事業の利用拡大。
- ・何らかの福祉サービスを必要としている方について、必要となる福祉サービスの情報提供の手段。
- ・ボランティア活動について、時間や気持ちにゆとりがなく参加したことのない方が多くいることから、少しでも多くの方が参加できる仕組みづくりの検討。
- ・保健・医療・福祉のさらなる連携。

第3章

美幌町地域福祉計画の 基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

第3章 美幌町地域福祉計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

町では、第6期美幌町総合計画の将来像を「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」と定めています。

「ひとがつながる」とは、「人とのつながりを大事にする。人の輪を広げていく。連携を強化していく。」ことを指しています。

本計画では、「ひとがつながる」ことを柱とし、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地位をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

すべての人々が
たがいに助け合い
温かに暮らせるまちへ

2 基本目標

共に生き、支え合う福祉社会の実現を目指し、「たがいに助け合う」・「温かに暮らせるまち」・「安心・安全なまち」を基本目標とします。

～基本目標 1 たがいに助け合う～

【地域福祉を推進する取り組みへの住民参加】

地域で人と人との交わりをもって生活を送るには、住民それぞれが色々な関わりを持ち、思いやりの心、助け合う心を持つことが必要です。

また、地域における多様な生活課題に対処していくために、支え合い、見守り合い、助け合いを基本とした地域の力で解決していくことが求められています。

併せて、自治会組織、子ども、女性、高齢者、障がい者団体やボランティア団体など、さまざまな地域福祉関連の組織・団体間のネットワークの構築を進め、地域情報や人材・技術等の交流を促進し、効率的・効果的な地域福祉の向上を図ることが必要です。

～基本目標 2 温かに暮らせるまち～

【地域における福祉サービスの利用促進】

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人々が住み慣れた町で、安心して充実した生活を送るためには、一人ひとりが身近なところで福祉に関する相談ができる仕組みづくりが重要です。

高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている人など、福祉サービスを必要とするすべての人が、身近な地域において自分の意志の下に、自由にサービスを選択し、安心してサービスを受けられるような情報提供システムの構築が求められています。

～基本目標 3 安心・安全なまち～

【地域で誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり】

住み慣れた地域で、生き生きと明るく健康で安心して暮らし続けることは、すべての人の望みであり願いであります。

町民一人ひとりが、自分の健康状態をよく把握し生きがいをもって生活していくことは大変重要となります。

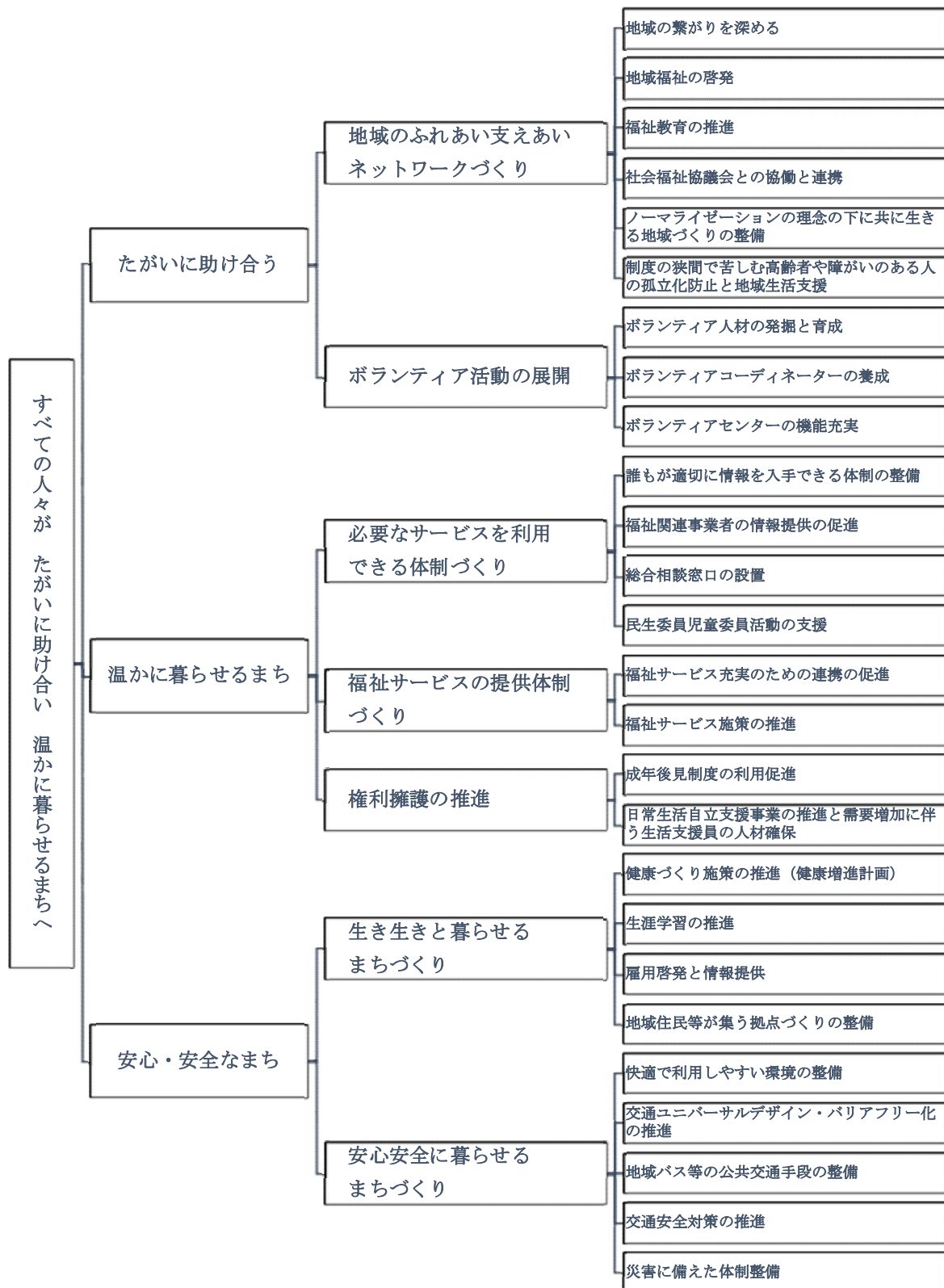
また、地域の中で、安心で安全な暮らしを続けていくためには、行政の取り組みはもちろんのこと、自治会など地域での見守りや支え合いが重要となり、さらに、災害時は真っ先に要援護者の安否確認をすることができるような、日頃からの地域づくりが求められています。

3 施策体系

【基本理念】【基本目標】

【推進目標】

【推進項目】



第4章

目標を達成するための 施策の展開

施策の見方

基本目標1 たがいに助け合う

基本目標2 温かに暮らせるまち

基本目標3 安心・安全なまち

第4章 目標を達成するための施策の展開

※ 施策の見方

役割分担

本計画は、行政の計画ですが、その計画段階から実行・評価には、住民・事業者・社会福祉協議会など、地域福祉の主体となる方々の参加を前提としています。

この前提のもと、施策の柱ごとに展開していく施策内容を示すとともに、各施策を効果的に推進していくために主たる実施主体も想定しています。

(例)

区 分	内 容	実施主体
(1)地域の繋がりを深める		
①あいさつ・声かけができる関係づくり	行政は、地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。 ○地域住民は、高齢者・障がい者などを地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。 ○行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。 ○行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援・除雪サービスなどの事業充実を図ります。 ○行政は、生活困窮者の自立支援に向けて、困り事を抱えている本人及びその世帯の全ての方について、早期に把握し支援に繋げるため、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。 ○行政は、日常生活上で何らかの手助けが必要な方について、公的サービスに馴染まないような生活課題を早期に把握するため、地域包括支援センターの訪問による生活状況等の把握や民生委員児童委員の見守り活動及び各事業者と締結している見守り活動による情報収集を行い、必要な対応を関係機関と協議するとともに、社会的孤立にならないよう取り組みを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域

～基本目標 1 たがいに助け合う～

1 地域のふれあい支えあいネットワークづくり

〔基本認識〕

- 少子高齢化の進展や孤立死問題、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行、介護保険制度の改正、さらには災害対策基本法の改正など、多様化する福祉ニーズや地域での福祉の課題に対して、地域住民同士の見守りや支えあい、助け合いを基本とした地域の力が大変重要となっています。
- 地域住民に身近な存在である民生委員児童委員については、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として大変重要な役割を担っております。
- 子どもの頃から福祉に関わる教育や体験などを通じて、福祉の心を育み町民が等しく人としての尊厳を持ち、年齢や障がいの有無などに関わらず、その人らしい生活を送るため、より多くの町民の理解と協力が必要となります。
- 地域におけるさまざまな団体や組織などと連携・協力して、その地域の実情に応じた活動ができるように、社会福祉協議会と連携を強化し地域福祉のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が主役となれるような仕組みや支援の体制づくりが求められています。
- 単身高齢者が増加するなかで、引きこもりなどにより何らかの支援が必要であるにも関わらず支援されていないケースの増加が予想されることや早い段階で支援に繋ぎ出来る限り地域で生活を続けていけるような体制づくりが求められています。

〔施策のねらい〕

- (1) 地域の繋がりを深める
- (2) 地域福祉の啓発
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 社会福祉協議会との協働と連携
- (5) ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備
- (6) 制度の狭間で苦しむ高齢者や障がいのある人の孤立化防止と地域生活支援

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)地域の繋がりを深める		
①あいさつ・声かけができる関係づくり	行政は、地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。 ○地域住民は、高齢者・障がい者などを地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。 ○行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。 ○行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援・除雪サービスなどの事業充実を図ります。 ○行政は、生活困窮者の自立支援に向けて、困り事を抱えている本人及びその世帯の全ての方について、早期に把握し支援に繋げるため、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。 ○行政は、日常生活上で何らかの手助けが必要な方について、公的サービスに馴染まないような生活課題を早期に把握するため、地域包括支援センターの訪問による生活状況等の把握や民生委員児童委員の見守り活動及び各事業者と締結している見守り活動による情報収集を行い、必要な対応を関係機関と協議するとともに、社会的孤立にならないよう取り組みを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域
②民生委員児童委員などによる見守り活動の推進	行政は、地域住民が抱える生活上のさまざまな相談を受けている地域福祉の中核的な担い手である民生委員児童委員による地域の見守り活動を促進します。 ○民生委員児童委員は、常に地域の実情を把握し、見守りや悩み事相談等を実施するなかで、適切な支援やサービスが受けられるよう行政・社会福祉協議会等へ繋がります。	行政 民生委員児童委員 地域

区 分	内 容	実施主体
	○行政は、民生委員児童委員活動が迅速に行われるよう情報の提供や関係機関との連携、活動費の支援を行うとともに、資質向上のための研修を実施することにより活動支援を行います。	
③福祉活動情報の共有化	行政は、地域住民が抱える課題を関係機関で適切に支援できるよう情報共有化を推進します。 ○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、常日頃からお互いに情報提供を行い、情報の共有化を図ります。 ○地域・民生委員児童委員などが、関係機関に情報を伝達しやすい仕組みづくりを進めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域 民生委員児童委員
(2) 地域福祉の啓発	行政は、地域福祉推進の機運を高めるため、継続的に各種啓発方法によりボランティアや地域福祉に関する情報発信を行います。 ○行政は、ホームページ・SNSや広報紙・出前講座等により情報発信に努めます。 ○社会福祉協議会・地域包括支援センターは、地域福祉活動の実践事例やボランティア人材の募集・提供・出前講座などにより、具体的な福祉情報の発信に努めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター
(3) 福祉教育の推進		
①福祉に関する学習機会の提供と幅広い人材の活用	行政・社会福祉協議会は、福祉に関する必要な知識や技術などの普及のため、関係団体の協力を得て研修会実施などの学習機会づくりを進めます。 ○行政は、事業者・ボランティア団体・NPOなどの協力を得て、老人クラブや職場などに対して出前講座等を実施することにより福祉教育の推進を図ります。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
	○社会福祉協議会は、青少年の頃から福祉に興味を持ってもらうため、小学生から高校生までを対象に福祉について、ボランティア体験や障がい者との交流を通じて自ら考え活動できる機会を設けることや学校や自治会・地域の団体等に社協職員・ボランティア活動者を派遣し、高齢者疑似体験・車いす体験・手話体験などにより、福祉の啓発やボランティア活動を推進し人材確保を図ります。	
②世代間等の交流の促進	行政・社会福祉協議会は、高齢者・障がい者・児童との世代間等の交流を推進し地域福祉の理解を深めるため、さまざまな機会を通じて交流促進を図ります。 ○行政は、地域福祉に対する理解を深めるための教育啓発に取り組むとともに、敬老会などの事業を開催することにより、地域で世代間等交流ができるふれあいの場づくりを支援します。 ○社会福祉協議会は、いきがいデイサービス・よりあいデイサービス・地域行事等を活用し、福祉の理解推進を図ります。	行政 社会福祉協議会
(4) 社会福祉協議会との協働と連携		
①社会福祉協議会の活動周知	行政・社会福祉協議会は、社会福祉協議会の活動状況などを住民に周知することにより、地域福祉の担い手としての認知度を高めます。 ○行政は、機関誌・町広報紙・ホームページなどを活用し活動内容の紹介を行います。 ○社会福祉協議会は、活動内容の紹介や研修会を実施し協議会活動の周知を図ります。	行政 社会福祉協議会
②社会福祉協議会との協働活動	社会福祉協議会は、地域福祉を担う重要な役割を担っていることから、行政は、各事業の実施にあたり協働して行います。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する、福祉教育・啓発にかかる住民への周知がある場合は協働して行います。 ○行政は、ボランティアセンターの運営・ボランティア団体の育成にかかる体制整備を協働して行います。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(5) ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備	行政は、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を過ごすために、すべての人が共に暮らすことが当たり前という考えのもと、障がいに対する理解を深めるため、各種イベントの開催などにより交流活動を促進するとともに、幼少期から思いやりの心を育てるため「心のバリアフリー」の推進を図ります。 ○行政は、「障がい者週間」のイベントの実施、福祉講座や勉強会の開催により啓発に努めます。 ○行政は、広く町民を対象としたイベントや行事が、障がい者も参加することを前提に開催されるよう障がい者への配慮と啓発・情報提供に努めます。 ○行政は、幼少期からの交流体験を通じた福祉教育の機会充実のため、保育園、幼稚園、小・中学校での児童・生徒と障がい児の交流の機会の創出と拡大を図ります。 ○行政は、障がいのある人に対する虐待や差別などの暮らしづらさを解消するため、相談支援体制やネットワークの構築を図ります。 ○行政は、障がいのある人が、安心して地域生活を継続できるように居住支援、相談、緊急時の体制づくりなどの機能を持つ「地域生活支援拠点」の整備を近隣市町と連携して進めます。	行政
(6) 制度の狭間で苦しむ高齢者や障がいのある人の孤立化防止と地域生活支援	行政は、地域包括支援センター・民生委員児童委員や地域で活動されている方々と連携し、単身高齢者などの引きこもり等により何らかの支援が必要である方の把握及び支援に努めます。 ○行政は、各関係機関や地域と連携し、何らかの支援が必要である方の把握に努めるとともに、その方のニーズと周囲の環境に合わせた支援へ繋げられるよう進めます。 ○行政は、各関係機関と連携し、より多くの方に介護度が軽度の段階で早期に支援し、これまでどおり地域で生活を継続できるよう体制づくりを検討します。	行政 地域包括支援センター 民生委員児童委員 地域

2 ボランティア活動の展開

〔基本認識〕

- 住みなれた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域住民や事業者・団体、行政機関などがお互いに協働・連携した活動を行う必要があります。

しかし、少子高齢化の進展にともない人材の確保が難しい状況となっています。これからは、地域で暮らす元気な高齢者や学生が、重要な社会資源であると認識し福祉活動を担う人材として発掘・育成をしていく必要があります。

- ボランティア活動は、気軽に参加できる活動から高齢者、障がい者、児童等福祉サービスを提供する専門的な活動までさまざまな活動領域があるため、意欲ある住民が参加しやすい環境を整備することが必要となります。
- 介護保険制度の改正により、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行し市町村で取り組むことになり、既存の介護サービスと福祉サービスを組み合わせた効果的なサービスの支援が求められています。ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とを上手に繋げていくためのボランティアコーディネーターの養成とボランティアセンターの機能充実に努める必要があります。

〔施策のねらい〕

- (1) ボランティア人材の発掘と育成
- (2) ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアセンターの機能充実

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) ボランティア人材の発掘と育成	行政・社会福祉協議会は、少子高齢化の進展に伴い福祉活動を担う人材が不足することが予想されることから、地域の元気な高齢者や学生を福祉活動の担い手として発掘・育成を推進します。 ○社会福祉協議会は、地域に住む元気な高齢者、老人クラブ等の参加者にボランティア活動の情報提供を行い福祉活動の担い手を育成します。 ○社会福祉協議会は、学生向けのボランティア出前講座などを通して、福祉活動の担い手の発掘・育成を推進します。 ○社会福祉協議会は、ボランティアの担い手を対象とした学習や研修活動を行い資質の向上と活動の継続を支援します。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する活動を協働して行うとともに、住民への情報提供を図ります。 ○行政・社会福祉協議会は、地域貢献や介護予防の推進を図るため、登録制度によりボランティア活動を行った人へポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度について検討します。	行政 社会福祉協議会
(2) ボランティアコーディネーターの養成	行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動をスムーズに推進するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを進めます。 ○社会福祉協議会は、ボランティアが必要な人とボランティア支援者を繋ぐ役割であるボランティアコーディネーターの養成を進めます。 ○行政は、ボランティアコーディネーターの活動や必要な連携と住民への情報提供を協働して行います。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(3) ボランティアセンターの機能 充実	行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動の中核を担うボランティアセンターについて、住民ニーズの増加に伴いセンター機能の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、人材の発掘・養成・研修・団体支援・団体活動の情報発信・利用調整などの事業が円滑に行われるようセンター機能の充実を図ります。 ○行政は、ボランティアセンターの活動周知のため情報提供を図ります。	行政 社会福祉協議会

～基本目標 2 温かに暮らせるまち～

1 必要なサービスを利用できる体制づくり

〔基本認識〕

- 町では、誰もが適切に情報を入手できる体制整備として、福祉の各担当窓口、広報誌やホームページ、出前講座などを活用した情報提供を行っていますが、情報が十分に届くような検討が求められています。
- 人口及び合計特殊出生率の減少、高齢化率の増加、核家族や単身世帯の増加などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに福祉に関する住民ニーズは年々増加し多様化しています。

このような中、状況に応じたサービスを提供するには、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制づくりが必要となります。

- 高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、関連する相談内容が増加傾向にあることから、これらに対応できるよう行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携し対応できるよう相談体制の充実が求められています。
- 子育て世帯の不安や悩み事の相談、ニーズに合わせた幼稚園・保育所などの施設や、子育て支援事業などから必要な支援を選択できるよう子ども・子育てに関する相談窓口の充実が必要となります。
- 民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役、情報提供や地域の潜在化したニーズを掘りおこし、サービスへ繋げる地域のアンテナ役、住民相互の支え合い活動の核、社会福祉協議会と連携した福祉コミュニティづくりの推進役など多くの役割が期待されています。

さらに、主任児童委員は、子どもたちが地域において、健やかで個性豊かに育つための支援者として期待されています。

これらのことから、バックアップ体制の充実や必要な情報の提供、研修事業の実施など支援体制の強化が必要となります。

〔施策のねらい〕

- (1)誰もが適切に情報を入手できる体制の整備
- (2)福祉関連事業者の情報提供の促進
- (3)総合相談窓口の設置
- (4)民生委員児童委員活動の支援

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)誰もが適切に情報を入手できる体制の整備		
①インターネットを活用した 情報提供の推進	行政は、ホームページ等のインターネットを活用した情報提供により、多くの情報を迅速に提供できるよう進めます。 ○行政は、高齢者・障がい者・児童等の福祉サービスについて、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、ボランティア団体の紹介・ボランティアの利用調整・活動状況の紹介など、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。	行政 社会福祉協議会
②出前講座等を活用した情報 提供の推進	インターネット等を活用できない住民に対して、行政や社会福祉協議会が実施している出前講座等を活用し、情報提供を進めます。 ○行政や社会福祉協議会は、インターネット等を活用できない住民に対して、出前講座を実施するとともに、広報誌・パンフレット等を活用し広く情報提供できるよう充実を図ります。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(2)福祉関連事業者の情報提供の促進		
①ホームページやパンフレットなどによる情報提供の促進	行政は、住民に広く情報提供できるように介護保険事業者などのホームページやパンフレットに連携・掲載できるよう調整を図ります。 ○行政は、介護保険・福祉関連事業者のサービス提供の内容やボランティア団体の活動内容等について、ホームページでの連携や各事業者のパンフレット作成時に掲載できるよう調整を図ります。 ○行政は、ホームページやパンフレット作成時に、必要に応じて各事業者へ情報提供の依頼を行います。	行政 事業者
(3)総合相談窓口の設置		
①総合相談窓口の確保	行政は、相談内容を一次的に聞き取り各関係機関へ繋げる窓口機関の確保を図ります。 ○行政は、高齢者・障がい者・児童等の相談内容にあわせた関係機関へ紹介するための一次機関を確保します。 ○社会福祉協議会は、経済的支援を必要とする住民に対する生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業等の相談窓口を確保します。	行政 社会福祉協議会
②関係機関の情報提供と連携	行政及び関係機関は、相談内容を適切な機関へ繋ぎ迅速に解決できるようにネットワークづくりを進め、お互いに情報提供を行い連携できる体制の構築を進めます。 ○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、高齢者・障がい者・児童等の相談や経済的支援に対応するため各機関と随時連携しネットワークづくりを進め、連携できる体制の構築を進めます。 ○行政は、経済的支援を必要とする住民の把握について、庁内各担当（税・水道・公営住宅）や社会福祉協議会・民生委員児童委員・地域等と連携し広く情報を集めます。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 民生委員児童委員 地域

区 分	内 容	実施主体
③子育て相談窓口の充実	行政は、子育てに関する不安や悩み事の相談について、相談窓口の充実を図りニーズに合わせた施設利用やサービスが受けられるよう努めます。 ○行政は、子育てに関する不安や悩み事を解消するため相談窓口の充実を図り、必要に応じて幼稚園・保育所などの各施設や子育て支援事業などの支援へ繋がるよう努めるとともに、子育て支援センターとの連携を図ります。 ○行政は、「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待の未然防止・早期発見・初期対応及び関係機関との連携強化に努めます。	行政
④高齢者虐待の相談窓口の充実	行政と地域包括支援センターは、各関係機関と連携し虐待の早期発見に努め、必要な支援が迅速かつ円滑に行えるよう相談窓口の充実を図ります。 ○行政と地域包括支援センターは、相談窓口の認知度を高めるため周知を行い、早期に相談できる体制づくりを進めます。 ○相談内容は、多岐にわたることが多いため、行政・警察・福祉団体などの関係機関において、虐待防止のためのネットワークづくりなど連携体制づくりを進めます。	行政 地域包括支援センター
⑤外部機関との連携	行政は、生活保護制度の対象とならない失業や疾病、ひきこもり、家族の介護などをきっかけに経済的支援を必要とする生活困窮者や社会的に孤立している方から相談がある場合、一次窓口として相談支援を行い、社会福祉協議会・北海道等と連携し必要な支援に繋がります。 ○行政は、生活困窮者の一時的な生活困窮に関する相談について、社会福祉協議会の応急援護資金・生活福祉資金を紹介します。 ○行政は、生活困窮者の生活相談について、必要に応じて北海道の自立相談支援機関へ情報提供し、各種生活困窮者自立支援方策の活用につなげます。	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(4) 民生委員児童委員活動の支援		
① 民生委員児童委員活動に必要な情報提供と活動支援	行政は、民生委員児童委員の活動に必要な情報提供を行うとともに、研修事業の実施など活動支援のバックアップ体制の充実を図ります。 ○行政は、地域の実情を把握する民生委員児童委員活動を支援するための必要な情報提供を行います。 ○行政は、民生委員児童委員活動を支援するため、研修事業の実施等の活動支援の充実を図ります。 ○民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役として潜在化したニーズを掘りおこし、必要なサービスを受けられるよう行政等の関係機関に繋がります。	行政 民生委員児童委員

2 福祉サービスの提供体制づくり

〔基本認識〕

- 福祉に関する住民のニーズは、多様化・複雑化しており子育て支援や介護保険・障害者自立支援の各制度の充実により、多くのサービス事業者によって介護サービスや福祉サービスが提供されていますが、これまで以上に保健・医療・福祉関係者・企業等が連携し、サービスを総合的に提供する仕組みづくりが必要となります。
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための子ども・子育て支援事業計画、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障がい福祉計画、高齢化の進行を踏まえて取り組むべき保健福祉施策を明らかにすることや介護保険制度の運営を円滑に進めるための高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これらの計画を推進し多様な福祉サービスの提供を確立することが必要となります。

また、各関係機関による連携と地域の支え合い活動など、総合的に調整・有効活用できる体制づくりが必要となります。

- 福祉サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択を確保するため、事業者に対し研修の実施や指導を行うことや第三者委員の活用、外部評価の仕組みづくりなど、福祉サービスの質の向上が求められています。

〔施策のねらい〕

- (1) 福祉サービス充実のための連携の促進
- (2) 福祉サービス施策の推進

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) 福祉サービス充実のための連携の促進	行政は、事業者が行う住民ニーズの多様化・複雑化に合わせたサービス提供の現状を踏まえ、今後より適切な支援を行うため、これまで以上に関係機関が連携し総合的に提供できる体制づくりを検討します。 ○行政は、相談窓口に寄せられた支援内容を適切なサービスに繋げることや多様な生活支援の取り組みをコーディネートする仕組みづくりを検討します。	行政 事業者
(2) 福祉サービス施策の推進		
①子育て支援施策の推進 (子ども・子育て支援事業計画)	行政は、子ども子育て世帯が安心して子どもを出産し育てることができるよう幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、ニーズに合わせた支援を円滑に行われるよう取り組みます。 ○行政は、子ども子育てに関する必要な体制整備を行います。 ○地域・民生委員児童委員は、「声かけ運動の推進」や「地域の見守り」等の活動を推進します。	行政 地域 民生委員児童委員
②障がい者（児）支援施策 (障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	行政は、障害者総合支援法に基づくすべての障がい者等が、可能な限り身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるよう対応を進めます。 ○行政は、障害者総合支援法の運用が円滑に行われるよう体制の充実に努めます。 ○行政は、サービスの量・質を確保しニーズを十分に把握して提供できる体制整備の充実に図ります。 ○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。	行政 地域 民生委員児童委員

区 分	内 容	実施主体
③高齢者支援施策 （高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	行政は、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康・生きがいを推進するとともに、地域全体で支え合う仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 ○行政は、高齢期を迎えても豊富な経験・知識や特技等を地域社会に活かせるような地域づくりを推進します。 ○行政は、可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう地域で連携・協働して「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 ○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。	行政 地域 民生委員児童委員
④福祉サービスの質向上	行政は、福祉サービスの質向上のため、福祉人材の育成、第三者評価の活用を検討、各種指導の充実を図ります。 ○行政は、福祉人材の育成のため、専門職員や町職員に対して、地域福祉に関する研修を実施し意識啓発を図ります。 ○行政は、第三者評価の活用について、関係機関と連携し、外部評価の仕組みを検討します。 ○行政は、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導時に、障がい者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。 ○行政は、介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。	行政

3 権利擁護の推進

〔基本認識〕

- 成年後見制度は、財産管理という私的な問題と捉えられる傾向があることや、独居の高齢者で認知症の進行により地域での生活が困難になり施設入所となる場合や、障がい者で親の死去などによる家族支援の継続が困難になった場合など、生活上で大きな課題が生じ、初めて対症療法的に利用を検討されることが多くあります。
- 成年後見制度が普及しない要因のひとつとしては、財産管理以外のメリットを感じられないことが考えられるため、認知症高齢者や障がい者の意思決定支援や身上監護等の福祉的な観点も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とする必要があります。
- 認知症の人など判断能力が不十分な高齢者とその家族等が安心して暮らせるように、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成及び活動の支援が求められています。
- 社会福祉協議会では、地域で安心して暮らすために判断力が十分でない人の日常的金銭管理サービスや書類等の預かり福祉サービスなどの支援を実施していますが、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋がるように関係機関による権利擁護支援の連携強化が求められています。

〔施策のねらい〕

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 日常生活自立支援事業の推進と需要増加に伴う生活支援員の人材確保

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)成年後見制度の利用促進	行政は、成年後見制度について、これまでの障がい者や認知症高齢者の財産管理に加えて、意思決定支援や身上監護等の福祉的な成年後見制度の理解を深め利用者がメリットを実感できる仕組みづくりを関係機関と連携しながら検討します。 また、本人を主体としたチームケアを想定し、地域における権利擁護支援の連携ネットワークの構築や、連携ネットワークの中核となる機関について検討します。 ○行政は、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の周知・広報活動や相談対応を行います。 ○行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターは、意思決定が困難な人や判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人の早期発見、支援を行います。 ○行政は、社会福祉協議会と連携し、美幌町成年後見支援センターの運営を進め、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。 ○行政は、成年後見制度について、本人への説明や支援を十分意識し、本人を中心とした「チーム」による支援を実施し、地域で日常生活が継続できるよう既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みとなる「地域連携ネットワーク」の構築や司令塔機能・事務局機能・進行管理機能を担う「中核機関」の在り方について検討します。 ○行政は、社会福祉協議会と連携し、今後の親族による支援困難に伴う利用増加に対応するため、成年後見支援センターの機能が十分に発揮されるよう市民後見人の養成と必要な研修を実施します。 ○行政は、成年後見制度の利用に係る費用を助成するとともに、必要に応じて町長申立を行います。	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター

区 分	内 容	実施主体
(2) 日常生活自立支援事業の 推進と需要増加に伴う生 活支援員の人材確保	社会福祉協議会は、日常生活を営むことはできるが、必要な手続き・支払い等の行為に不安があるなどの判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活ができるよう、行政と連携し日常生活自立支援事業の実施体制について推進を図ります。 ○社会福祉協議会は、認知症高齢者や障がい者などが安心して日常生活を営むことができるよう「成年後見制度」と連携し、住民のニーズに合わせた支援のため「日常生活自立支援事業」の推進と窓口機関の充実を図ります。 ○社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の需要増加に伴う生活支援員の人材確保を行政と連携し進めます。 ○行政は、社会福祉協議会が実施する事業の周知と住民からの相談に対し適切な利用が図られるよう調整・連携を図り、体制整備に努めます。	行政 社会福祉協議会

※この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年(2016 年) 法律第 29 号)」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」として位置付けるものです。

～基本目標 3 安心・安全なまち～

1 生き生きと暮らせるまちづくり

〔基本認識〕

- 少子高齢化社会の現在においては、健康寿命を延伸し誰もがいつまでも健康で生き生きと暮らしていくことが求められています。
我が国は、生活水準の向上や医療の進歩などにより平均寿命が伸び、世界でも高い水準になっていますが、がんや脳血管疾患や心臓病などの生活習慣病の割合が増加し、介護を必要とする方の増加や医療費の増大が社会問題となり対応が求められています。
- 日常生活において、趣味や人との交流により生活を充実させることは生きがいとして生活に張りを与える可能性があります。元気で生き生きと生活する方が多い地域は、地域活動の活性化や地域福祉の向上に繋がるものと期待されます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには就労の場が欠かせません。そのため、関係機関と連携し雇用啓発を図り、社会参加を促進することが必要です。
- 地域福祉活動については、地域住民が世代を超えて交流することが下地となり、こうした交流活動が活発に行われるよう地域に開かれた拠点整備や既存施設等の活用が必要となります。

〔施策のねらい〕

- (1)健康づくり施策の推進（健康増進計画）
- (2)生涯学習の推進
- (3)雇用啓発と情報提供
- (4)地域住民等が集う拠点づくりの整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)健康づくり施策の推進 (健康増進計画)	長生きを楽しむ生活を続けるためには健康寿命の延伸は欠かせません。健康増進計画では重点的な取り組みとして次の４項目を推進します。 ○行政は、「生活習慣病」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「たばこ」の４項目を重点項目として各種施策を推進します。	行政
(2)生涯学習の推進		
①生涯学習による生きがいづくり	行政は、生涯学習の推進、学んだことを活かす支援の充実を図ります。 ○行政は、マナビティーセンター登録サークルの協力による初心者教室や活動成果発表会等の開催やサークル活動情報の提供を通して参加奨励と機会充実を図ります。 ○行政は、高齢者を含め、知識や技能を持つ人材を発掘しリスト化することによりあらゆる機会において活用できるよう努めます。	行政
②地域と繋がるきっかけづくり	行政は、高齢者、障がい者、子育て世代などの各段階に応じた生涯学習ができるよう内容の充実を図ります。 ○行政は、生涯学習へ興味を持てるようニーズ把握に努め、生涯学習内容の多様化や充実を図り、地域住民が参加しやすい体制を作ること、住民の繋がりや支え合いを推進します。 ○行政は、団体やサークルの紹介・各種事業や教室・講座、イベントを広報誌に掲載するとともに町ホームページでもお知らせし、より一層の内容充実を図ります。	行政

区 分	内 容	実施主体
(3)雇用啓発と情報提供	年齢や障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活するためには就労の場が欠かせません。行政は、あらゆる機会を通じて住民への理解・事業所への啓発を進めます。 ○行政は、高齢者・障がい者・ひとり親等の就労制限に対する住民理解を深めるため、ホームページ・広報誌等を活用し、啓発を行います。 ○行政は、町内各事業者に対して雇用への理解を求め、就労支援企業からの物品・役務の調達を配慮するなど雇用推進に努めます。	行政 事業者
(4)地域住民等が集う拠点づくりの整備	行政は、地域福祉活動の活性化の下地となる地域住民の世代を超えた交流活動が活発に実施できるような地域に開かれた拠点整備を検討するとともに、既存施設等が有意義に活用されるよう取り組みを促進します。 ○行政は、地域住民が世代を超えて連帯意識を高め健康で文化的な地域社会の発展のため町内の集会室の利用について有意義に活用されるような取り組みを促進します。 ○行政は、地域保健福祉活動を効果的に推進するため、保健福祉総合センターのさらなる有効活用を検討します。	行政

2 安心安全に暮らせるまちづくり

〔基本認識〕

- 高齢者・障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、公共機関の施設整備や既存施設の設備改修が必要になります。施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために公共建築物・公共施設のバリアフリー化を推進しています。町の公共施設では、順次施設改修が進められていますが、新規施設整備にあたってはユニバーサルデザイン導入により誰にでも優しいまちづくりを進めていきます。
- 車いすの利用者や介護が必要な高齢者・重度の障がい者などが、行きたいときに行きたい場所に移動できるよう、地域で誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう環境を整備することが求められています。
- 高齢者や障がい者、子どもなど交通事故に遭う可能性が高い人々に配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。
- 国内の大規模災害時には、高齢者や障がい者の方が多数亡くなられたことから、実効性のある避難支援ができるよう体制整備が求められているため、具体的な手法と関係機関の連携を進めます。
また、災害が発生した場合の初期対応として、自主防災体制の整備の促進と自主防災訓練の支援をします。

〔施策のねらい〕

- (1) 快適で利用しやすい環境の整備
- (2) 交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- (3) 地域バス等の公共交通手段の整備
- (4) 交通安全対策の推進
- (5) 災害に備えた体制整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)快適で利用しやすい環境の整備		
①公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	行政は、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために公共機関の施設整備と既存施設の改修を進めます。 ○行政は、公共施設のバリアフリー化の基準に適合する既存施設の改修やユニバーサルデザイン導入による施設整備を推進します。 ○行政は、特別特定建築物が建築される際には、建築物移動等円滑化基準に適合する施設となるよう指導します。	行政 事業者
②高齢者、障がい者の住宅の改善促進	行政は、高齢者や障がい者が日常生活を安心して快適に過ごすことができるよう住宅のバリアフリー化情報を提供します。 ○行政は、高齢者や障がい者などが住宅の「バリアフリー化」を行う際、各支援制度の紹介や税制面での優遇など必要な情報を提供します。	行政
(2)交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	行政は、誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう道路環境の整備を推進します。 ○行政は、道路改修の際には、歩道の段差解消・視覚障害者誘導用ブロック設置・幅広歩道など道路移動等円滑化基準を満たすバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入による道路整備を推進します。	行政
(3)地域バス等の公共交通手段の整備	行政は、高齢者、障がい者などが、利用しやすい公共交通手段の整備推進に努めます。 ○行政は、阿寒バス美幌循環線(ワンコインバス)、混乗スクールバスの運行が継続されるよう支援に努めます。 ○行政は、農村地域の交通手段確保のため、乗合タクシーの運行が確保されるよう支援に努めます。 ○住民の状況に合わせた交通手段の支援ができるよう制度の周知に努めます。	行政

区 分	内 容	実施主体
(4) 交通安全対策の推進	行政は、高齢者、障がい者、子どもなどに対応した交通安全教育の充実に努めます。 ○行政は、高齢者・一般・小中学生の交通安全教室を継続します。 ○行政は、高齢者・障がい者等に配慮した交通安全対策の啓蒙啓発を行います。	行政
(5) 災害に備えた体制整備		
① 災害時避難行動要支援者台帳の整備	行政は、災害時に避難行動要支援者の安否確認を速やかに行うため、避難行動要支援者台帳及びマップを整備し随時更新を行います。 ○行政は、対象者に台帳への登録を促し実用的な台帳作成を推進します。 ○地域は、台帳への登録を呼びかけ、台帳整備とともに、整備過程により得られた情報で支え合いの体制構築を図ります。 ○行政と地域及び関係機関は、台帳の情報を共有し支援体制の整備を進めます。	行政 地域
② 災害に備えた情報・組織の実用化	行政は、災害時における支え合い体制の整備確認を推進します。 ○行政は、自主防災組織の整備支援、救護・避難体制（要支援者マップ等）の情報更新を行います。 ○地域は、自主防災組織を中心に要支援者マップを活用し避難体制の構築を図ります。 ○社会福祉協議会は、災害発生後の生活再建のため、被災者を支援する災害ボランティアセンター開設の準備を進めます。	行政 地域 社会福祉協議会
③ 日頃からの支え合い体制の整備と見守り活動の実施	行政は、関係機関による地域の支え合い体制の整備推進及び見守り活動強化を支援します。 ○行政は、高齢者等の見守りを実施するため、緊急通報システム設置・愛のふれあい訪問・除雪サービス・配食サービス等の福祉施策を推進します。 ○行政・関係機関は、高齢者等ＳＯＳネットワーク・地域見守り活動事業などの見守りネットワークの充実に努めます。 ○社会福祉協議会は、配食サービス・やすらぎ支援事業・地域たすけあいチームの支援等の事業充実に努めます。	行政 関係機関 社会福祉協議会

第5章

計画の推進

- 1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による事業の推進
- 3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価

第5章 計画の推進

1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進

第3期計画は、町民、事業者、行政が互いに連携し、次に掲げるそれぞれの役割を認識しながら、出来ることを積み重ねることで、基本理念として示した地域社会の実現を目指して推進していきます。

(1) 地域住民の役割

地域福祉の主役である地域住民は、活動を活発化するため行政や社会福祉協議会と協働しながら、推進主体であるという認識を持ち、自主的に活動を展開し、地域での見守りや支え合いを強化していく必要があります。

さらに、福祉事業者・医療機関・企業などと連携することで効果的な地域福祉の推進が可能となります。

なお、年齢などを理由として、支える側と支えられる側を区別することなく、時に支え・時に支えられる関係を地域において築き、多くの方が支え合いの仕組みの一端を担うことにより、地域福祉の推進が図られることが求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 行政の役割

行政は、町民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割があります。保健福祉分野の各施策充実と、新たな福祉制度への対応、さらには、支援を必要とする住民へ適切な福祉サービスが行われるよう各分野からなる体制整備を図ることにより、多様なニーズに対応する組

織づくりを進めます。

行政は、美幌町の福祉の方向性を定めること及び地域住民が活動しやすい体制づくり並びに必要な情報の提供に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核的役割を担います。地域福祉実践計画の推進により、地域住民組織の支援や福祉教育、ボランティア人材の養成と資質の向上や啓蒙啓発などその役割は多岐にわたります。

地域住民や行政・福祉事業者・関係団体との協働により地域福祉推進を図ります。

3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価

第3期美幌町地域福祉計画の期間は8か年ですが、計画の推進と並行して随時推進評価し、地域福祉推進における課題の見直しをすることにより次期計画の課題抽出を行います。

地域福祉の推進や評価の管理、次期計画の策定の方針など必要な議論は美幌町地域福祉計画策定委員会で実施しますが、評価内容はインターネットを活用した公表により、計画見直しや地域福祉の実践に繋がるものと考えます。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画の評価・見直し等の検証を行い課題の共有や方針決定などの連携を図ります。

第 6 章

資 料

第6章 資料

策 定 経 過

時 期	内 容
平成 31 年 2 月 25 日	美幌町地域福祉計画策定委員募集（～3 月 29 日迄）
平成 31 年 4 月 16 日	第 1 回美幌町地域福祉計画庁内検討委員会
平成 31 年 4 月 25 日	第 1 回美幌町地域福祉計画策定委員会
平成 31 年 5 月 15 日	美幌町地域福祉計画アンケート（～5 月 31 日迄）
令和 元年 8 月 13 日	庁内検討委員による第 2 回策定委員会議案内容確認 （～8 月 19 日迄）
令和 元年 8 月 27 日	第 2 回美幌町地域福祉計画策定委員会
令和 元年 10 月 25 日	庁内検討委員による第 3 回策定委員会議案内容確認 （～11 月 8 日迄）
令和 元年 11 月 27 日	第 3 回美幌町地域福祉計画策定委員会
令和 2 年 1 月 6 日	庁内検討委員による第 4 回策定委員会議案内容確認 （～1 月 10 日迄）
令和 2 年 1 月 15 日	第 4 回美幌町地域福祉計画策定委員会
令和 2 年 2 月 14 日	パブリックコメント（～3 月 16 日迄）
令和 2 年 3 月 17 日	パブリックコメントの実施結果の公表
令和 2 年 3 月 18 日	第 3 期美幌町地域福祉計画の決定

美幌町地域福祉計画策定委員会委員名簿

団 体 名	委員氏名
美幌町自治会連合会	藤 井 幸 夫
美幌町老人クラブ連合会	池 森 京 子
美幌町ボランティア連絡協議会	遠 藤 智恵子
美幌医師会	平 間 圭 介
美幌歯科医師会	小 柳 伸 之
美幌商工会議所	横 山 清 美
美幌町民生委員児童委員協議会	石 川 亘
美幌町社会福祉協議会	菅 野 隆 秋
美幌町地域包括支援センター	佐々木 将 明
美幌町障害者自立支援協議会	宮 上 憲 之
美幌町社会教育委員会	早 田 眞 二

美幌町附属機関に関する条例＝抜粋＝

(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

第4～5条 省略

(任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることができる。

3 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

第9～13条 省略

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条関係)

設置	附属機関名 (設置根拠法令 及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及 び選任 方法	主管 部局
町 長	美幌町地域福祉計画策定委員会	・美幌町地域福祉計画の策定に関すること。 ・美幌町地域福祉計画に関する調査及び研究 ・その他目的達成に必要なと認められる事項	15 人 以内	・福祉に関し識見を有する者 ・町民関係団体等の関係者 ・福祉関係団体等の関係者 ・公募により選任された町民	計画策定 (見直しを含む。)の期間	委員長 副委員長 委員 ※委員の互選	民生部

美幌町地域福祉計画庁内検討委員会名簿

検討委員会（主幹職）		ワーキンググループ（主査職）
総務部	防災危機管理主幹	防災担当
	まちづくり主幹	交通安全担当
建設水道部	建設主幹	建設担当
	建築主幹	建築担当
経済部	商工観光主幹	商工労政担当
教育委員会	社会教育主幹	社会教育担当
民生部	福祉主幹 健康推進主幹	民生担当
		障がい福祉担当
		高齢者福祉担当
		介護保険担当
		成人保健担当
		母子保健担当
	児童支援主幹	業務担当

美幌町地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉計画の検討を進めるにあたり、美幌町地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究並びに検討を行う。

- （1）地域福祉計画の策定に関すること
- （2）総合的な地域福祉の推進に関すること
- （3）その他目的達成に必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉主幹が、副委員長は健康推進主幹をもってあてる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第5条 委員会は、その運営を円滑に行うため、別表に定める者で構成するワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの座長は、保健福祉グループ民生担当主査をもってあてる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、民生部保健福祉グループに置き、その庶務を行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

社会福祉関連施設等一覧

区分	種 別	施 設 名	住 所
高齢者関係	老人憩の家		美幌町字青山北2番地の1
介護保険関係	介護予防支援事業所	美幌町地域包括支援センター	美幌町字東3条北2丁目1番地
	居宅介護支援事業所	アミニティ美幌指定居宅介護支援事業所	美幌町字仲町2丁目38番地の2
		美幌地域ケアプラン相談センター	美幌町字新町1丁目3番地の1
		しあわせ介護センター	美幌町字東2条南1丁目1番地の25
		みんと美幌ケアプラン相談センター	美幌町字日の出1丁目2番地の4
		いなみ介護支援センター	美幌町字稲美59番地の129
	訪問介護 (介護予防訪問介護相当サービス)	しあわせ介護センター	美幌町字東2条南1丁目1番地の25
		みんと美幌ケアセンター	美幌町字日の出1丁目2番地の4
		いなみ介護支援センター	美幌町字稲美59番地の129
		ホームケアサポートれい	美幌町字新町2丁目75番地 2階
		ヘルパーステーションアミニティ美幌	美幌町字稲美105番地の7
	通所介護 (介護予防通所介護相当サービス)	あさひデイサービスセンター	美幌町字稲美105番地の6
	訪問看護 (介護予防訪問看護)	美幌地域訪問看護ステーション	美幌町字新町1丁目3番地の1
		訪問看護ステーション美幌すずらん	美幌町字仲町2丁目38番地の2
	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	介護老人保健施設 アミニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2
	通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	介護老人保健施設 アミニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2
	地域密着型認知症対応型共同生活介護 (介護予防地域密着型認知症対応型共同生活介護)	グループホーム ほうゆう	美幌町字元町28番地の42
		あさひグループホーム	美幌町字稲美105番地の6
		すろー・らいふ美幌	美幌町字野崎11番地の1
		グループホーム和とりさと館	美幌町字鳥里2丁目5番地の12
	地域密着型通所介護 (介護予防通所介護相当サービス)	デイサービスセンターみんと美幌	美幌町字日の出1丁目2番地の4
		LIFE REHABILITATION 希望のつばみ 美幌	美幌町字大通北4丁目19番地の4
	地域密着型認知症対応型通所介護 (介護予防地域密着型認知症対応型通所介護)	すろー・らいふ美幌	美幌町字野崎11番地の1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム 緑の苑	美幌町字稲美105番地の7
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 緑の苑	美幌町字稲美105番地の7
	介護老人保健施設	介護老人保健施設 アミニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2
	短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	緑の苑短期入所生活介護事業所	美幌町字稲美105番地の7
	短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設 アミニティ美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の2
	住宅型有料老人ホーム	リビングケア・シーズン美幌	美幌町字大通北2丁目20番地の1

社会福祉関連施設等一覧

区分	種 別	施 設 名	住 所
障がい者関係	医療型障害児入所施設	美幌療育病院	美幌町字美富9番地
	療養介護施設	美幌療育病院	美幌町字美富9番地
	短期入所	医療型 指定知的障害者短期入所事業所「美幌療育病院」	美幌町字美富9番地
		福祉型 ソング短期入所	美幌町字新町1丁目7番地の18
		スマイル短期入所	美幌町字新町1丁目7番地の18
	就労継続支援A型事業所	まちの洋食屋らぐう	美幌町字東町2丁目9番地の16
		まちのパン屋さん美富ベーカリー	美幌町字美富29番地の1
	就労継続支援B型事業所	美幌えくぼ福祉会	美幌町字東3条北2丁目1番地
		ワークセンターびぼろ	美幌町字美富9番地
		ワークセンターびぼろ「新町あすなろ」	美幌町字新町1丁目37番地の2
	グループホーム	コミュニティーハウス あかり	美幌町字仲町1丁目141番地の40
		グループホーム ソング	美幌町字新町1丁目7番地の18
		グループホーム スマイル	美幌町字新町1丁目7番地の18
	地域活動支援センター	よりみち	美幌町字新町1丁目37番地の2
	日中一時支援事業所	菜のはな広場	美幌町字東1条南1丁目9番地の1
児童関係	保育園	美幌保育園	美幌町字西2条北2丁目4番地の52
		東陽保育園	美幌町字栄町4丁目4番地の5
	認可外保育所	ひまわり保育園	美幌町字三橋南32番地の5
		美幌療育病院 どんぐり保育所	美幌町字美富9番地
		上美幌保育所	美幌町字美富416番地の12
		福住保育所	美幌町字福住635番地の1
		田中保育所	美幌町字田中466番地の6
	児童センター		美幌町字新町1丁目37番地
	放課後児童クラブ	美幌学童保育所	美幌町字西2条北4丁目
		東陽学童保育所	美幌町字栄町3丁目
		旭学童保育所	美幌町字稲美140番地の2
	障害児放課後等デイサービス	マイスペース美幌	美幌町字仲町2丁目38番地の1
	子ども発達支援センター		美幌町字仲町1丁目142番地の69
その他	幼稚園	美幌大谷幼稚園	美幌町字西2条南1丁目
		美幌藤幼稚園	美幌町字栄町1丁目10番地の6

美幌町の地域福祉に関する意識調査
報 告 書



令和元年 7 月
美幌町

— 目 次 —

- 1 調査の概要
- 2 回答者について
- 3 地域との関わりについて
 - (1) 近所づきあいの程度
- 4 地域福祉について
 - (1) 高齢者、障がい者の方々に対して必要だと思われる支援
 - (2) 子育て中の家族等に対して必要だと思われる支援
 - (3) 自主的な協力関係の必要性
 - (4) 日常生活の悩みや不安
 - (5) 悩みや不安の相談先
- 5 福祉サービスについて
 - (1) 福祉サービス利用の意向
 - (2) 介護が必要になった場合
 - (3) 今後必要な町の取組み
 - (4) 福祉サービスに関する情報の入手先
 - (5) ボランティア活動について
- 6 今後の行政運営について
 - (1) 今後、町が取り組むべき優先施策
 - (2) 成年後見制度について
 - (3) 生活困窮者の支援について

1 調査の概要

1 調査の目的

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、町民・関係機関、団体と行政が連携し、地域住民が互いに助け合い、支えあう仕組みづくりを、ともに考え、進めていく必要があります。「美幌町地域福祉計画」は、こうしたまちづくり・仕組みづくりのための計画であり、この意識調査は、その策定に向けての取り組みの一環として実施するものです。

この調査を通じて「地域福祉」に対する町民の皆さんの考え方や意見を寄せていただき、「地域福祉計画」策定にあたっての貴重な資料とさせていただくとともに、今後の福祉施策の推進に役立てていきたいと思っております。

2 調査の対象

本町在住の 18 歳以上の町民、1,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）

3 調査方法

郵送による配布・回収

4 調査の結果

○配布票数	1,000 票
○回収・有効票数	350 票
○回収率	35.0%

5 集計上の注意事項

- 回答率などは、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを表記した。このため、合計が 100.0%にならないことがある。
- 複数回答方式（マルチ回答）の設問では、百分率の合計が 100%を超えることがある。
- グラフ中の数値は件数または割合（%）である。
- 自由回答については、回答者を尊重してできるだけ原文で掲載することとした。

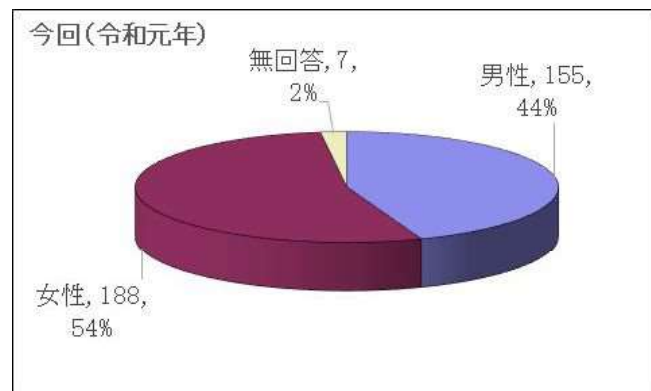
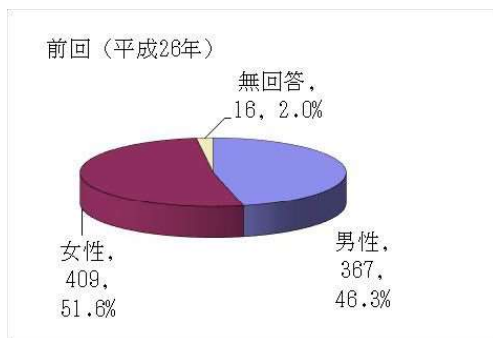
6 実施期間

令和元年 5 月 15 日から令和元年 5 月 31 日まで

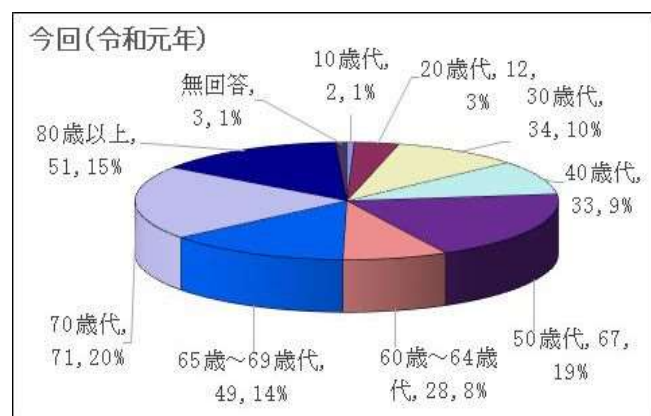
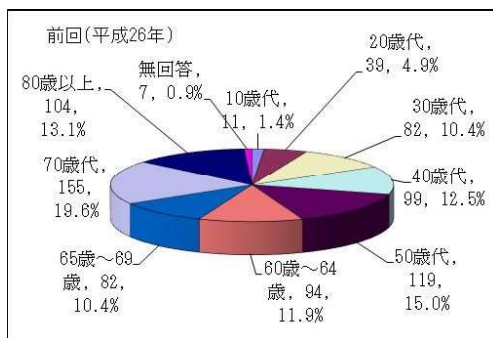
2 回答者について

- ・回答者は女性が多く、全体の 54% を占めた。
- ・回答者の年齢構成は、50 歳代以上が 76% を占め、70 歳代が 20% で一番多い。
- ・回答者の家族数は、2 人が最も多く 48% を占めた。同居家族は、配偶者が最も多く 45% を占めた。
- ・回答者の家族構成は、65 歳以上の方が最も多く 28.1% を占めた。

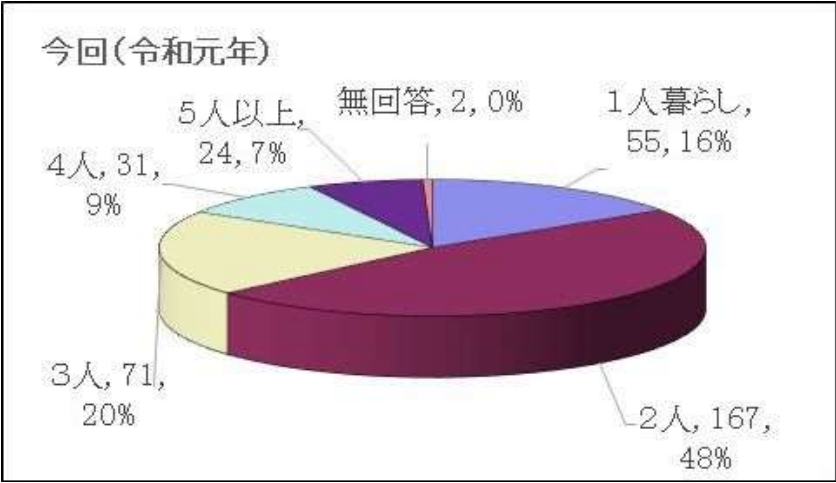
問 1 回答者の性別



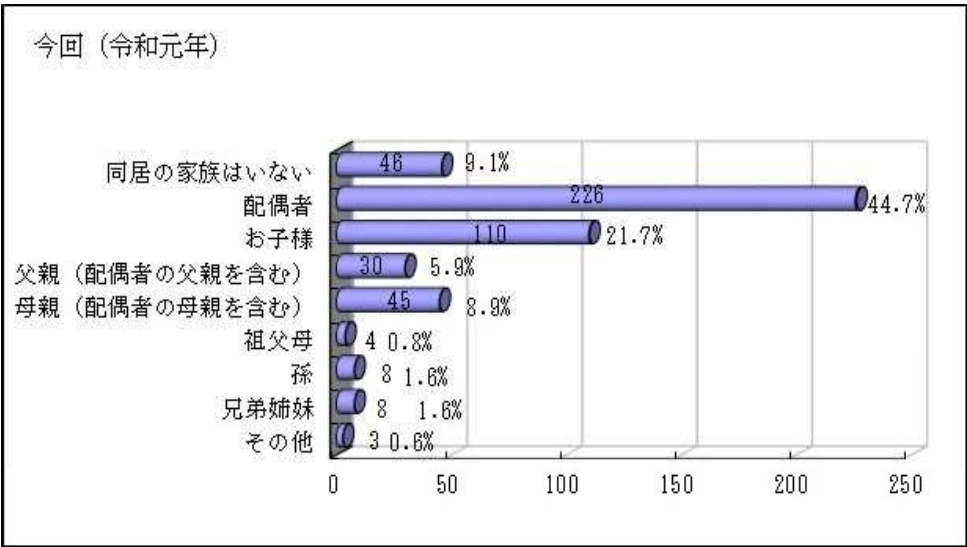
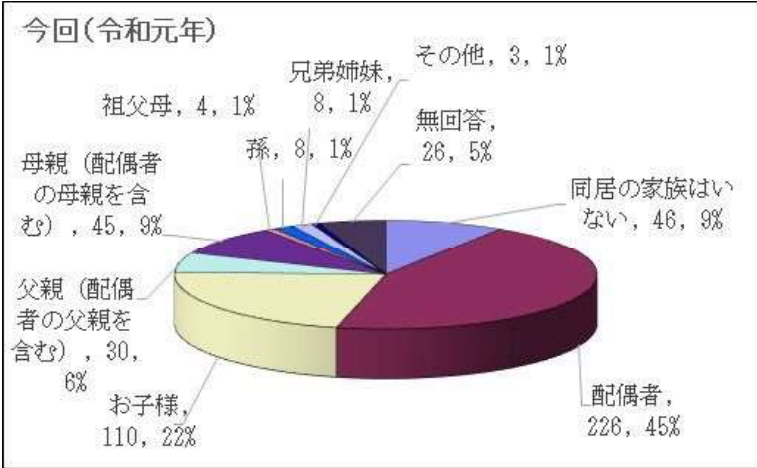
問 2 回答者の年齢



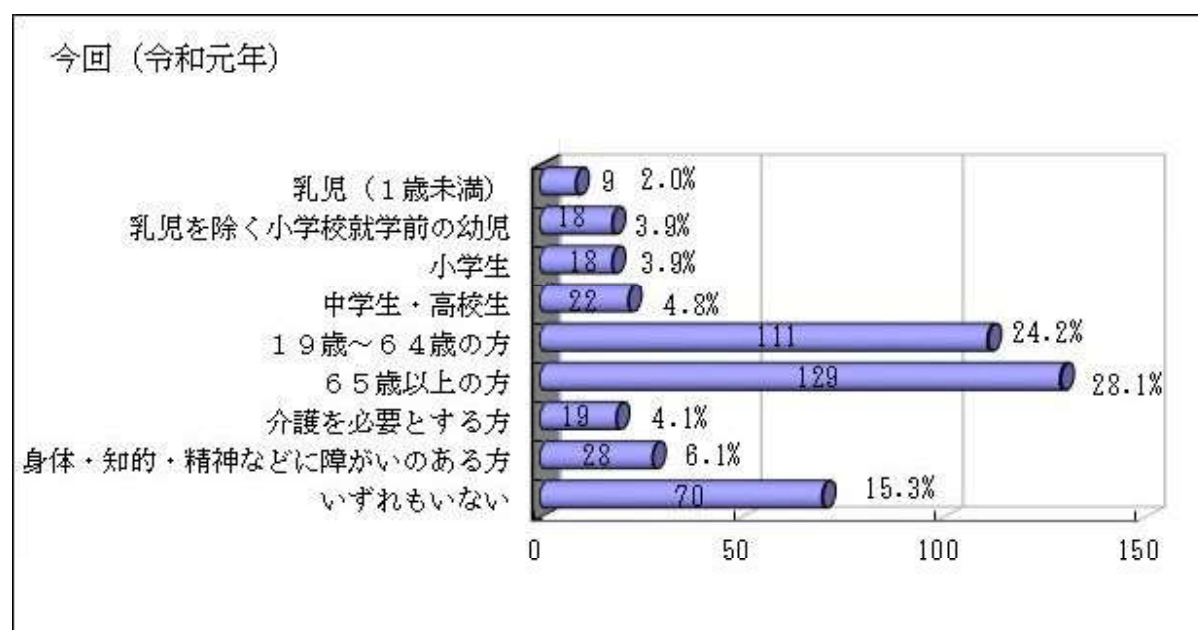
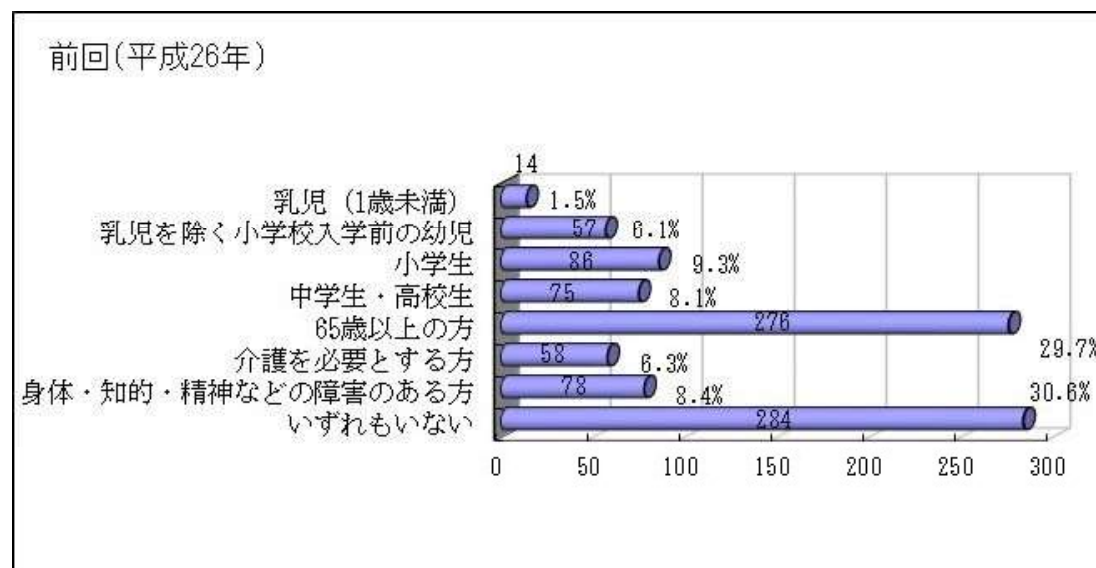
問 3 同居の家族の人数



問 4 同居の家族



問5 回答者の家族構成

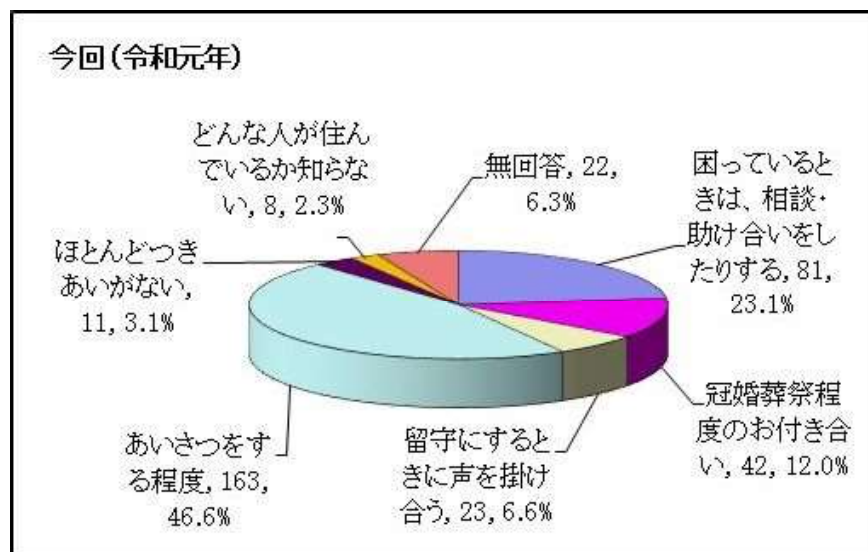
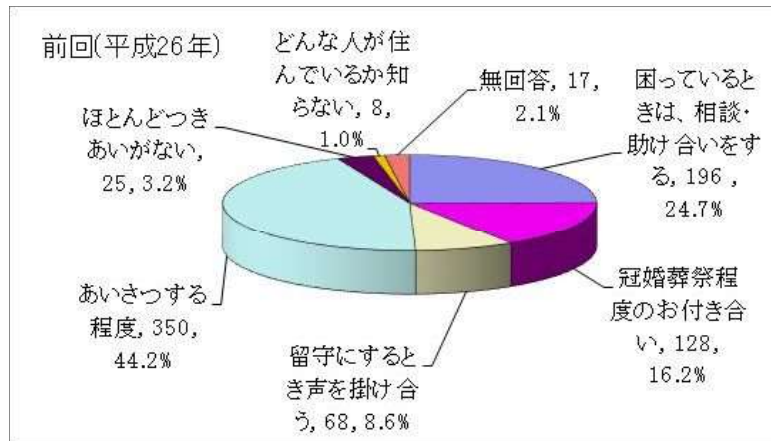


3 地域との関わりについて

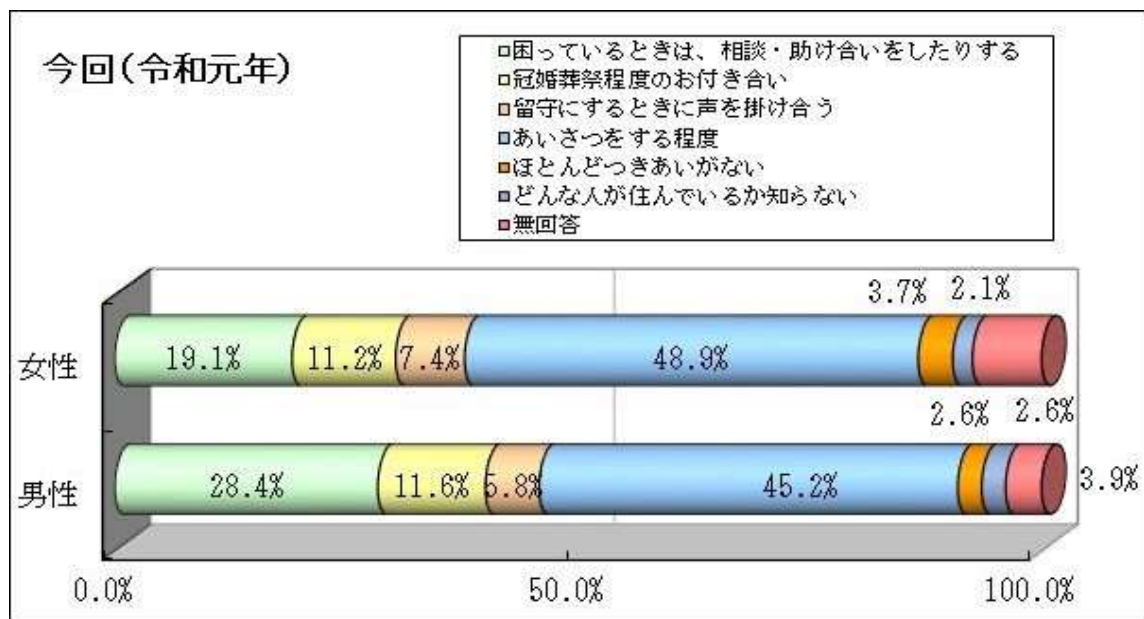
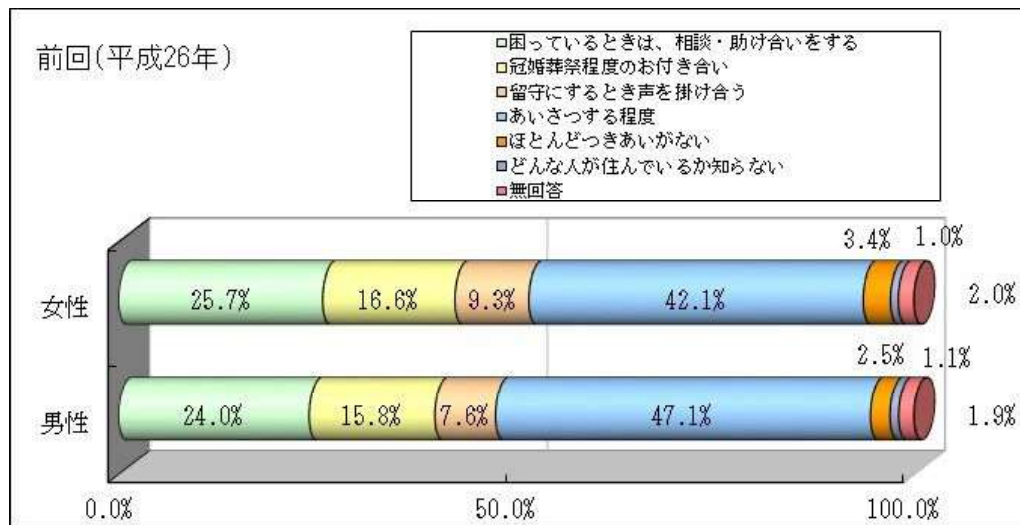
* 近所づきあいの程度 *

- ・お付き合いの程度については、「困っているときは、相談・助け合いをしたりする」「冠婚葬祭程度のお付き合い」「留守にすると声を掛け合う」が 41.7% を占め、前回の 49.5% より減少している。また、「あいさつをする程度」が 46.6% を占め、前回の 44.2% から増加していることもあり疎遠傾向にある。
- ・男女別では、「困っているときは、相談・助け合いをしたりする」が、女性より男性の方が多くの割合を占めている。
- ・年代別では、各年代とも「あいさつをする程度」が多く、特に 10 歳代～50 歳代までは 50% 以上を占めた。
- ・「手伝ったことがない」と回答した方で、「機会あればしてみたい」という方は、63.1% を占めているが、前回の 77% からは減少している。

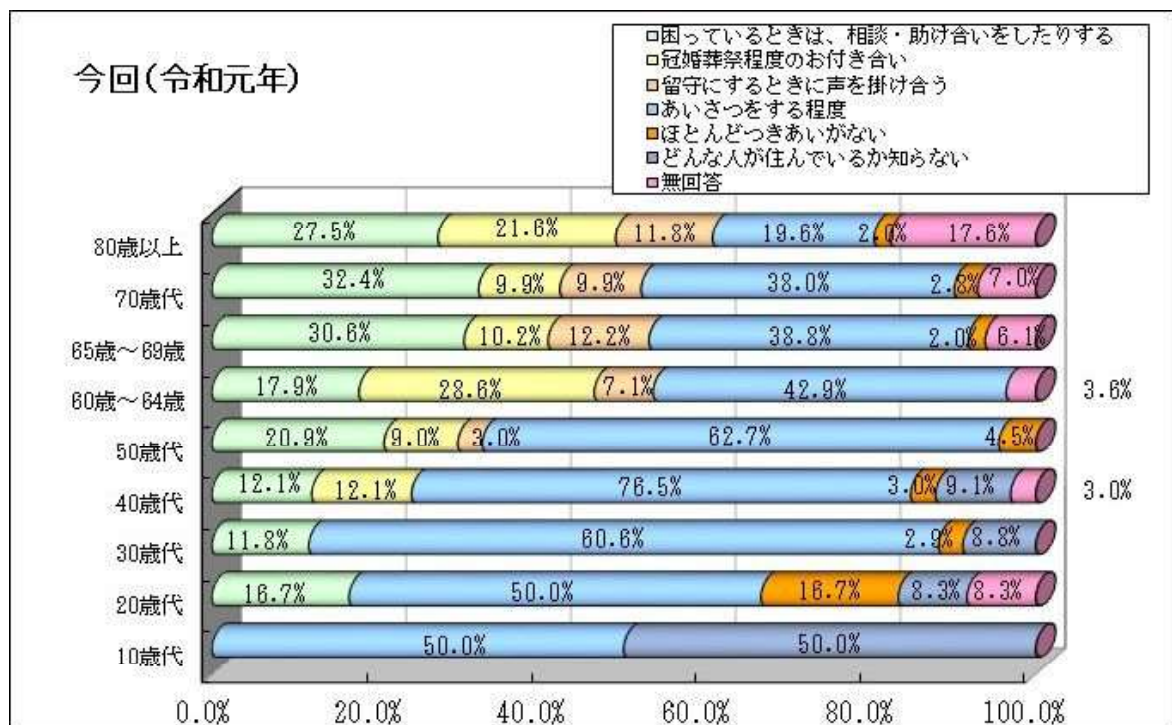
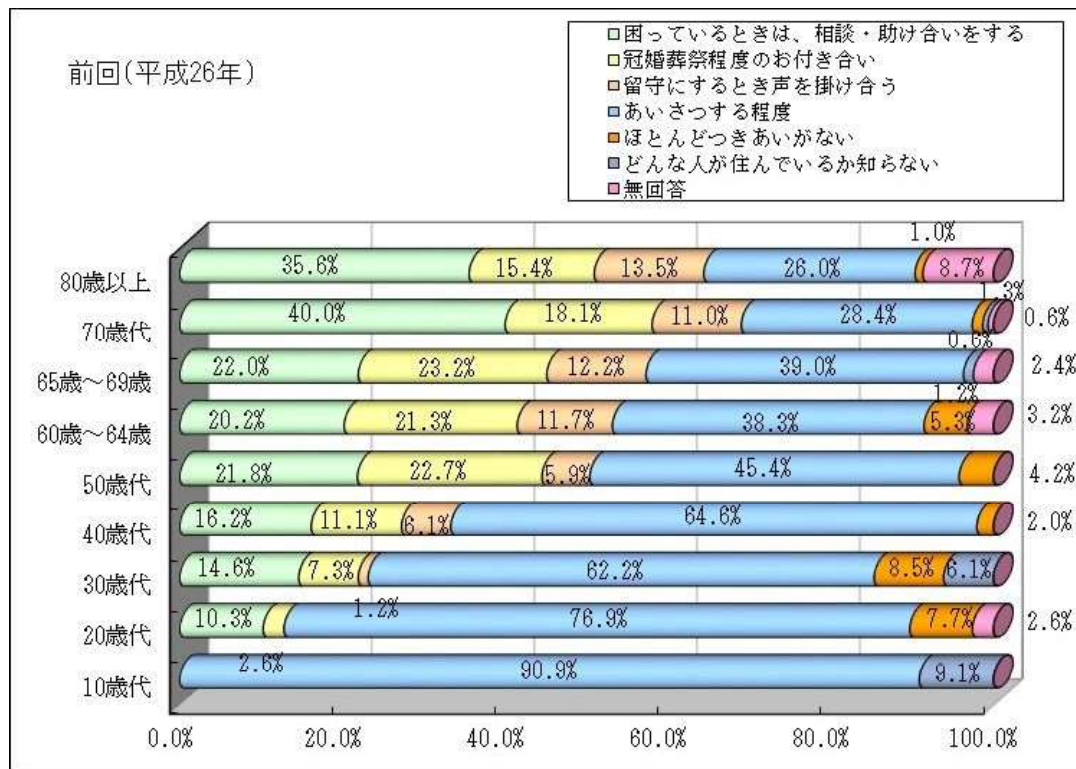
問 6 近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか



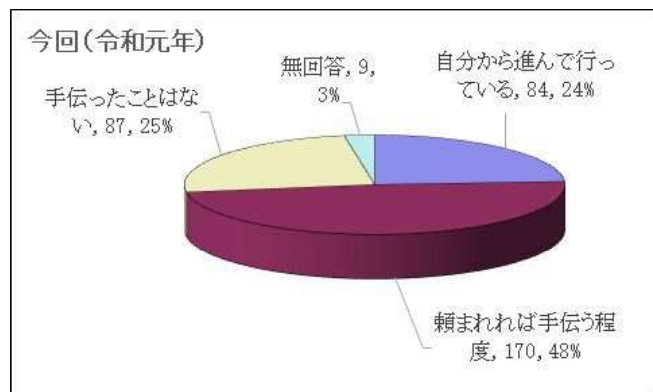
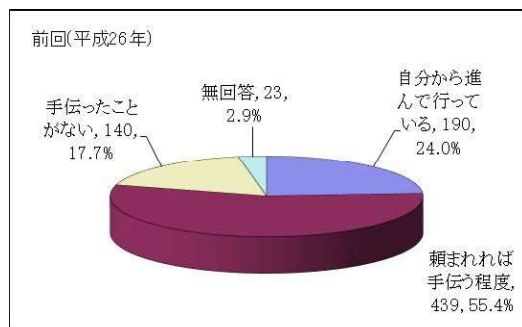
男女別「近所の人とおつきあいの程度」



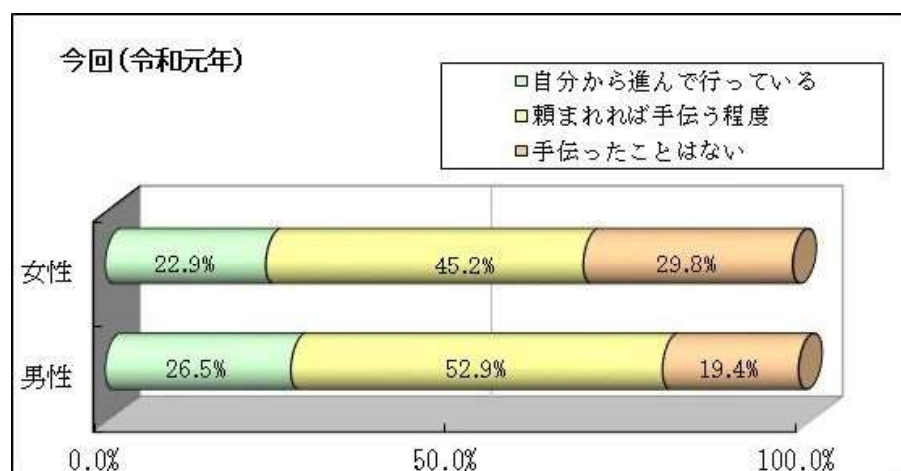
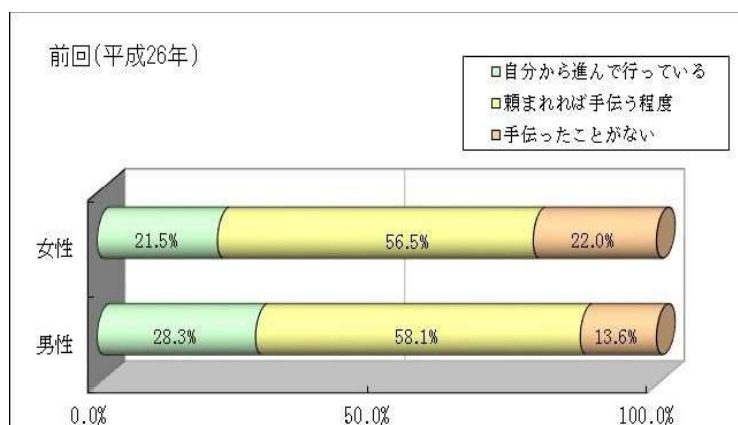
年代別「近所の人とおつきあいの程度」



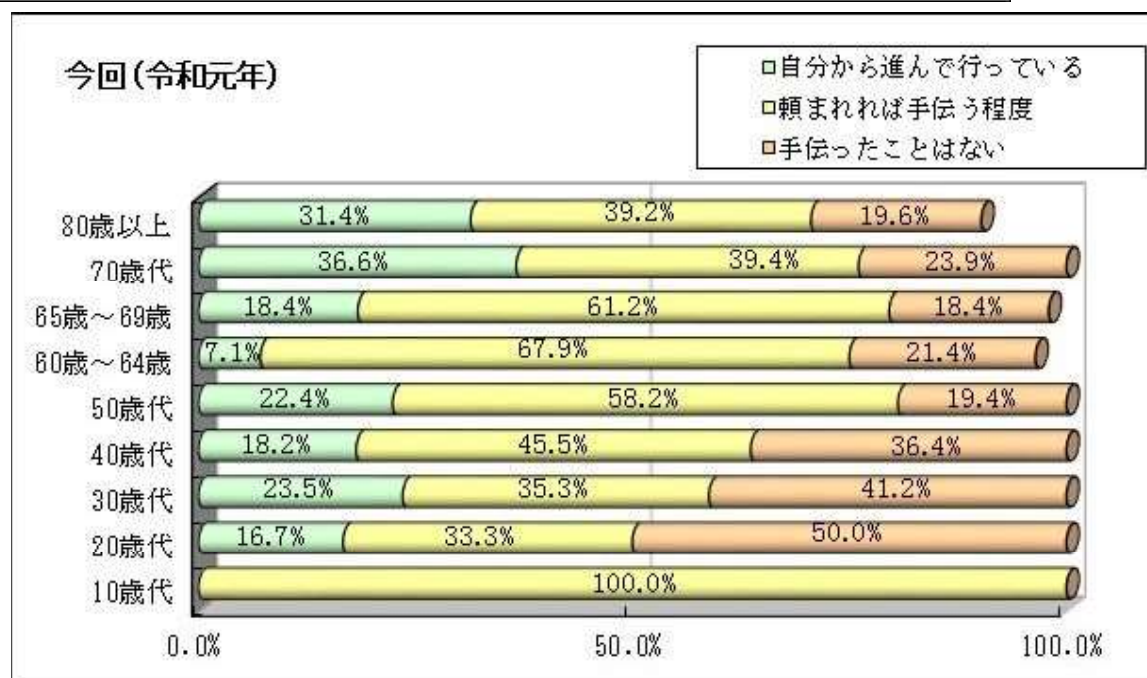
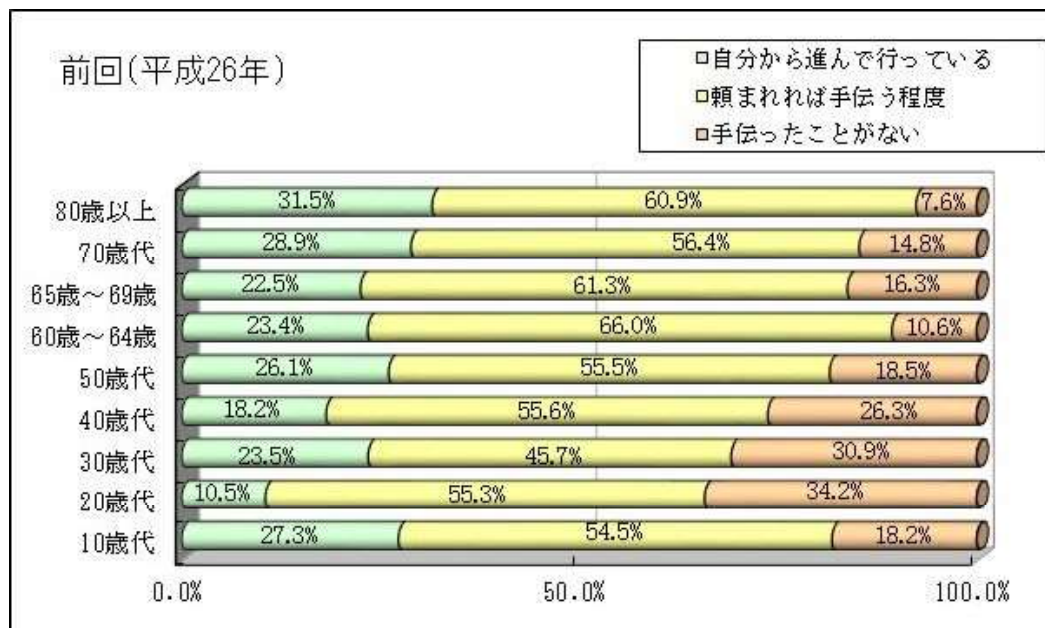
問 7 近所で困っている人がいたときにお手伝いをしたことがありますか



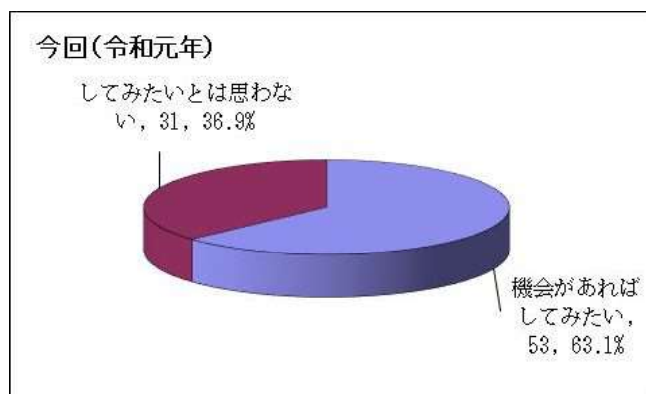
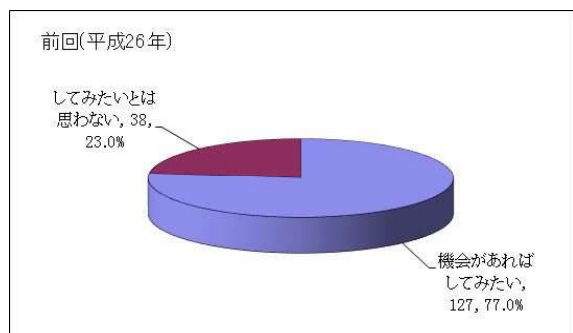
男女別「近所で困っているときにお手伝いをしたことがありますか」



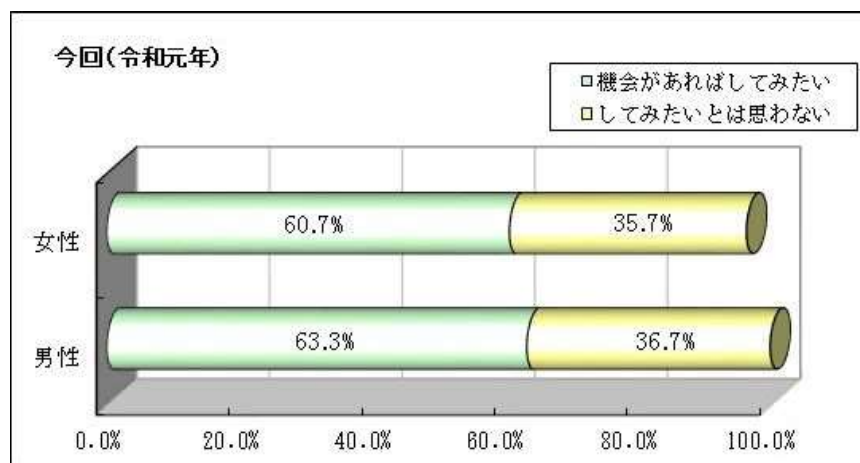
年齢別「近所で困っているときにお手伝いをしたことがありますか」



問 8 機会があればお手伝いをしてみたいですか



男女別「機会があればお手伝いをしてみたいですか」

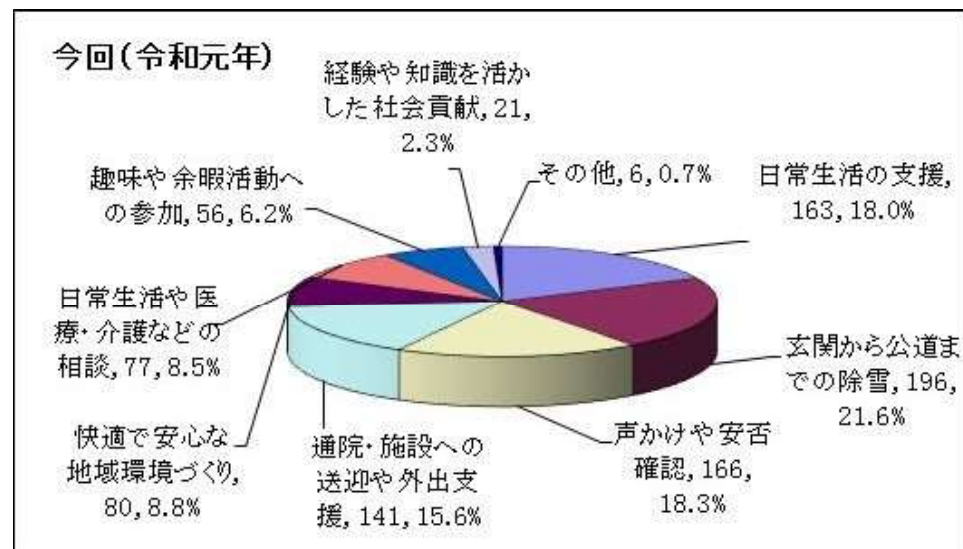
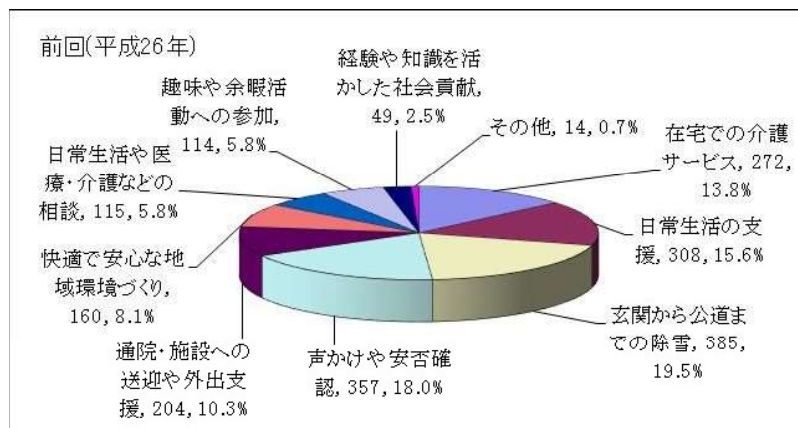


4 地域福祉について

＊高齢者、障がい者の方々に対して必要だと思われる支援＊

- ・前回から増加したのは、「間口除雪」「通院・施設への送迎や外出支援」で、毎日の生活に直接関係することであるため、今後も増加するものと考えられる。
- ・男女別でも、上記について増加している。
- ・年齢別では、60歳代について特に「間口除雪」の支援が必要である。

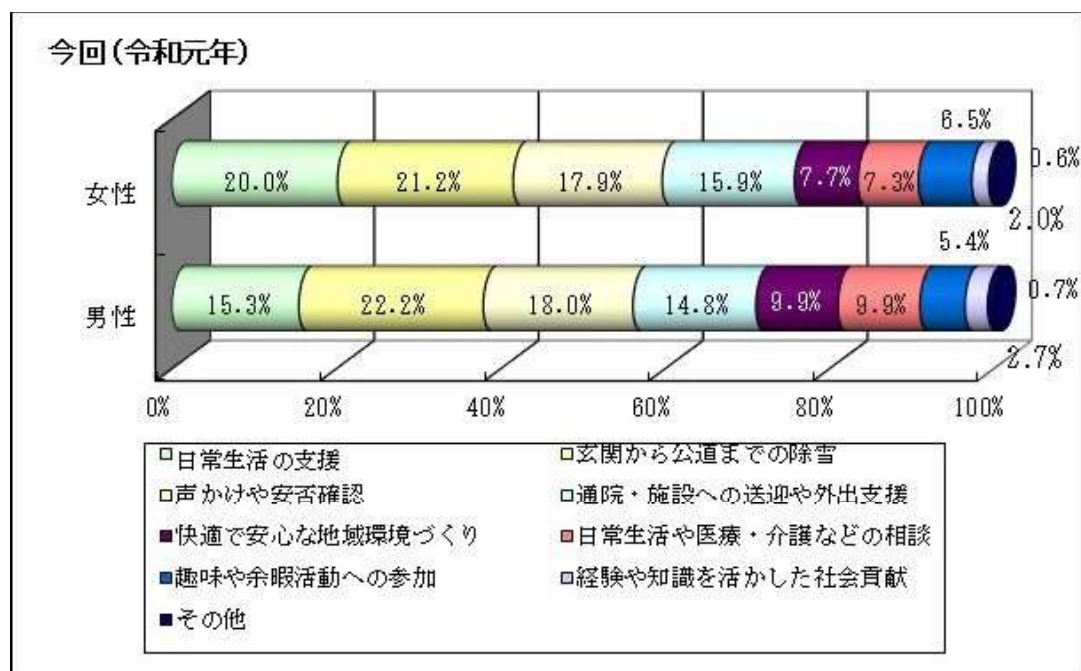
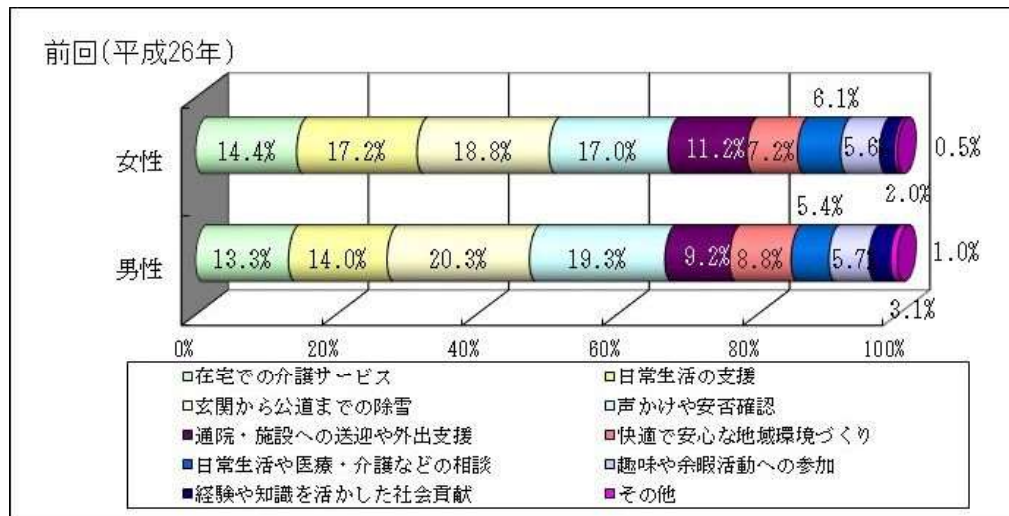
問9 高齢者・障がい者の方々に対して特にどのような支援が必要だと思われますか



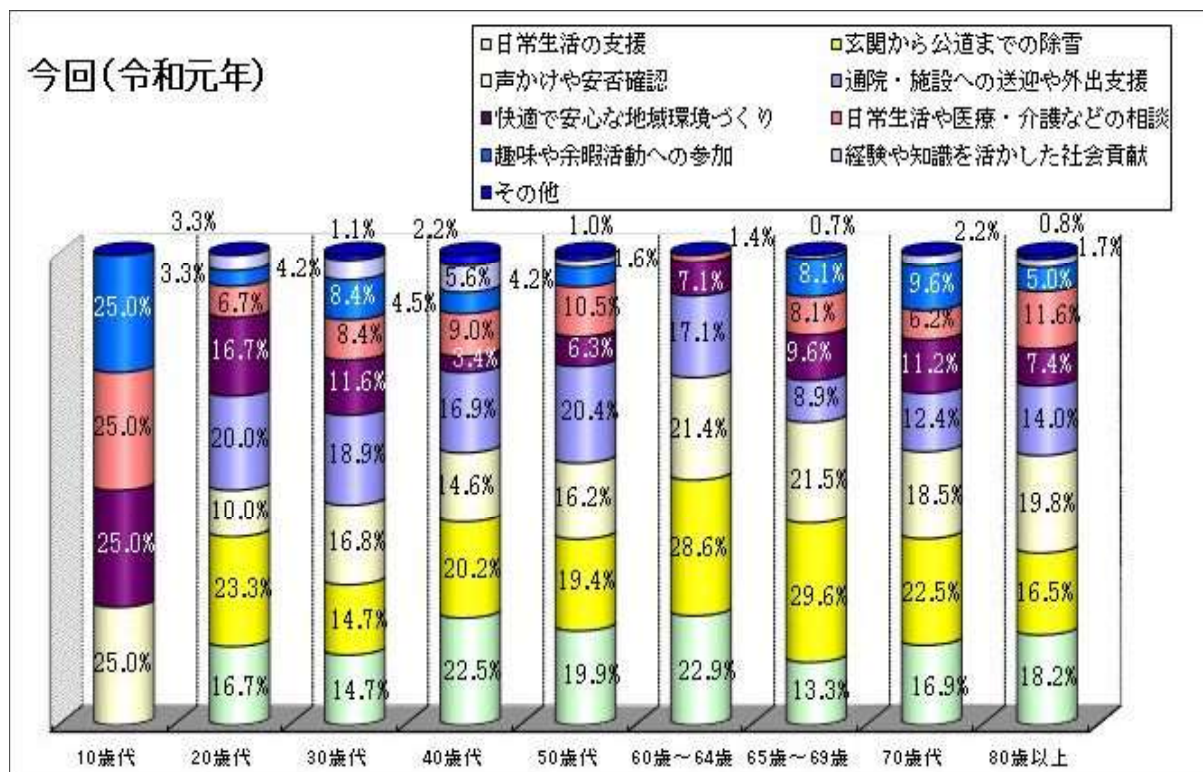
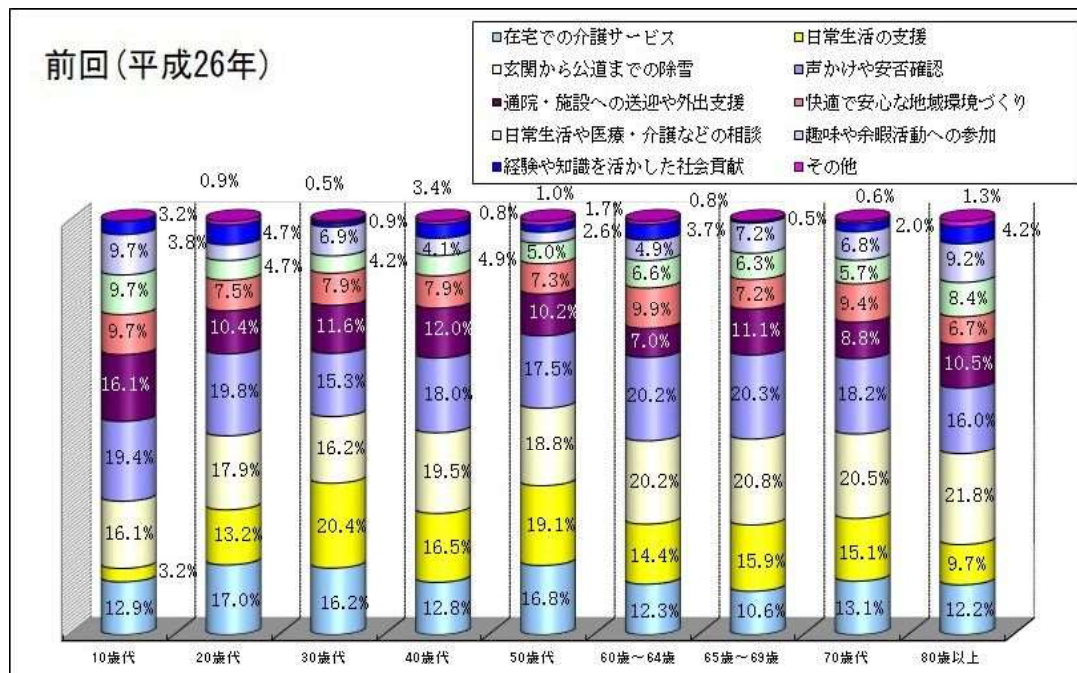
その他の内容

- ・重度障害者への包括支援、重度訪問介護など
- ・ゆっくり話す場所
- ・金銭面
- ・支援が最小限に出来る様な自立出来る仕組みや体力の維持等
- ・私も高齢ですが、出来る事はお互いに手をかす。
- ・自主的に生活できる環境作り（構造化、視覚支援）

男女別「高齢者・障がい者の方々に必要と思われるサービス」



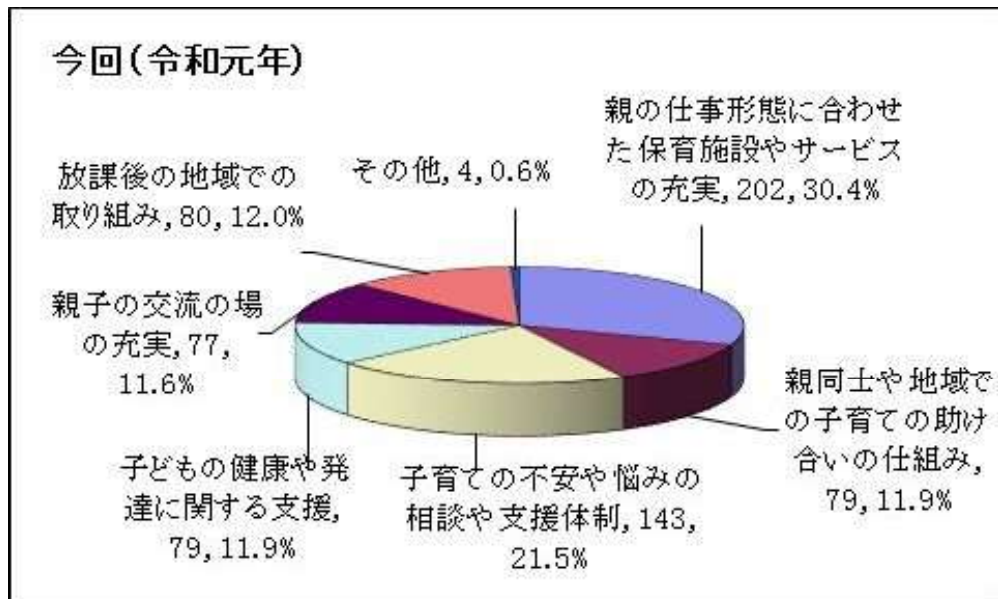
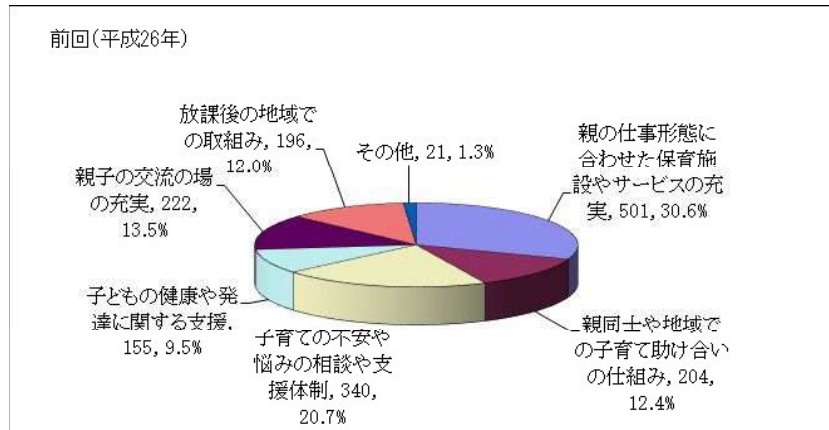
年齢別「高齢者・障がい者の方々に対して必要だとと思われるサービス」



＊子育て中の家族等に対して必要と思われる支援＊

- ・前回同様に「保育施設・サービスの充実」30.4%を占め最も多く、次いで「子育ての不安や悩みの相談や支援体制」が21.5%を占めている。
- ・男女別、年齢別にみても、必要と思われる支援に大きな差はみられない。

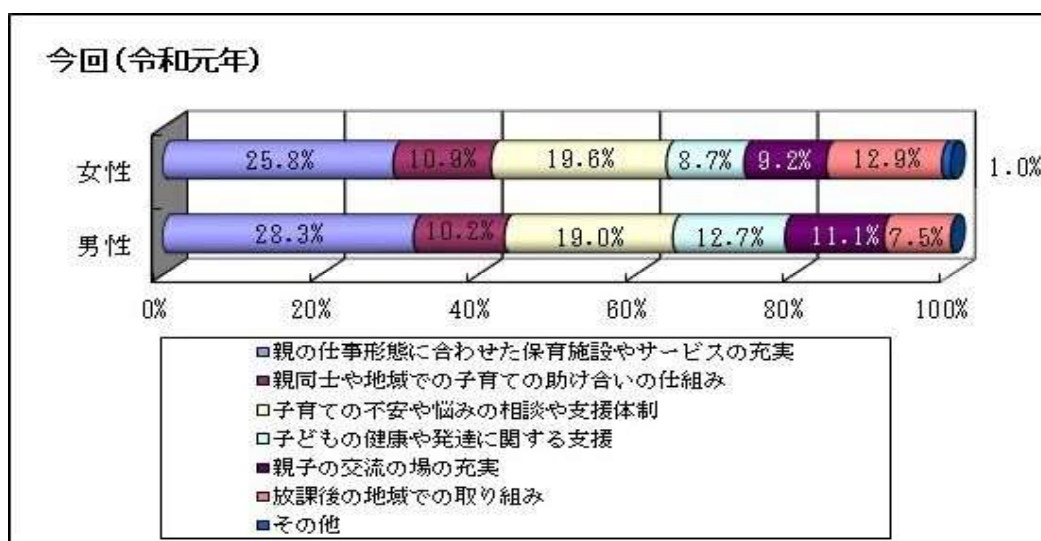
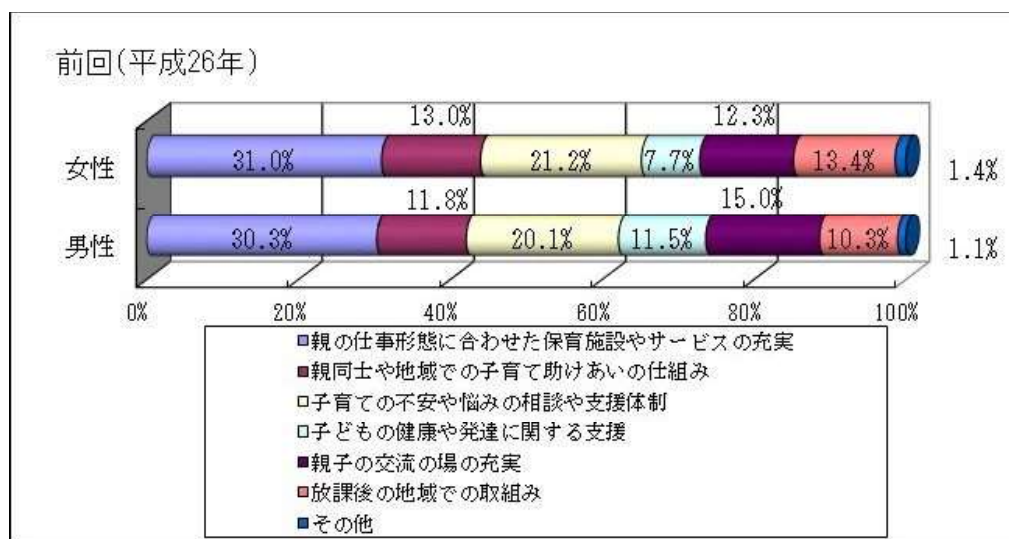
問10 子育て中の家族等へどのような支援が特に必要だと思いますか



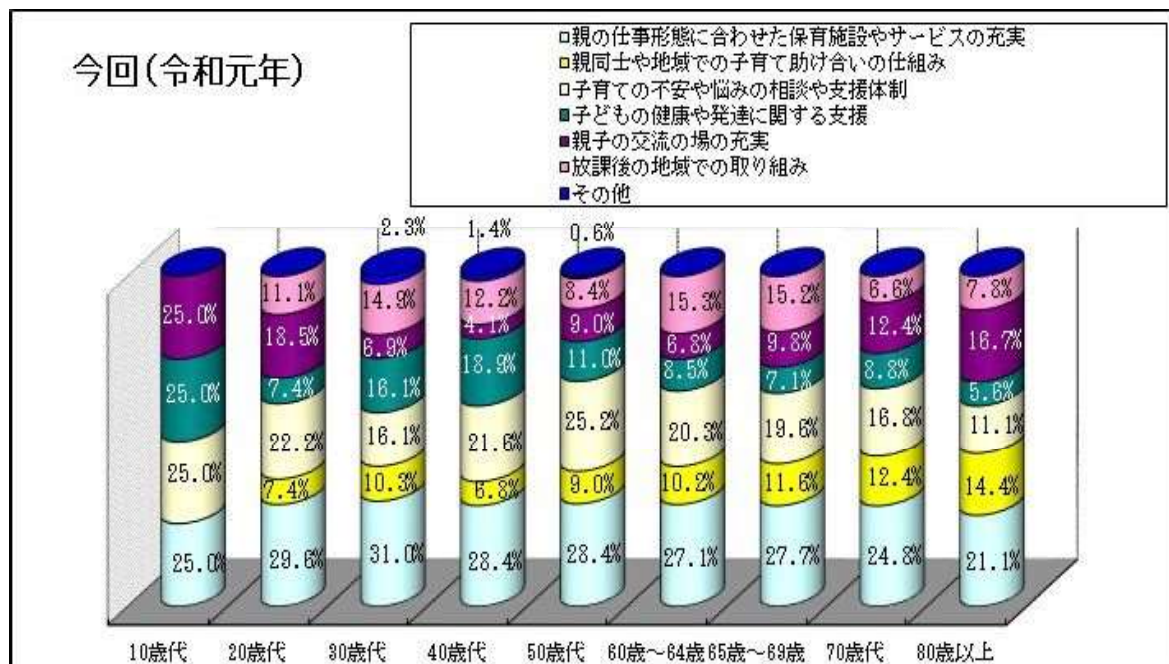
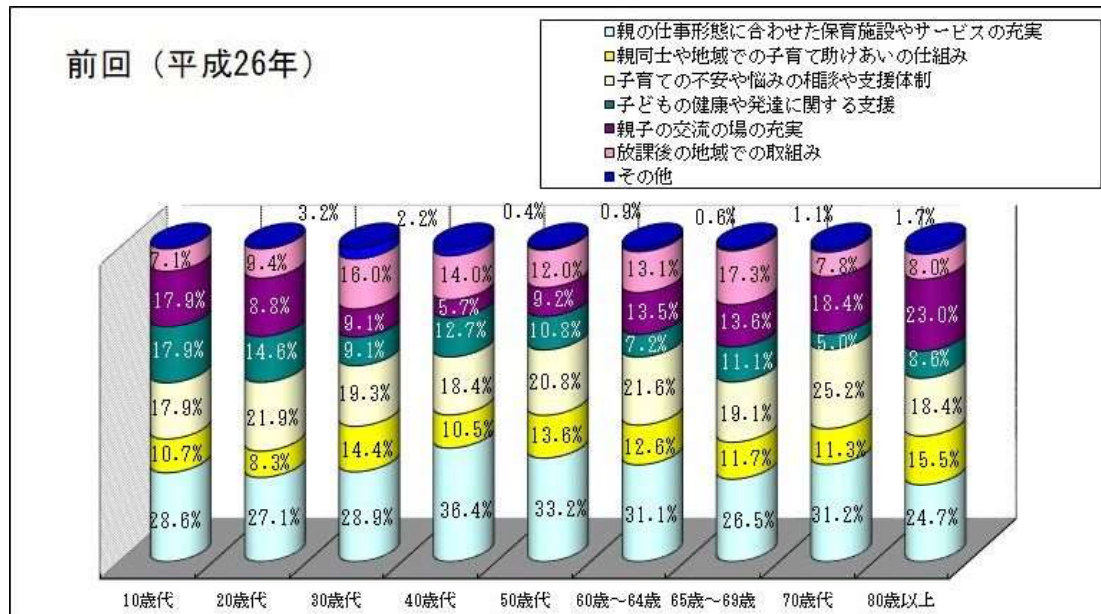
その他の内容

- ・安全に子供が遊べる屋内外遊戯場
 - ・教材や制服をゆずり合う仕組み
 - ・不登校児相談の充実
 - ・子どもの年齢や生活に合わせて、職場環境を作ること。定時に帰ることができると、その後に家事や子どもと過ごす時間が作れる。子どもの体調不良や行事等には休みが取れること、保育サービスを充実させるという方法もあり、またそれを必要としている家庭もあるかと思いますが、長い時間子どもを預かるということは遅い時間から食事の準備をし、食べさせ、入浴、睡眠…と、たくさんのことを短時間でこなさなければならないことにもつながると思います。家庭で過ごす時間や子どもの睡眠時間が減りすぎては、本当の意味で支援と言えるのでしょうか…。
- 長い時間預かること＝子どもの幸せ には直結しない部分もあると思います。サービスの充実を目指すのなら、時間以外にも、内容や質の検討が必要だと思います。
- 子育てが楽になる支援ではなく、子育てに楽しさを見つけられる支援があればいいなと思います。

年齢別「子育て中の家族等に対して必要だと思われるサービス」



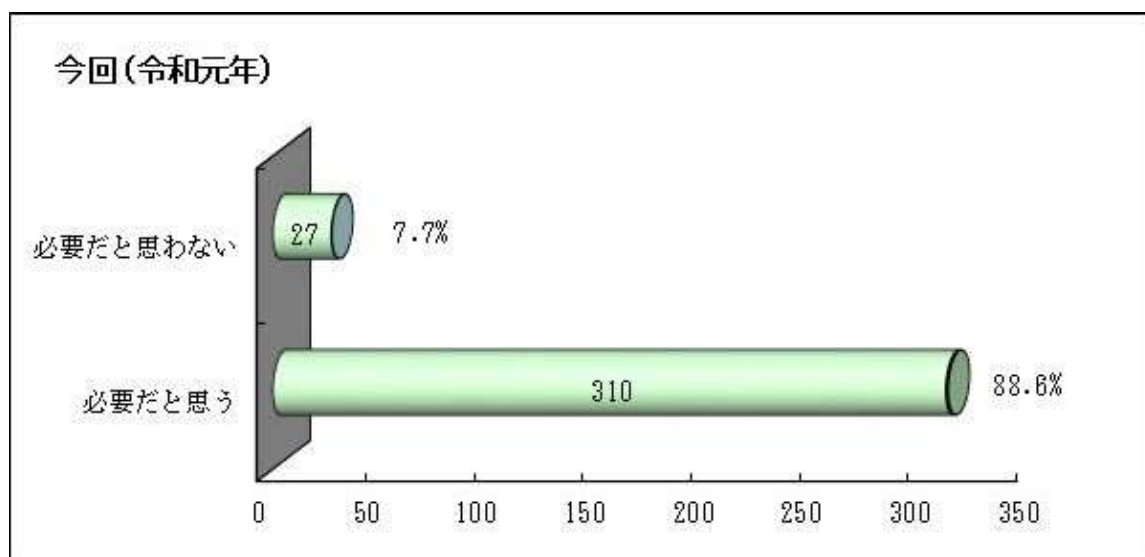
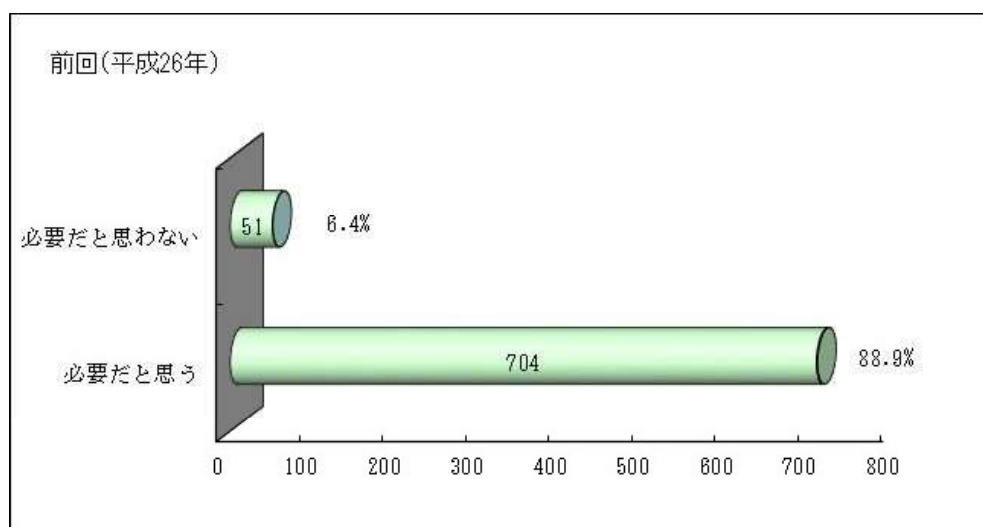
年齢別「子育て中の家族等に対して必要だと思われるサービス」



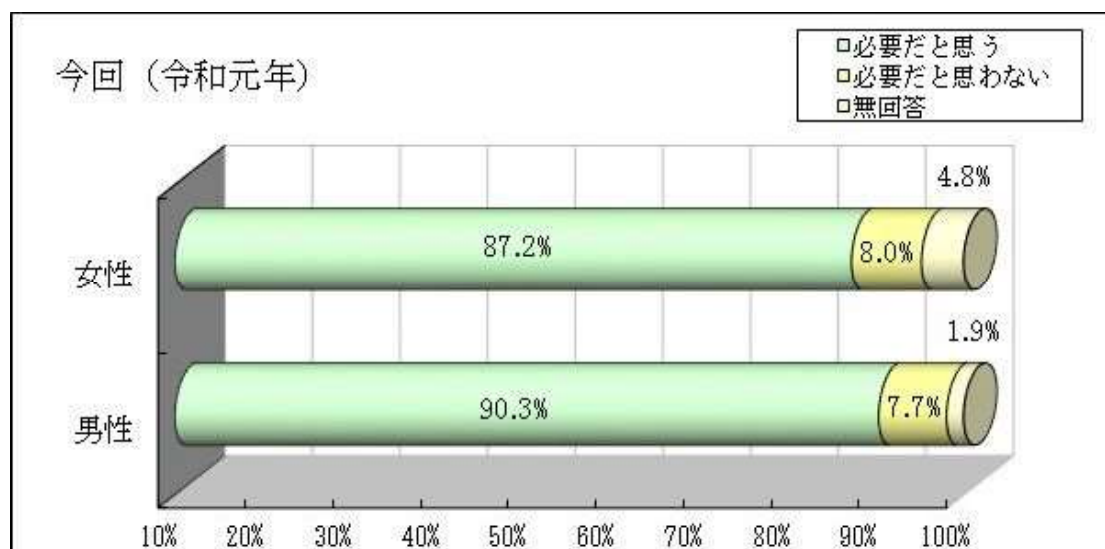
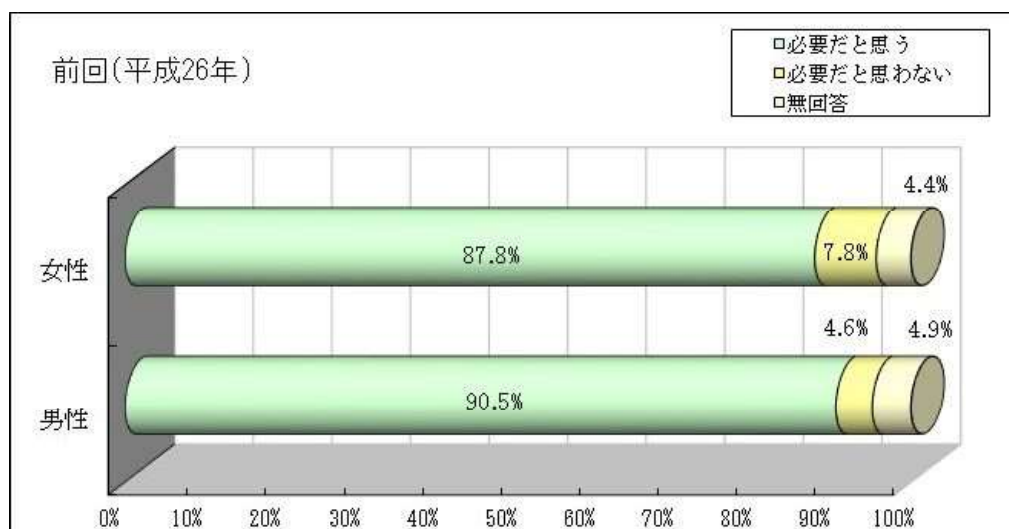
自主的な協力関係の必要性

- ・「必要だと思う」という回答が全体の 88.6%以上を占めた。
- ・「必要だと思わない」という回答で「地域社会の問題は、行政などが全面的に対応すべき」が 22.2%を占め、前回の 12.5%から増加している。
- ・男女別による回答傾向はほぼ同じである。
- ・年齢別では、70 歳代が「必要だと思う」と回答した割合が 10%上昇し、協力を求めていると考えられる。

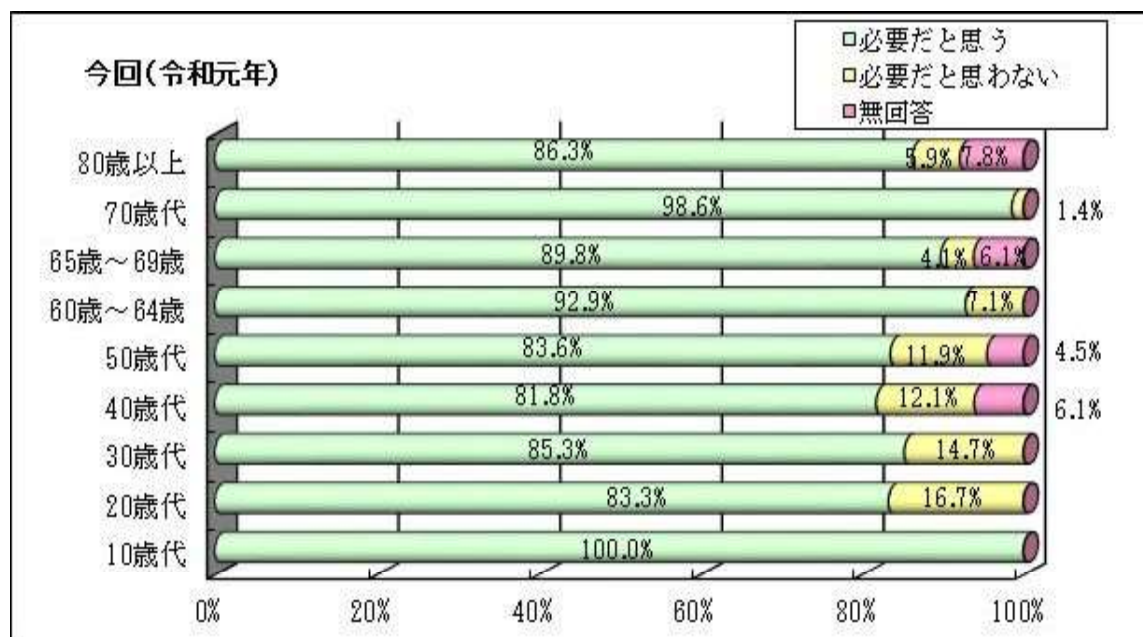
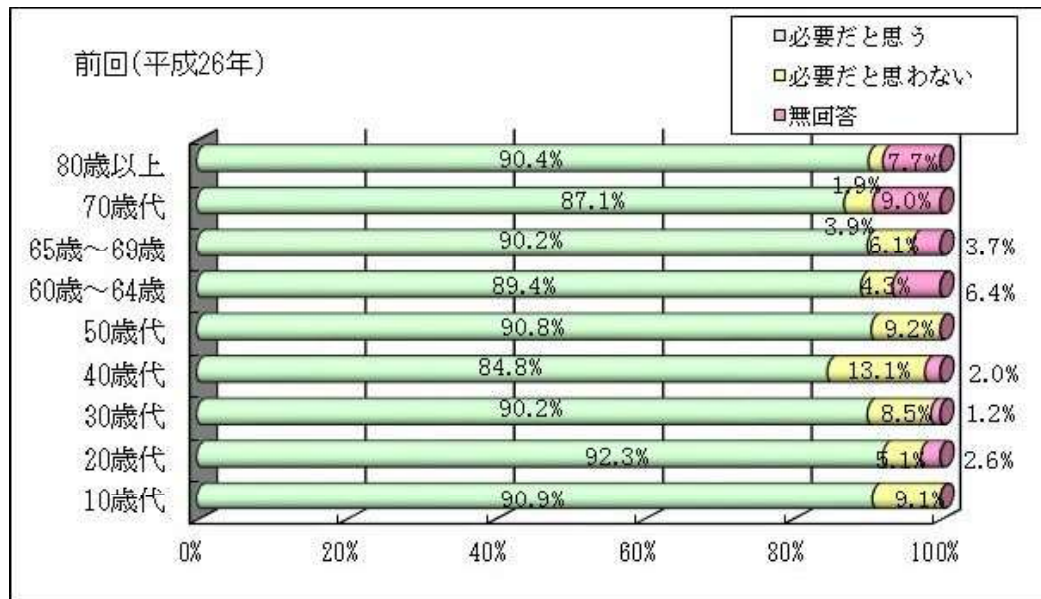
問 1 1 住民相互の自主的な関係が必要だと思いますか



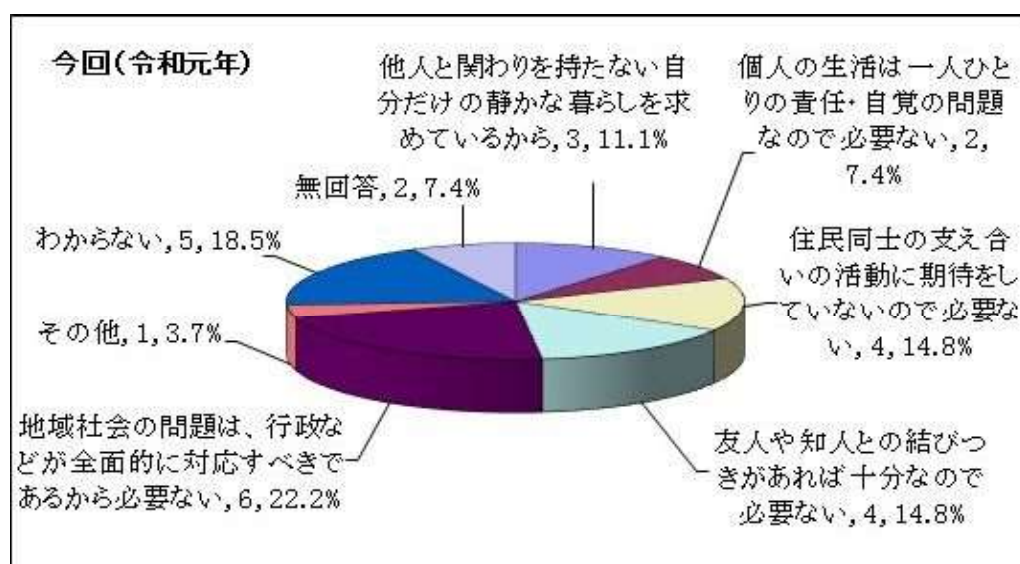
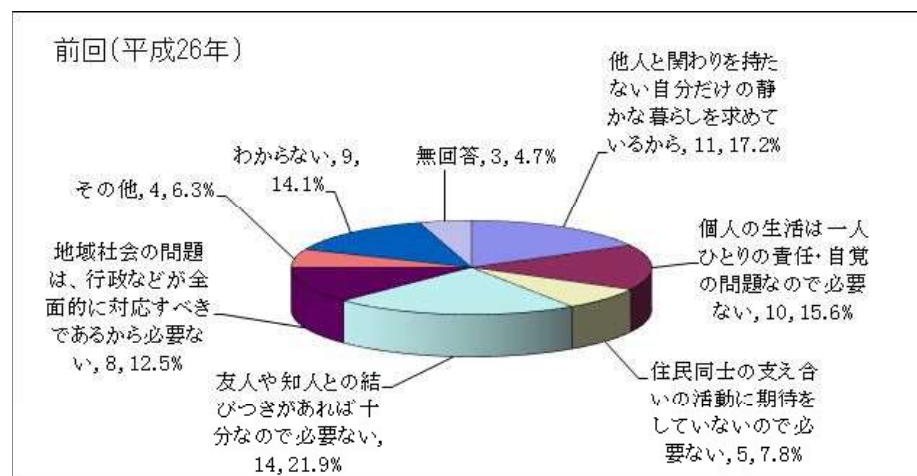
男女別「自主的な住民相互の協力関係の必要性」



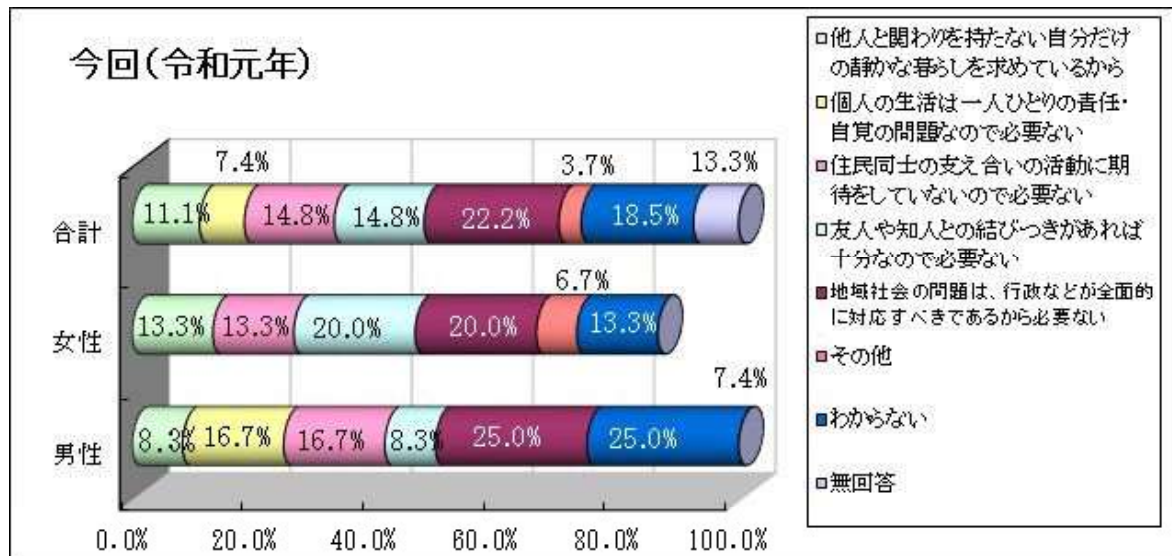
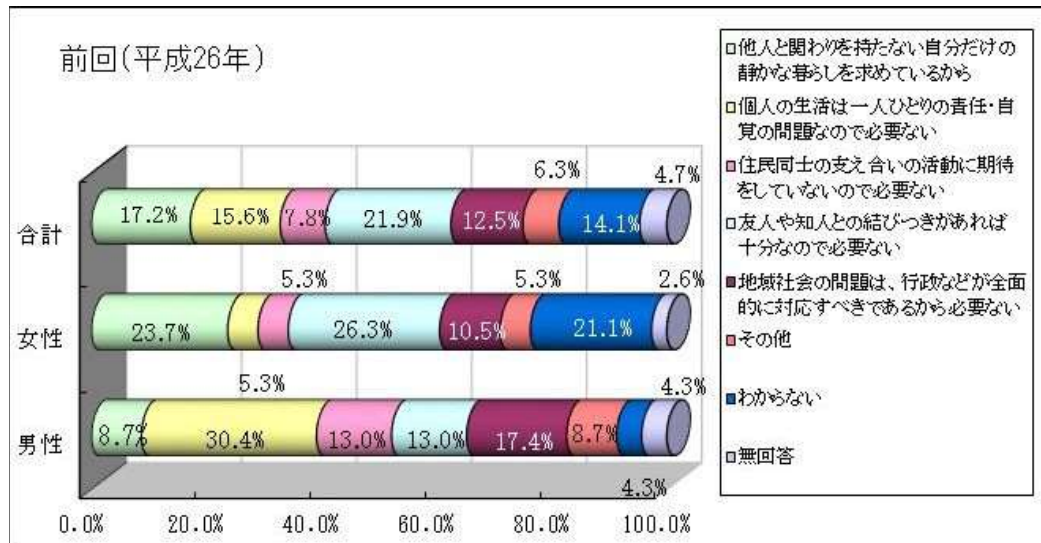
年齢別「自主的な住民相互の協力関係の必要性」



問 1 2 住民相互の自主的な関係が必要だと思わない理由



男女別「住民相互の自主的な関係が必要でない理由」



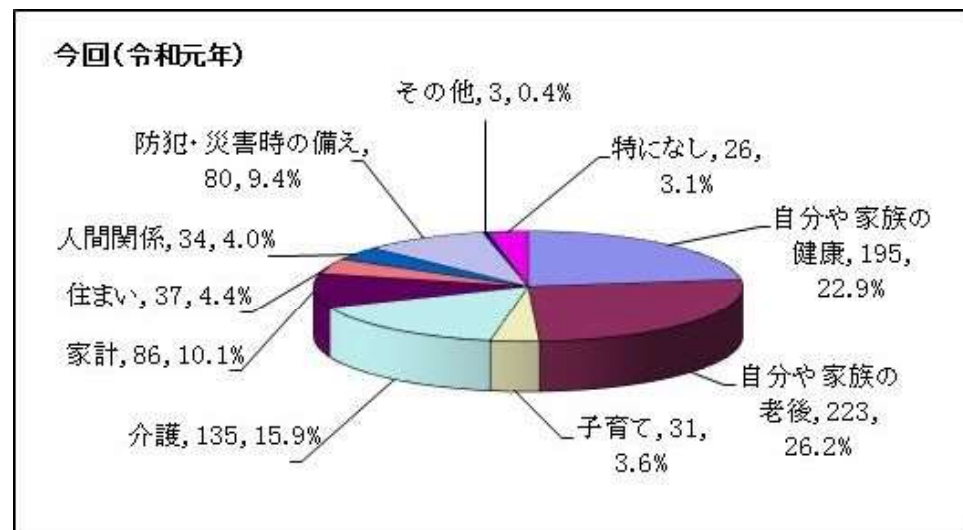
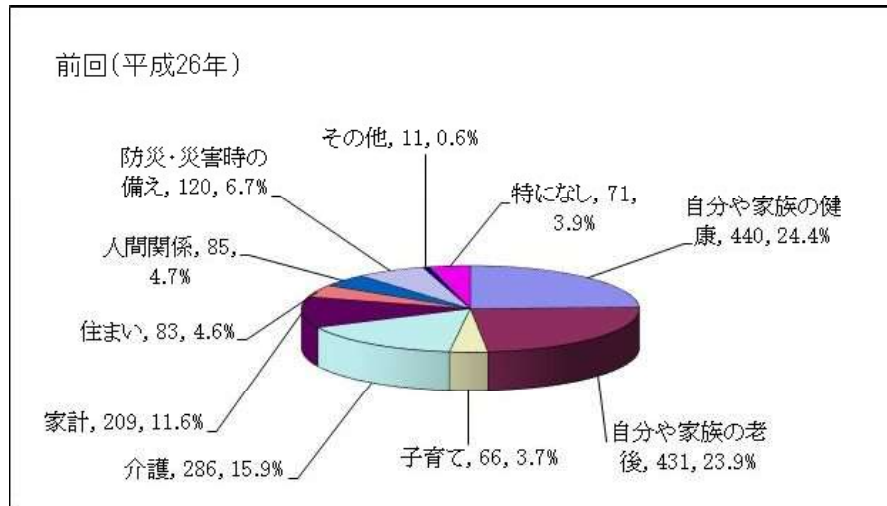
その他の内容

- ・娘夫婦が一緒なので必要ありません

＊日常生活の悩みや不安＊

- ・「自分や家族の老後」に不安を抱えているが 26.2%を占め、前回の 23.9%から増加している。特に 60 歳～64 歳の世代が増加している。次いで、「自分や家族の健康」に不安を抱えているが全世代で多くの割合を占めている。

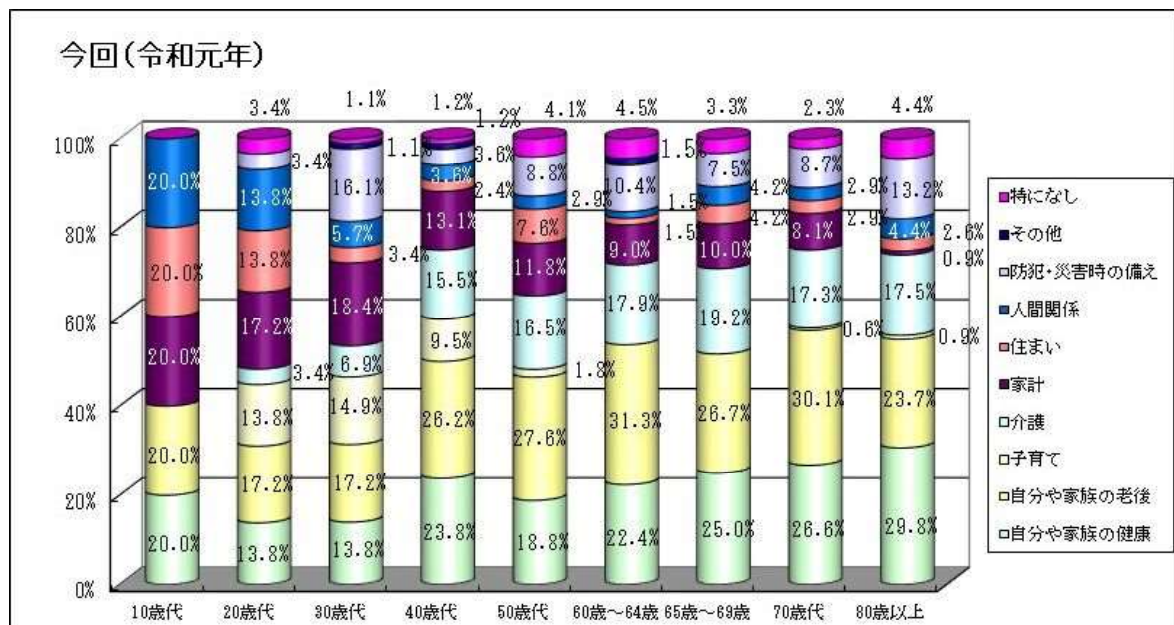
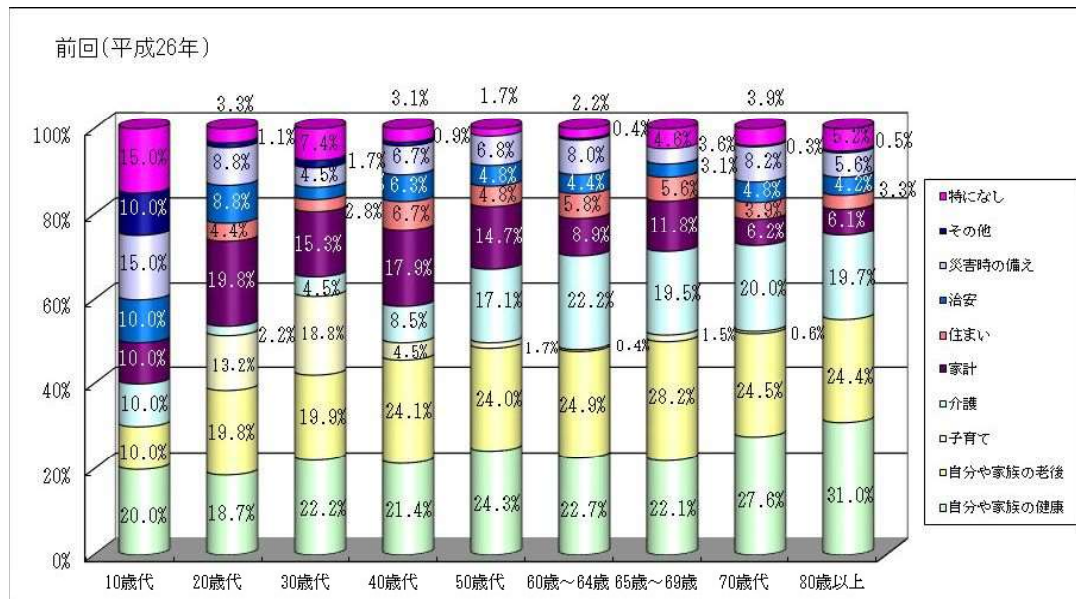
問 1 3 ふだんの生活でどんなことに不安や悩みを感じていますか



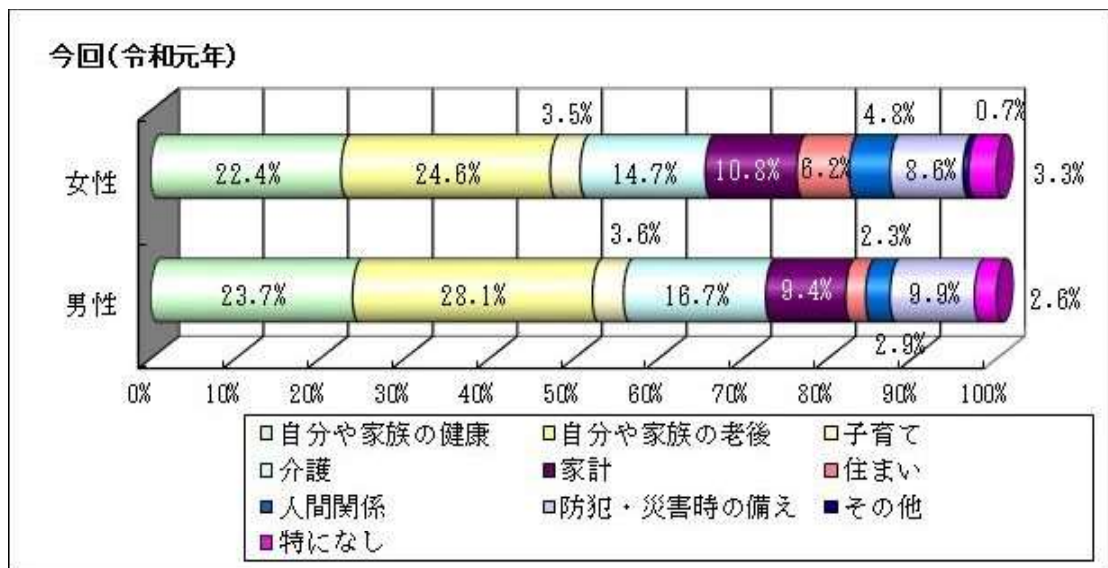
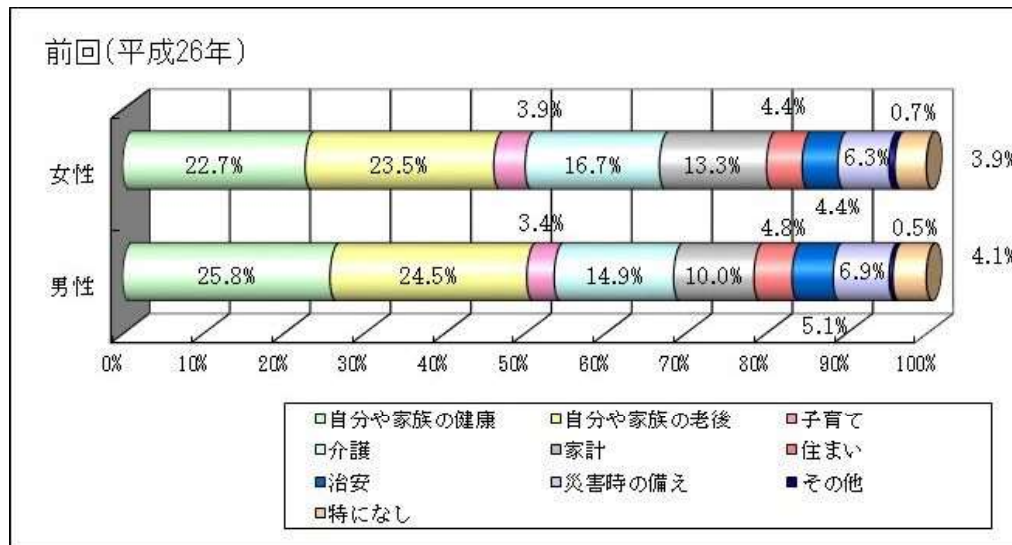
その他の内容

- ・金銭面
- ・自分の親の今後
- ・仕事のこと

年代別「ふだんの生活での不安や悩み」



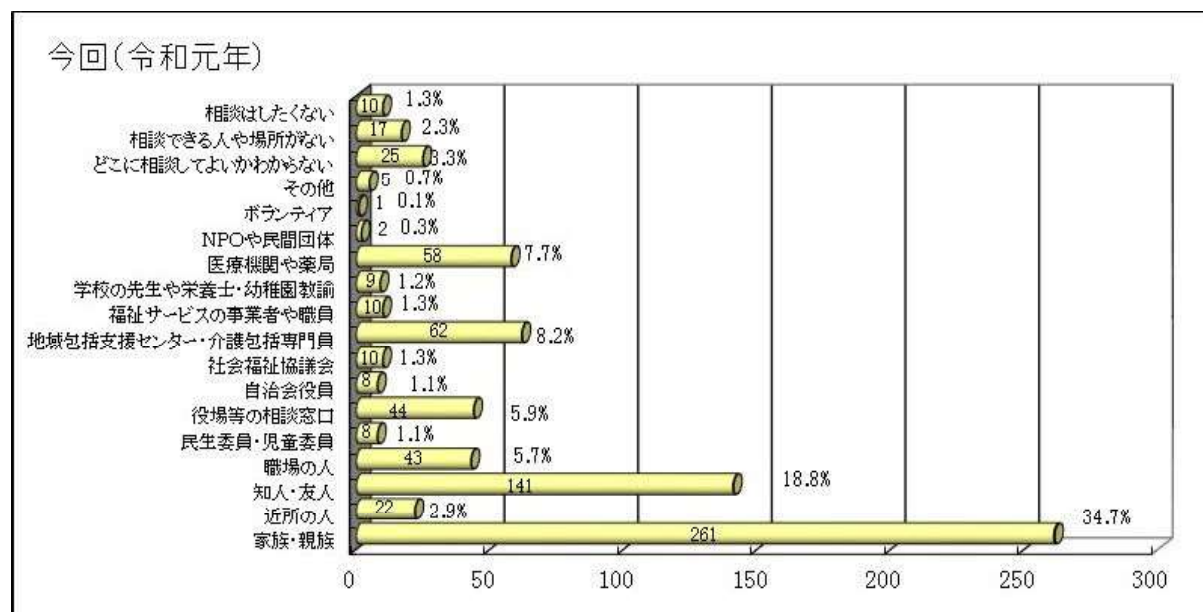
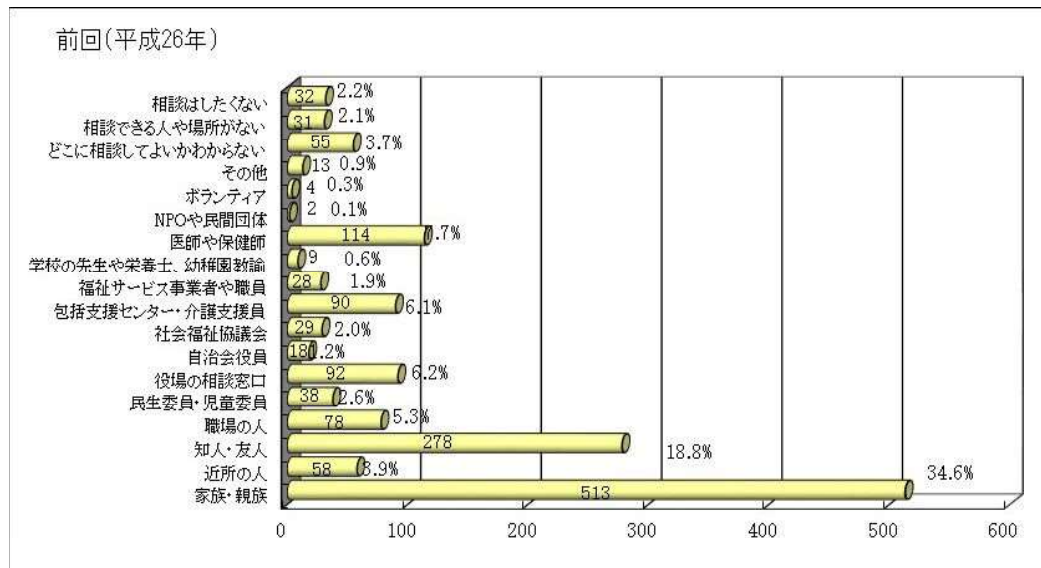
男女別「ふだんの生活での不安や悩み」



＊悩みや不安の相談先＊

- ・「家族・親族」「知人・友人」が多数を占めることに変わりないが、「包括支援センター」が6.1%から8.2%に増加していることから認知度が上昇していると考えられる。
- ・男女別では、「知人・友人」という回答は、女性の方が高い割合を占めた。
- ・50歳代までは、「知人・友人」という回答が多かったが、60歳以上では、「包括支援センター」「医師・看護師」という回答が他の年代より多い傾向にある。

問14 悩みや不安について、誰に、またはどこへ主に相談していますか



その他の内容

- ・その時の状況に応じて変わる
- ・インターネットを活用
- ・自分で解決
- ・自分で解決出来る程の悩みしかない
- ・何もありません

前回(平成26年) ○男女別「悩みや不安の相談先」 (上段：度数、下段：%)

	合計	家族 親族	近所 の人	知人 友人	職場 の人	民生委員 児童委員	役場の 相談窓口	自治会役員	社会福祉協議会	包括支援センター	福祉サービス事業者	学校の先生や栄養士	医師 保健師	NPOや民間団体	ボランティア	その他	どこに相談してよいか わからない	相談できる人 場所がない	相談したくない
合計	1,451	501	56	273	75	38	91	16	29	90	28	9	113	2	4	12	53	30	31
	100.0	34.5	3.9	18.8	5.2	2.6	6.3	1.1	2.0	6.2	1.9	0.6	7.8	0.1	0.3	0.8	3.7	2.1	2.1
男性	646	226	17	97	28	18	46	10	21	39	10	3	57	-	-	4	29	24	17
	100.0	35.0	2.6	15.0	4.3	2.8	7.1	1.5	3.3	6.0	1.5	0.5	8.8	-	-	0.6	4.5	3.7	2.6
女性	805	275	39	176	47	20	45	6	8	51	18	6	56	2	4	8	24	6	14
	100.0	34.2	4.8	21.9	5.8	2.5	5.6	0.7	1.0	6.3	2.2	0.7	7.0	0.2	0.5	1.0	3.0	0.7	1.7

前回(平成26年) ○年齢別「悩みや不安の相談先」 (上段：度数、下段：%)

	合計	家族 親族	近所 の人	知人 友人	職場 の人	民生委員 児童委員	役場の 相談窓口	自治会 役員	社会福祉 協議会	包括支援 センター	福祉サ ービス 事業者	学校の 先生や 栄養士	医師 保健師	NPOや 民間団体	ボラン ティア	その他	どこに 相談して よいか かわ らない	相談 できる 人 場所 が な い	相談 した く な い
合計	1,471 100.0	508 34.5	57 3.9	276 18.8	78 5.3	38 2.6	92 6.3	17 1.2	29 2.0	89 6.1	27 1.8	9 0.6	114 7.7	2 0.1	4 0.3	13 0.9	55 3.7	31 2.1	32 2.2
10 歳代	17 100.0	5 29.4	1 5.9	4 23.5	2 11.8	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9	- -	3 17.6
	79 100.0	33 41.8	1 1.3	24 30.4	8 10.1	1 1.3	3 3.8	- -	- -	1 1.3	- -	- -	2 2.5	- -	- -	- -	3 3.8	1 1.3	2 2.5
20 歳代	150 100.0	62 41.3	2 1.3	43 28.7	12 8.0	1 0.7	4 2.7	- -	- -	2 1.3	- -	7 4.7	11 7.3	- -	- -	- -	4 2.7	2 1.3	- -
	180 100.0	67 37.2	4 2.2	51 28.3	26 14.4	1 0.6	1 0.6	1 0.6	- -	6 3.3	1 0.6	1 0.6	5 2.8	- -	1 0.6	2 1.1	7 3.9	1 0.6	5 2.8
40 歳代	230 100.0	72 31.3	4 1.7	52 22.6	19 8.3	2 0.9	6 2.6	1 0.4	4 1.7	13 5.7	4 1.7	- -	16 7.0	- -	- -	2 0.9	15 6.5	12 5.2	8 3.5
	178 100.0	54 30.3	6 3.4	22 12.4	7 3.9	5 2.8	25 14.0	- -	3 1.7	20 11.2	6 3.4	- -	11 6.2	- -	1 0.6	3 1.7	7 3.9	4 2.2	4 2.2
60 ～ 64 歳	142 100.0	51 35.9	8 5.6	15 10.6	3 2.1	6 4.2	7 4.9	- -	7 4.9	12 8.5	3 2.1	1 0.7	17 12.0	- -	- -	4 2.8	2 1.4	4 2.8	2 1.4
	290 100.0	89 30.7	18 6.2	46 15.9	1 0.3	12 4.1	29 10.0	8 2.8	11 3.8	17 5.9	4 1.4	- -	27 9.3	2 0.7	- -	1 0.3	12 4.1	6 2.1	7 2.4
70 歳代	205 100.0	75 36.6	13 6.3	19 9.3	- -	10 4.9	17 8.3	7 3.4	4 2.0	18 8.8	8 3.9	- -	25 12.2	- -	2 1.0	1 0.5	4 2.0	1 0.5	1 0.5

今回(令和元年) ○男女別「悩みや不安の相談先」 (上段：度数、下段：%)

	合計	家族 親族	近所の人	知人 友人	職場の人	民生委員 児童委員	役場の 相談窓口	自治会役員	社会福祉協議会	護 支 援 専 門 員	包 括 支 援 セ ン タ ー 介 入	福祉サ ー ビ ス 事 業 者	学 校 の 先 生 や 栄 養 士 幼 稚 園 教 諭	医 師 看 護 師	NPOや民間団体	ボ ラ ン テ ィ ア	その他	どこに相談してよいか わからない	ない	相談できる人 場所が	相談したくない
合計	723	257	22	140	43	8	43	8	9	59	8	9	58	2	-	5	25	17	10		
	100.0	35.5	3.0	19.4	5.9	1.1	5.9	1.1	1.2	8.2	1.1	1.2	8.0	0.3	-	0.7	3.5	2.4	1.4		
男性	315	109	13	53	16	5	20	5	5	27	3	3	25	1	-	2	11	8	9		
	100.0	34.6	4.1	16.8	5.1	1.6	6.3	1.6	1.6	8.6	1.0	1.0	7.9	0.3	-	0.6	3.5	2.5	2.9		
女性	408	148	9	87	27	3	23	3	4	32	5	6	33	1	-	3	14	9	1		
	100.0	36.3	2.2	21.3	6.6	0.7	5.6	0.7	1.0	7.8	1.2	1.5	8.1	0.2	-	0.7	3.4	2.2	0.2		

今回(令和元年) ○年齢別「悩みや不安の相談先」 (上段：度数、下段：%)

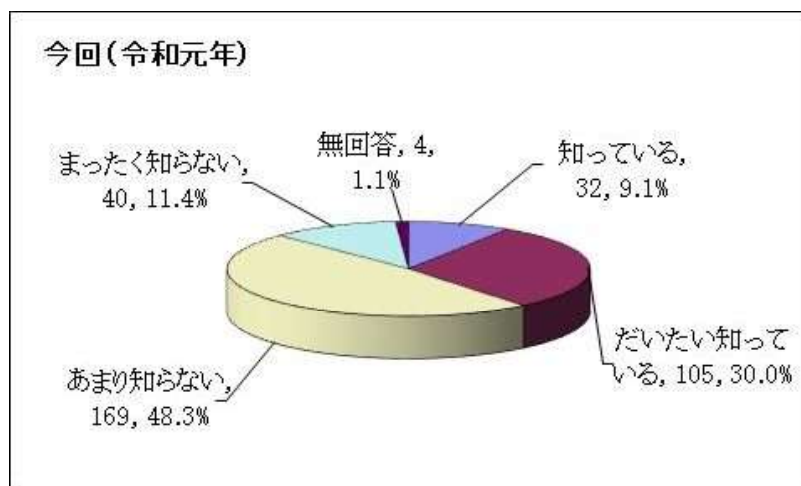
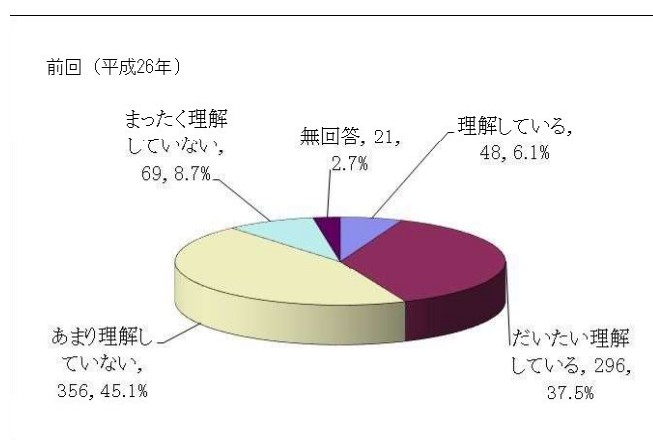
	合計	家族 親族	近所の人	知人 友人	職場の人	民生委員 児童委員	役場の 相談窓口	自治会 役員	社会福祉協議会	護 新 専 門 員	包 括 支 援 セ ン タ ー 介 入	福祉サ ー ビ ス 事 業 者	学 校 の 先 生 や 栄 養 士 幼 稚 園 教 諭	医 師 看 護 師	NPOや民間団体	ボラン ティア	その他	わ か ら な い	ど こ に 相 談 し て よ い か わ か ら な い	相 談 で き る 人 場 所 が な い	相 談 し た く な い
合計	730 100.0	260 35.6	22 3.0	140 19.2	43 5.9	8 1.1	44 6.0	8 1.1	10 1.4	62 8.5	8 1.1	9 1.2	57 7.8	2 0.3	-	-	5 0.7	25 3.4	17 2.3	10 1.4	
10歳代	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	
20歳代	24	11	-	8	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	
	100.0	45.8	-	33.3	12.5	-	-	-	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	4.2	-	-	
30歳代	86	30	-	20	13	-	4	-	1	2	2	5	7	-	-	-	-	1	1	-	
	100.0	34.9	-	23.3	15.1	-	4.7	-	1.2	2.3	2.3	5.8	8.1	-	-	-	-	1.2	1.2	-	
40歳代	67	24	-	16	7	-	3	-	-	1	-	3	3	1	-	-	-	3	4	2	
	100.0	35.8	-	23.9	10.4	-	4.5	-	-	1.5	-	4.5	4.5	1.5	-	-	-	4.5	6.0	3.0	
50歳代	142	53	2	36	15	-	4	-	1	9	2	-	8	-	-	-	2	6	3	1	
	100.0	37.3	1.4	25.4	10.6	-	2.8	-	0.7	6.3	1.4	-	5.6	-	-	-	1.4	4.2	2.1	0.7	
60 ～ 64歳	55	22	2	7	5	-	3	-	-	5	1	-	2	-	-	-	1	3	1	3	
	100.0	40.0	3.6	12.7	9.1	-	5.5	-	-	9.1	1.8	-	3.6	-	-	-	1.8	5.5	1.8	5.5	
65 ～ 69歳	103	29	5	20	-	2	6	2	3	11	2	-	12	-	-	-	-	3	5	3	
	100.0	28.2	4.9	19.4	-	1.9	5.8	1.9	2.9	10.7	1.9	-	11.7	-	-	-	-	2.9	4.9	2.9	
70歳代	149	54	7	25	-	3	14	2	2	16	1	-	16	1	-	-	-	5	2	1	
	100.0	36.2	4.7	16.8	-	2.0	9.4	1.3	1.3	10.7	0.7	-	10.7	0.7	-	-	-	3.4	1.3	0.7	
80歳以上	102	36	6	8	-	3	10	4	3	18	-	-	9	-	-	-	1	3	1	-	
	100.0	35.3	5.9	7.8	-	2.9	9.8	3.9	2.9	17.6	-	-	8.8	-	-	-	1.0	2.9	1.0	-	

5 福祉サービスについて

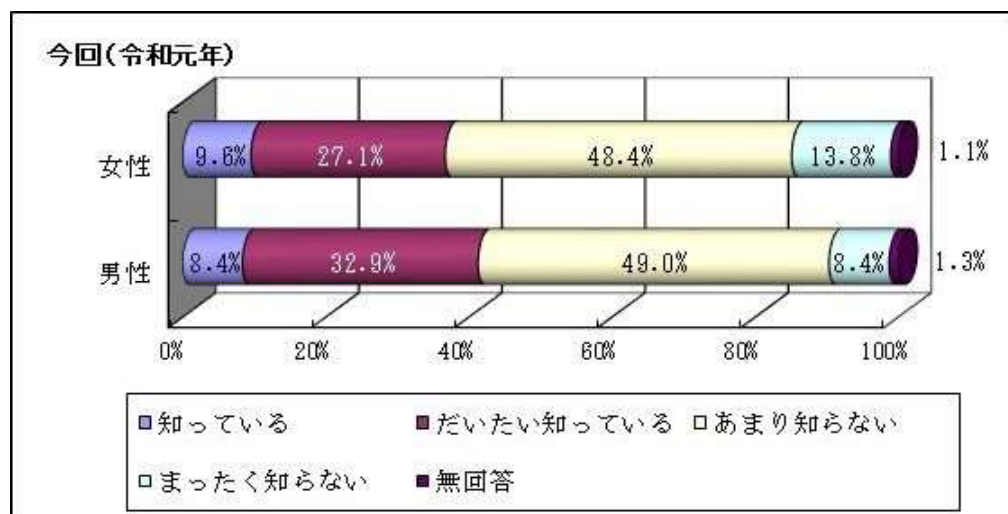
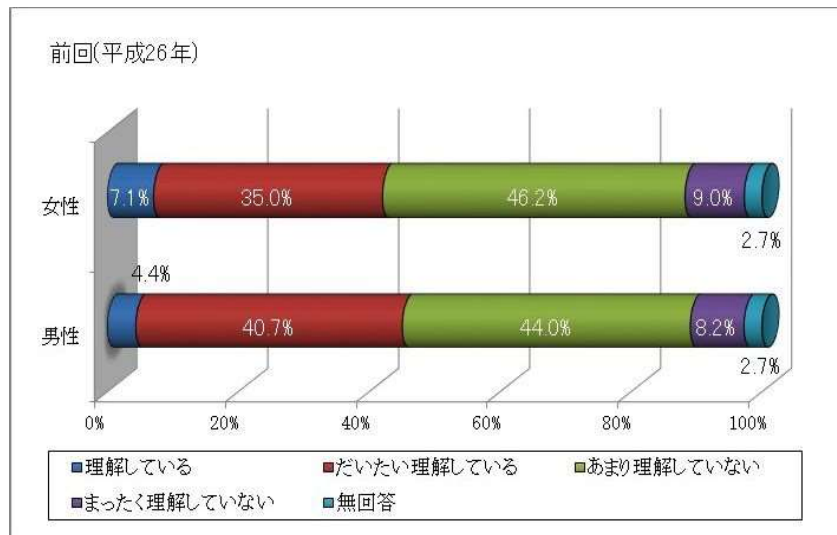
* 福祉サービスの利用の意向 *

- ・福祉サービスを「あまり知らない」「まったく知らない」との回答が 59.7%で半数以上を占めているが認知度はたまり高くない。
- ・福祉サービスを「積極的に利用したい」との回答が 58.6%を占め、前回の 51.5%より増加している。特に、女性及び 40 歳代の増加が大きい。

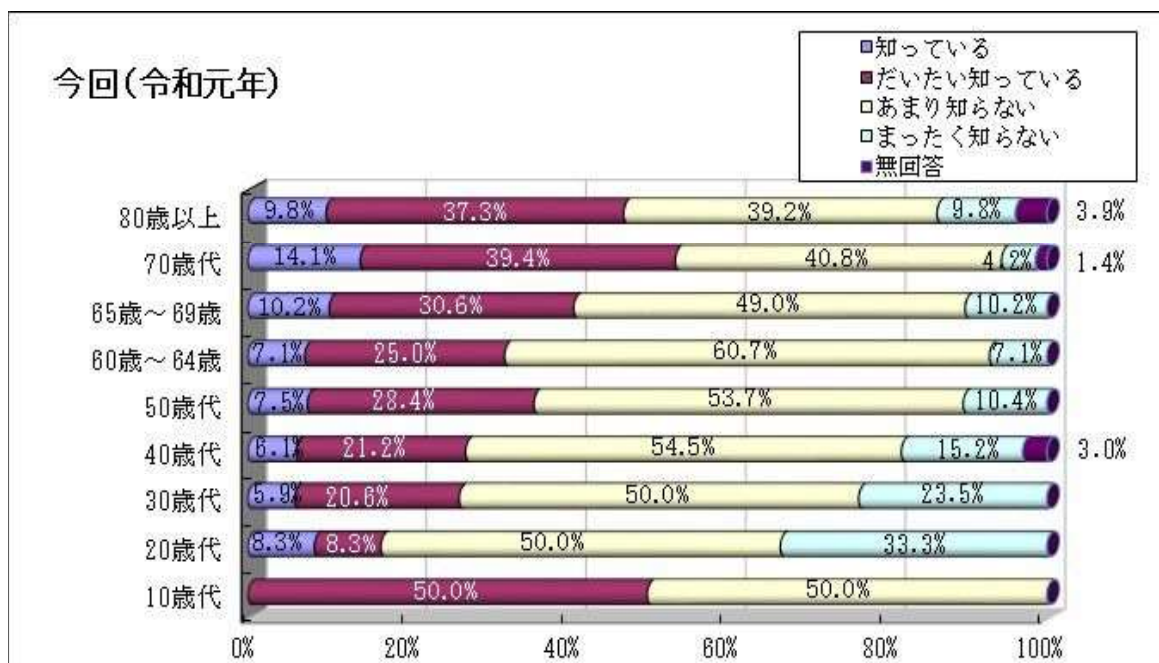
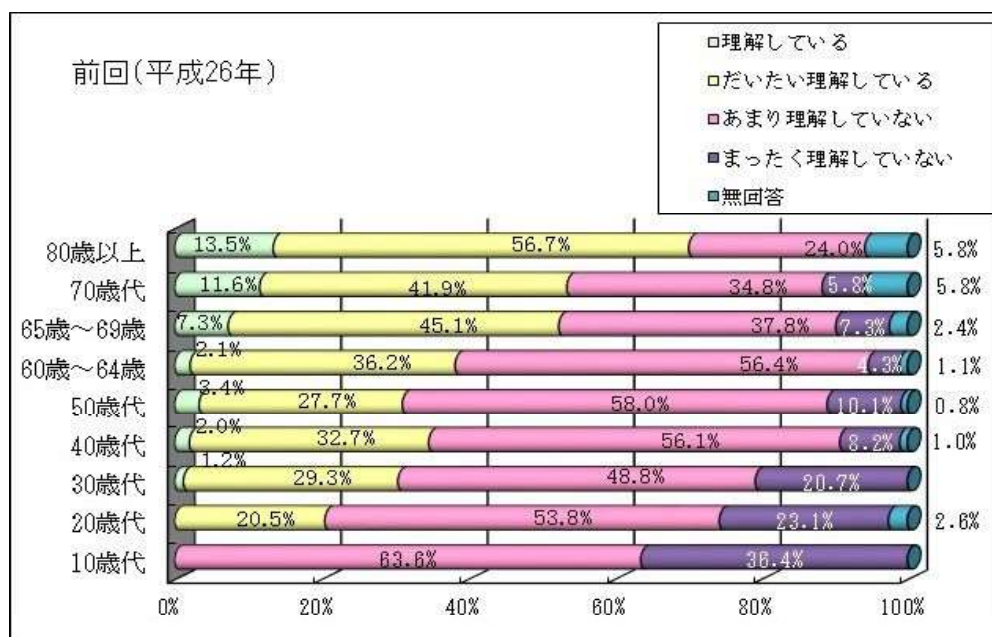
問 1 5 どのような福祉サービスがあるかご存じですか



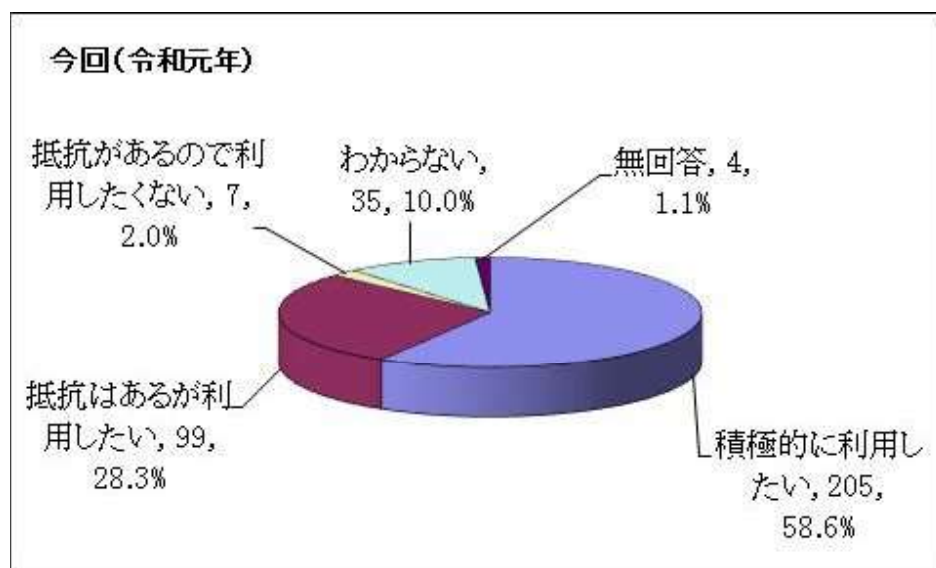
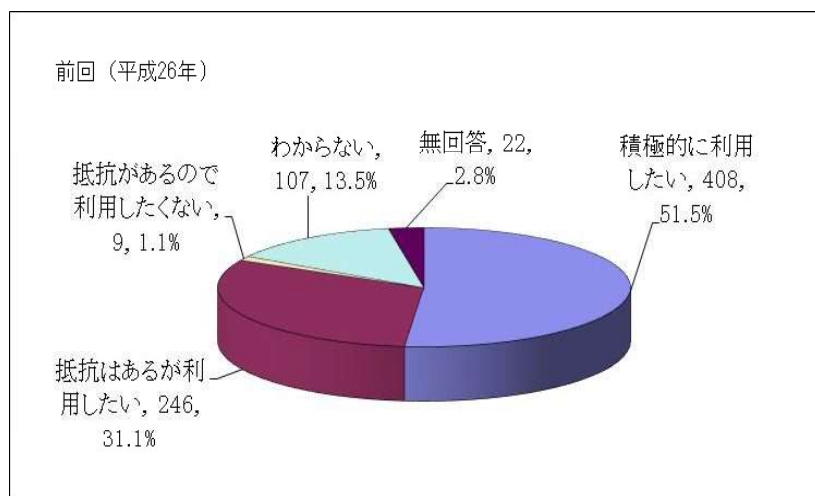
男女別「福祉サービスの認知度」



年齢別「福祉サービスの認知度」

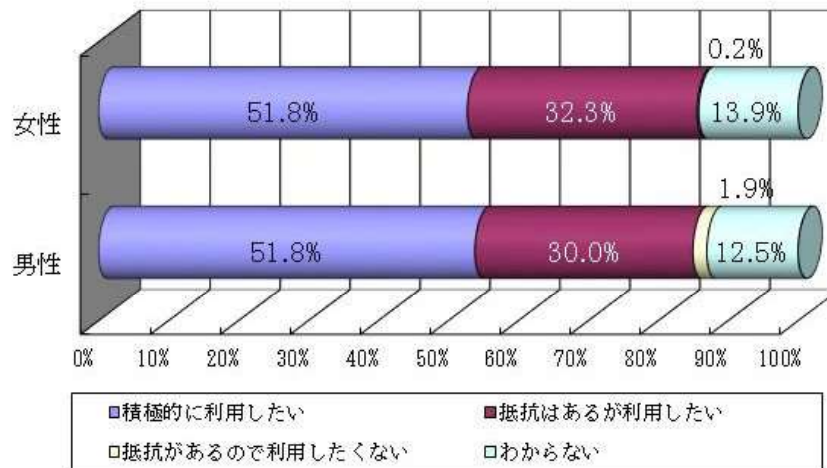


問 1 6 福祉サービスが必要になったときすぐに利用したいと思いますか

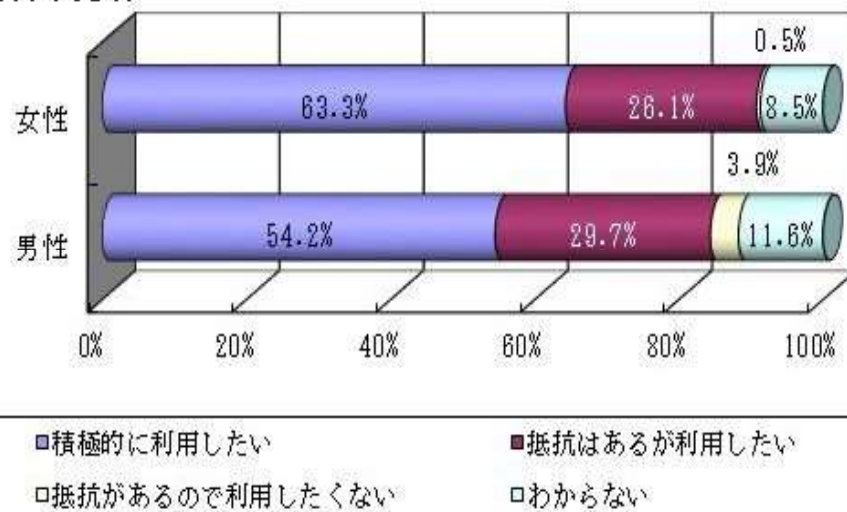


男女別「福祉サービスの利用の意向」

前回(平成26年)

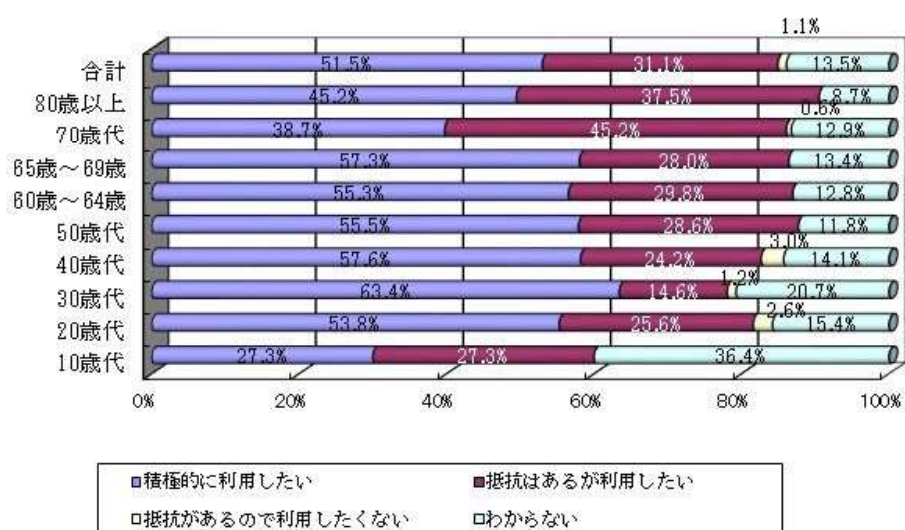


今回(令和元年)

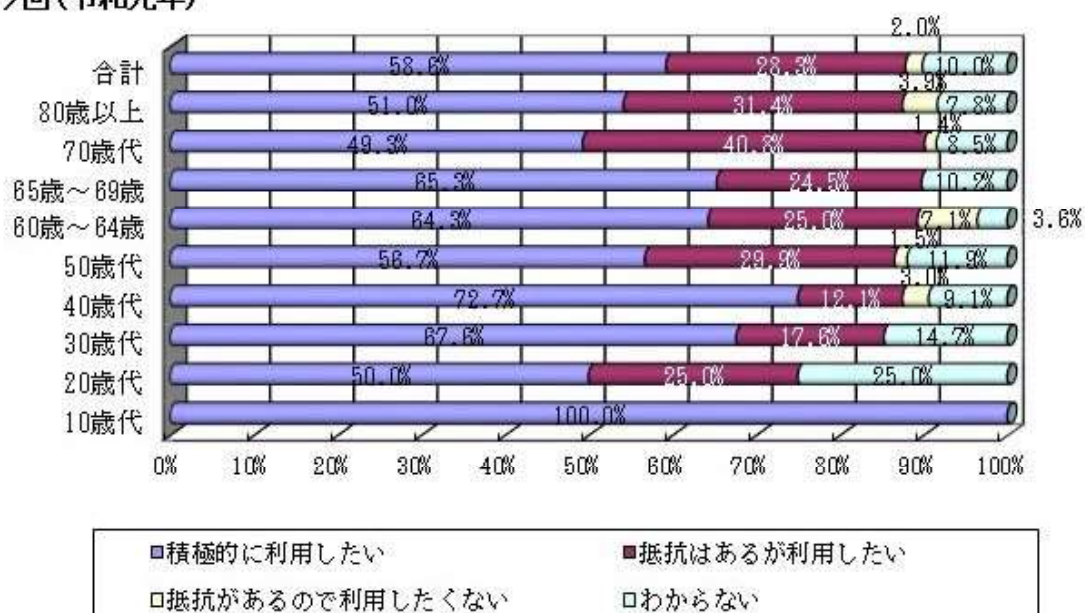


年齢別「福祉サービスの利用の意向」

前回(平成26年)



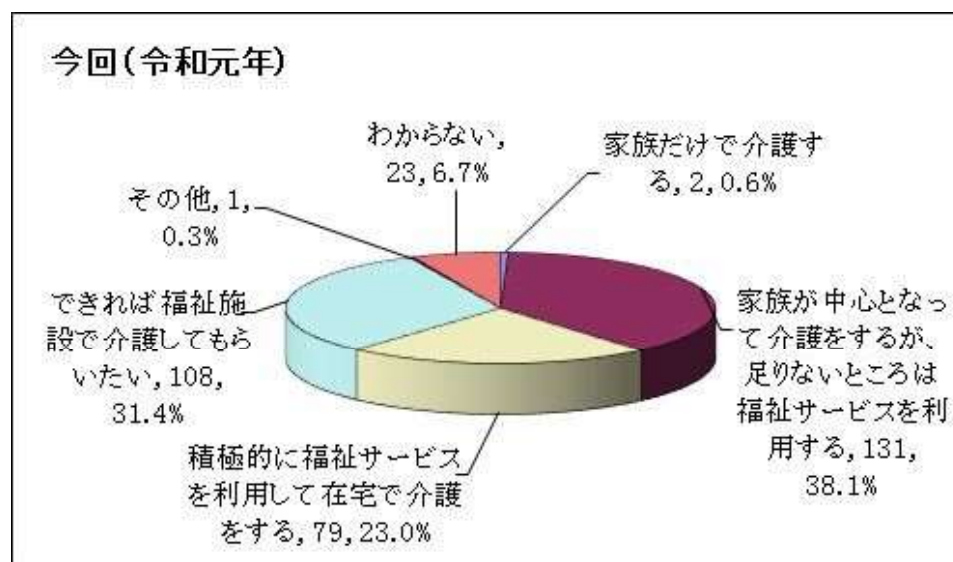
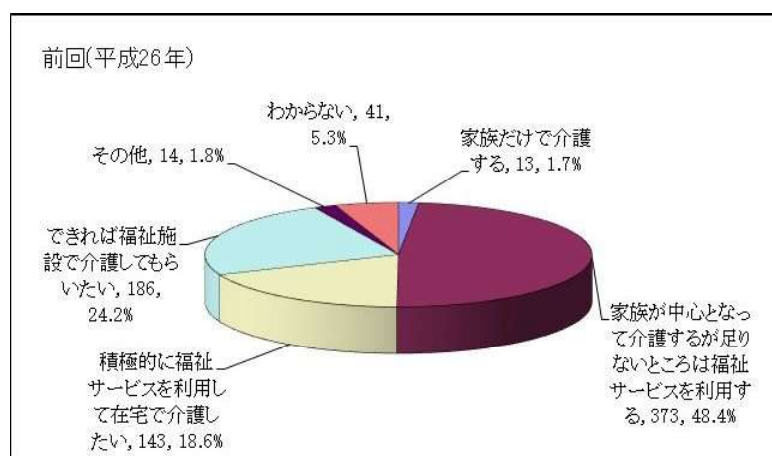
今回(令和元年)



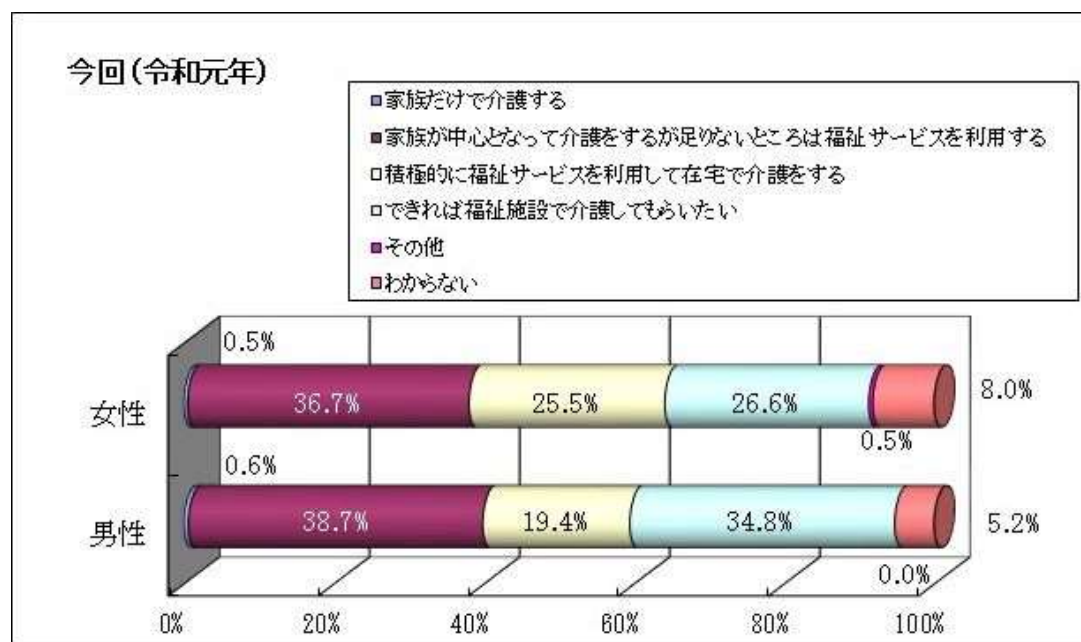
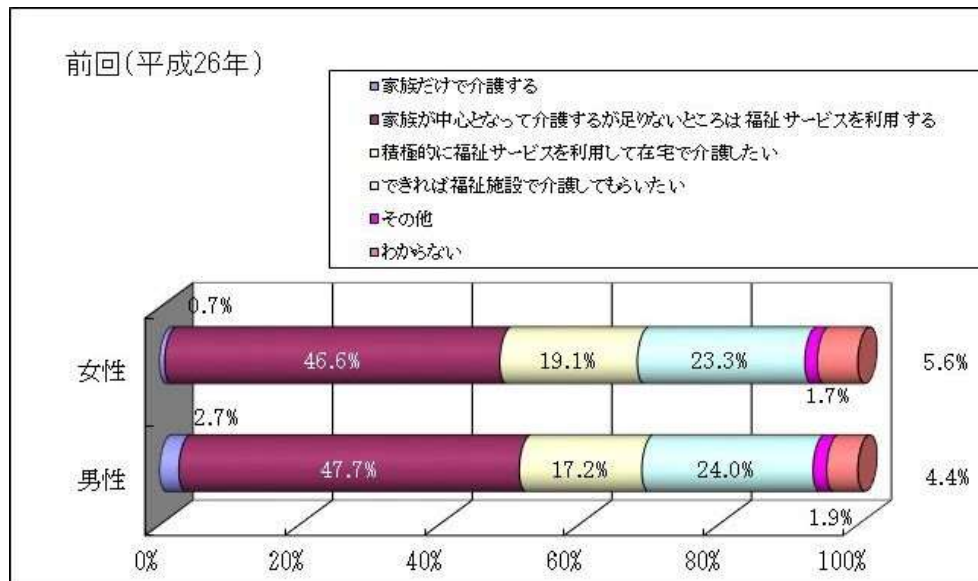
＊介護が必要になった場合＊

- ・「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護」「できれば福祉施設で介護」の２つを合わせると、54.4%を占め前回より増加している。特に男性の「できれば福祉施設で介護」が前回より大きく増加している。
- ・年代別では、65歳～69歳の「できれば福祉施設で介護」が42.9%を占め、前回の25.6%から大きく増加している。

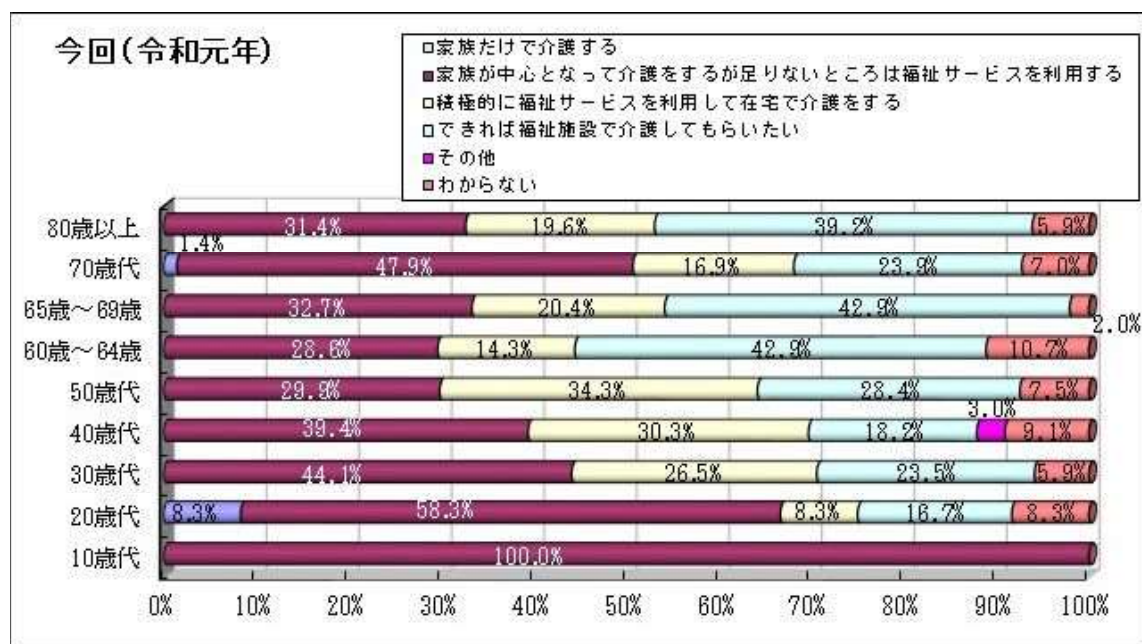
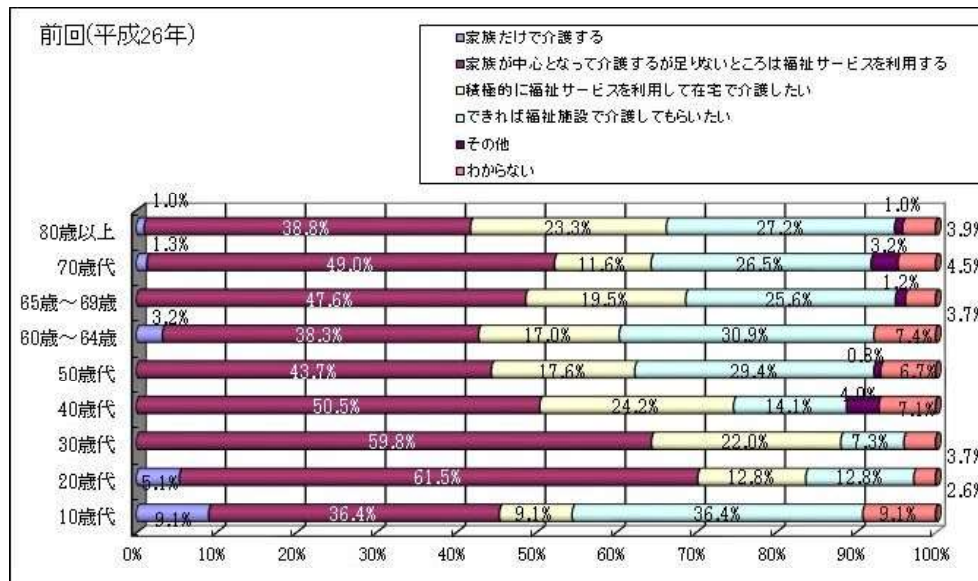
問 1 7 家族の誰かに介護が必要になった場合に、どのようにしたいと考えていますか



男女別「介護が必要となった場合の対応」



年齢別「介護が必要になった場合の対応」



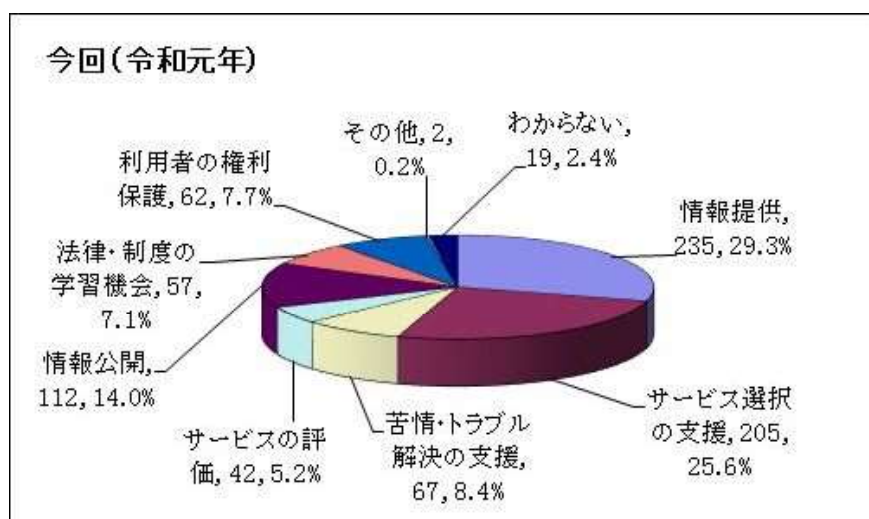
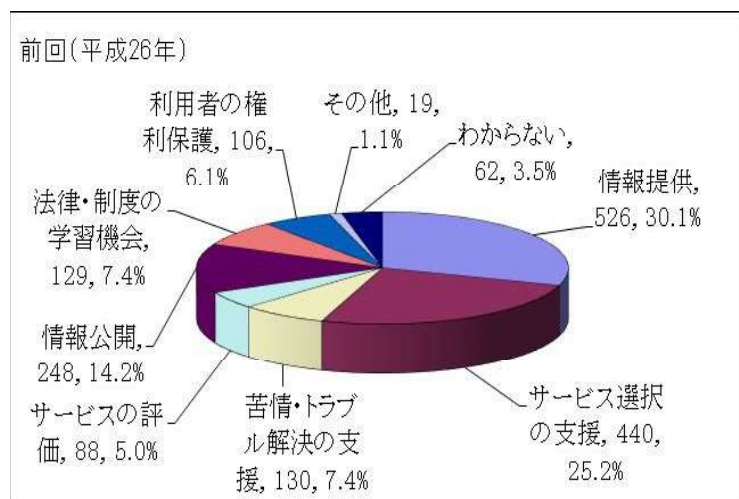
その他の内容

- ・自分の状況（仕事、子育て、健康）と介護の程度により2～4のいずれか

＊今後必要な町の取組み＊

- ・前回同様に、「情報提供」「サービス選択の支援」を要望する回答が多くを占め、2つを併せると54.9%を占める。
- ・男女別、年齢別でもほぼ同様の回答傾向

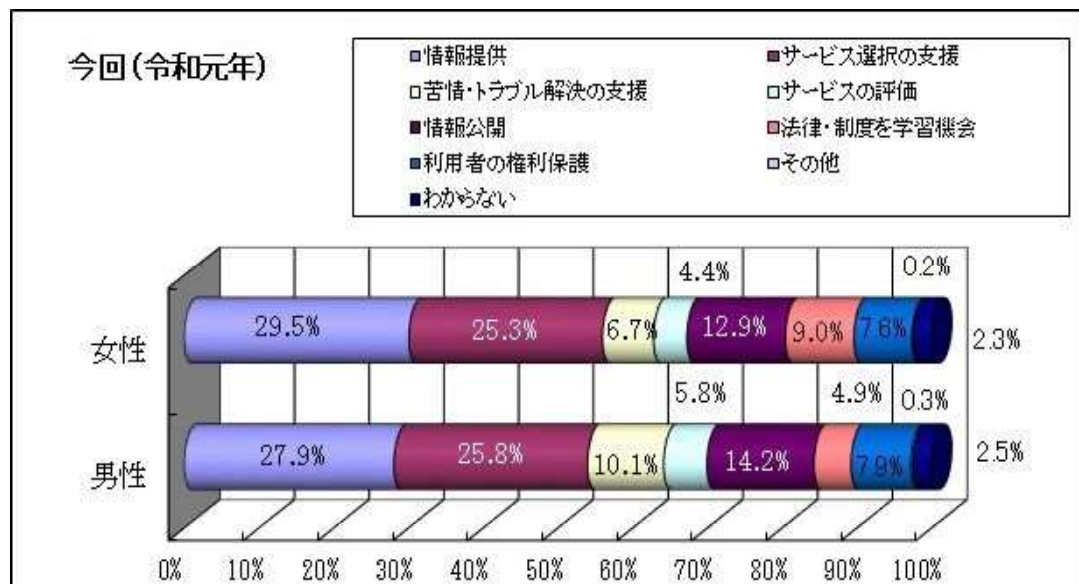
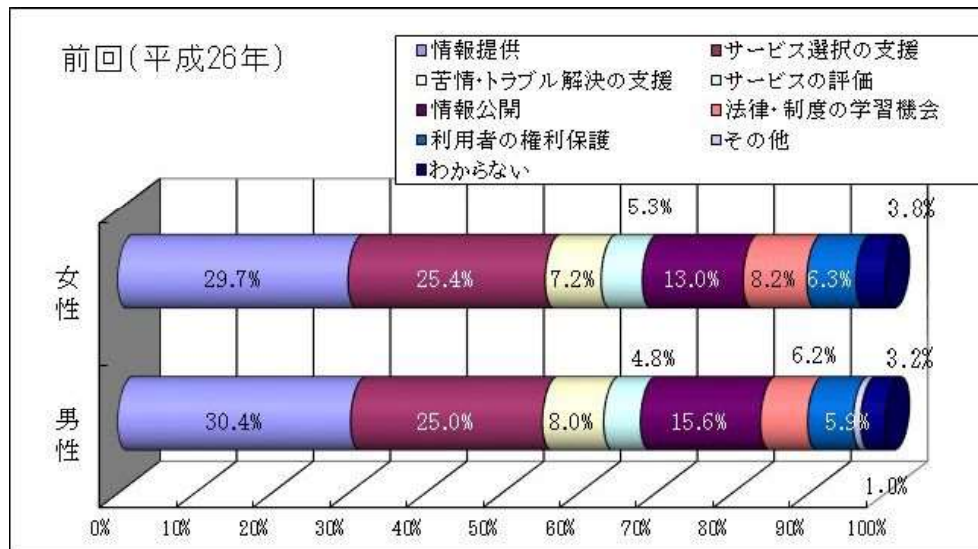
問 1 8 今後、町ではどのようなことに取り組む必要がありますか



その他の内容

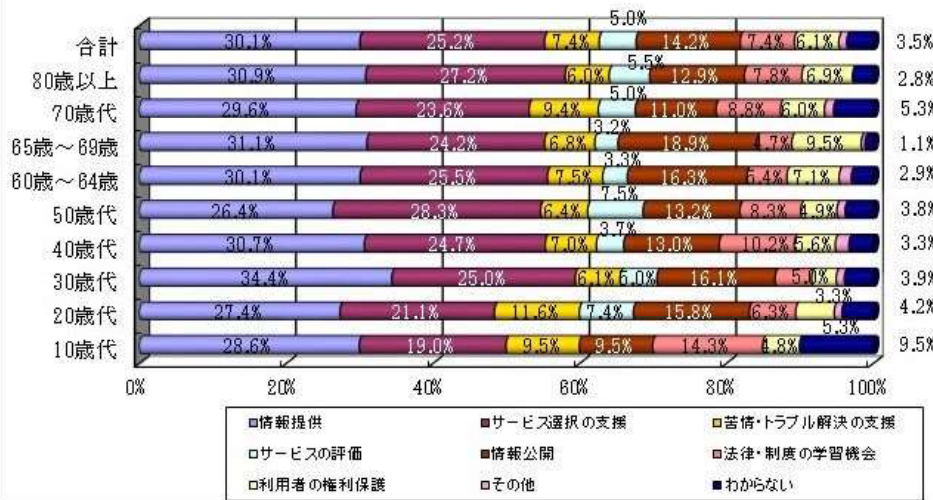
- ・福祉施設を増やす。年金で入れるところ
- ・サービスを受ける際に金銭面に大きな負担がかからない仕組み

男女別「必要な町の取組み」

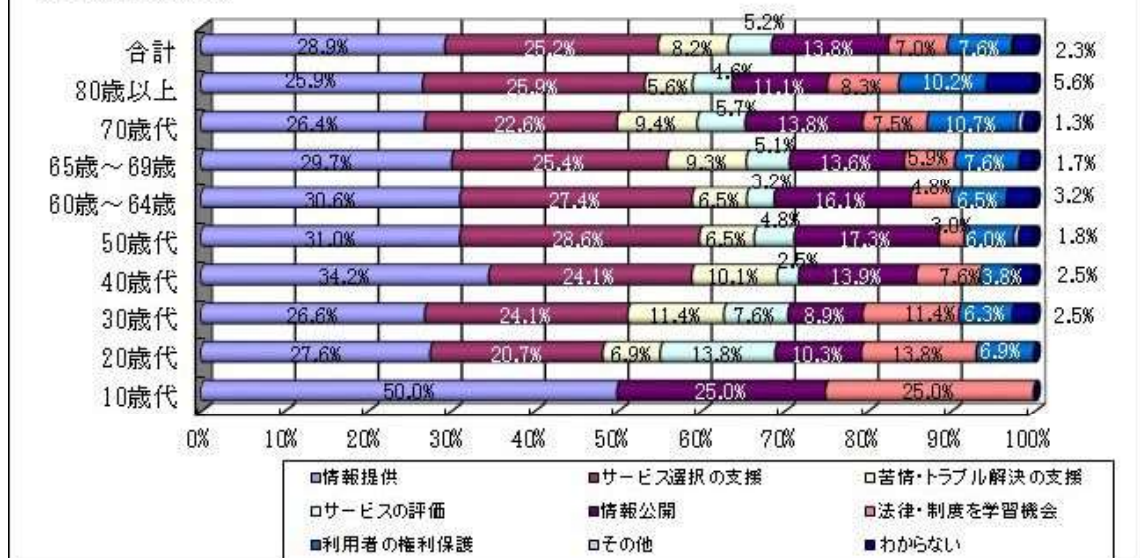


年齢別「必要な町の取組み」

前回(平成26年)



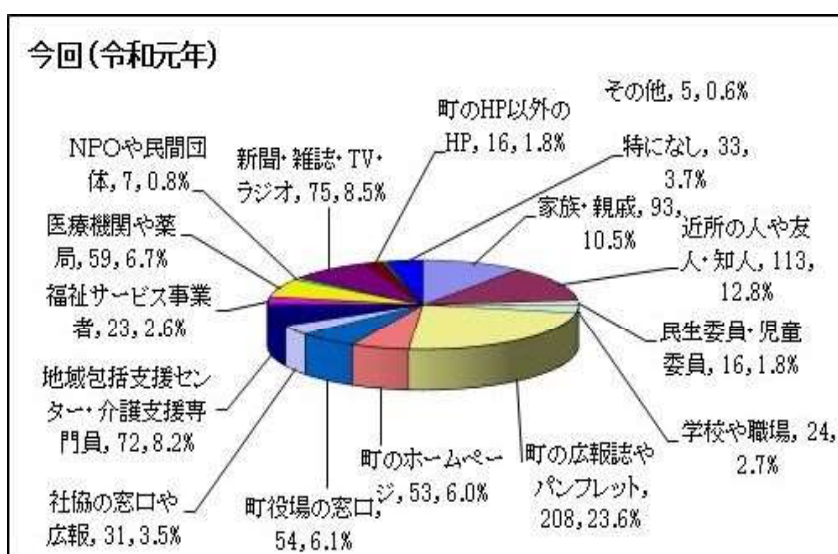
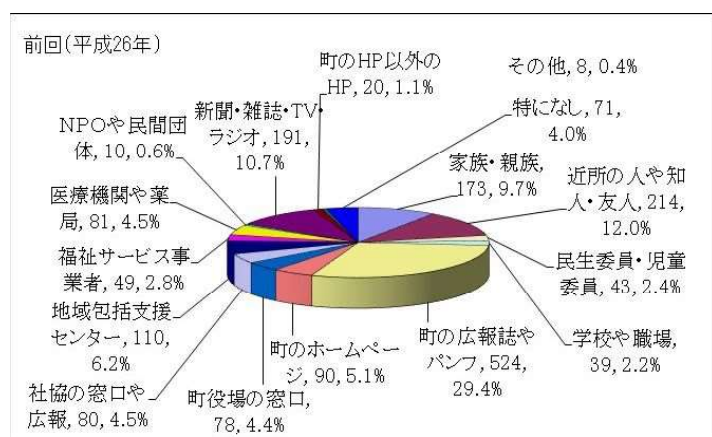
今回(令和元年)



＊福祉サービスに関する情報の入手先＊

- ・最も多い回答が、「町の広報誌やパンフレット」で23.6%を占めているが、前回同様に多様な方法で情報を入手している結果となっている。
- ・年齢別では、「町の広報誌やパンフレット」はどの年代の回答割合も変わらない。「近所の人や知人・友人」は、年代が上がると回答割合も増加傾向。「町のホームページ」は、年代が下がると回答割合が増加傾向。

問 1 9 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか



その他の内容

- ・しゃきつとのポスター
- ・町の出前講座
- ・勤めているグループホーム
- ・以前利用した時の内容
- ・時々テレビで見る

前回(平成26年) ○男女別「福祉サービスに関する情報の入手方法」(上段:度数、下段:%)

	合計	家族 親族	近所の人や知人 友	民生委員 児童委員	学校や職 場	町の広報誌 やパンフ	町のホーム ページ	町役場の窓 口	社協の窓口 や広報	地域包括支 援センタ	福祉サービ ス事業者	医療機関 や薬局	NPOや民 間団体	新聞・雑誌 ・ウェブジ	町のHP以外 のHP	その他	特になし
合計	1,744 100.0	166 9.5	210 12.0	40 2.3	39 2.2	518 29.7	88 5.0	77 4.4	79 4.5	109 6.3	48 2.8	77 4.4	10 0.6	185 10.6	20 1.1	8 0.5	70 4.0
男性	830 100.0	68 8.2	85 10.2	18 2.2	19 2.3	251 30.2	51 6.1	34 4.1	47 5.7	53 6.4	22 2.7	36 4.3	8 1.0	88 10.6	12 1.4	1 0.1	37 4.5
女性	914 100.0	98 10.7	125 13.7	22 2.4	20 2.2	267 29.2	37 4.0	43 4.7	32 3.5	56 6.1	26 2.8	41 4.5	2 0.2	97 10.6	8 0.9	7 0.8	33 3.6

前回(平成26年) ○年齢別「福祉サービスに関する情報の入手方法」(上段:度数、下段:%)

	合計	家族 親族	近所の人や知人 友	民生委員 児童委員	学校や職 場	町の広報誌 やパンフ	町のホーム ページ	町役場の窓 口	社協の窓口 や広報	地域包括支 援センタ	福祉サービ ス事業者	医療機関 や薬局	NPOや民 間団体	新聞・雑誌 ・ウェブジ	町のHP以外 のHP	その他	特になし
合計	1,772 100.0	171 9.7	213 12.0	43 2.4	39 2.2	520 29.3	89 5.0	78 4.4	80 4.5	110 6.2	49 2.8	81 4.6	10 0.6	190 10.7	20 1.1	8 0.5	71 4.0
10歳代	13 100.0	2 15.4	0 -	0 -	1 7.7	2 15.4	0 -	0 -	0 -	1 7.7	0 -	0 -	0 -	3 23.1	0 -	0 -	4 30.8
20歳代	59 100.0	13 22.0	4 6.8	0 -	5 8.5	11 18.6	1 1.7	3 5.1	1 1.7	1 1.7	0 -	0 -	0 -	4 6.8	2 3.4	0 -	14 23.7
30歳代	164 100.0	26 15.9	15 9.1	1 0.6	6 3.7	52 31.7	11 6.7	3 1.8	3 1.8	8 4.9	5 3.0	3 1.8	2 1.2	14 8.5	4 2.4	4 2.4	7 4.3
40歳代	216 100.0	21 9.7	19 8.8	4 1.9	16 7.4	67 31.0	22 10.2	7 3.2	6 2.8	10 4.6	7 3.2	9 4.2	1 0.5	11 5.1	4 1.9	1 0.5	11 5.1
50歳代	278 100.0	21 7.6	26 9.4	7 2.5	7 2.5	86 30.9	18 6.5	11 4.0	11 4.0	20 7.2	12 4.3	12 4.3	0 -	35 12.6	3 1.1	0 -	9 3.2
60 ～ 64歳	203 100.0	9 4.4	17 8.4	2 1.0	2 1.0	69 34.0	11 5.4	12 5.9	10 4.9	19 9.4	8 3.9	3 1.5	1 0.5	29 14.3	4 2.0	0 -	7 3.4
65 ～ 69歳	195 100.0	17 8.7	28 14.4	5 2.6	1 0.5	58 29.7	6 3.1	7 3.6	12 6.2	15 7.7	2 1.0	11 5.6	4 2.1	21 10.8	1 0.5	1 0.5	6 3.1
70歳代	358 100.0	28 7.8	65 18.2	10 2.8	0 -	107 29.9	12 3.4	17 4.7	20 5.6	17 4.7	9 2.5	19 5.3	2 0.6	41 11.5	1 0.3	2 0.6	8 2.2
80歳以上	286 100.0	34 11.9	39 13.6	14 4.9	1 0.3	68 23.8	8 2.8	18 6.3	17 5.9	19 6.6	6 2.1	24 8.4	0 -	32 11.2	1 0.3	0 -	5 1.7

今回(令和元年) ○男女別「福祉サービスに関する情報の入手方法」(上段:度数、下段:%)

	合計	家族 親族	近所の人や知人友	民生委員 児童委員	学校や職場	町の広報誌やパンフ	町のホームページ	町役場の窓口	社協の窓口や広報	↓ 介護支援専門員	地域包括支援センタ	福祉サービス事業者	医療機関や薬局	NPOや民間団体	新聞・雑誌・TV・ラジ	町のHP以外のHP	その他	特になし
合計	868	92	111	15	24	206	53	53	30	70	22	58	7	74	16	5	32	
	100.0	0.6	2.8	1.7	2.8	23.7	6.1	6.1	3.5	8.1	2.5	6.7	0.8	8.5	1.8	0.6	3.7	
男性	420	46	53	7	6	103	31	25	16	31	8	26	1	42	11	2	12	
	100.0	1.0	2.6	1.7	1.4	24.5	7.4	6.0	3.8	7.4	1.9	6.2	0.2	0.0	2.6	0.5	2.9	
女性	448	46	58	8	18	103	22	28	14	39	14	32	6	32	5	3	20	
	100.0	0.3	2.9	1.8	4.0	23.0	4.9	6.3	3.1	8.7	3.1	7.1	1.3	7.1	1.1	0.7	4.5	

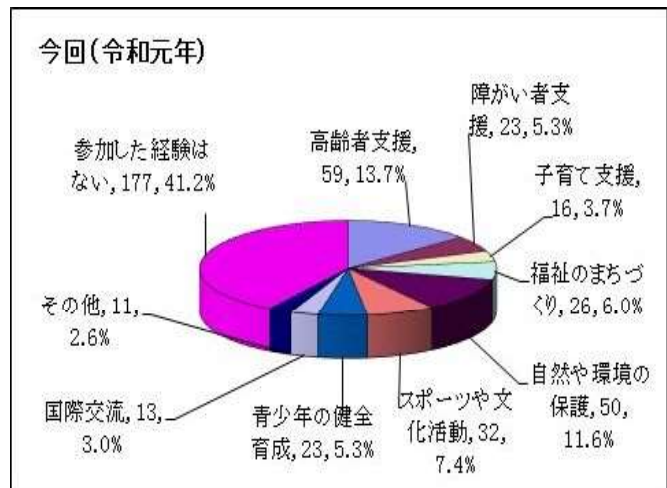
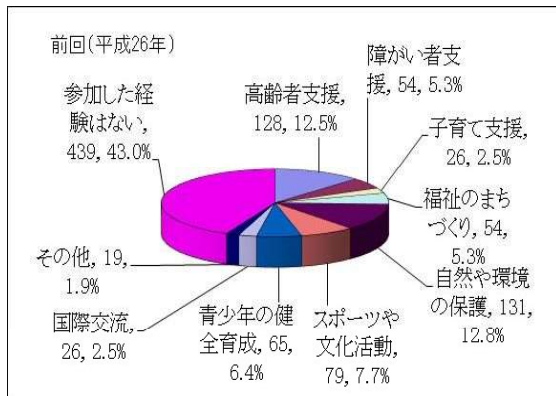
今回(令和元年) ○年齢別「福祉サービスに関する情報の入手方法」(上段:度数、下段:%)

	合計	家族 親族	近所の人や知人友	民生委員 児童委員	学校や職場	町の広報誌やパンフ	町のホームページ	町役場の窓口	社協の窓口や広報	↓ 介護支援専門員	地域包括支援センタ	福祉サービス事業者	医療機関や薬局	NPOや民間団体	新聞・雑誌・TV・ラジオ	町のHP以外のHP	その他	特になし
合計	874 100.0	93 10.6	111 12.7	16 1.8	24 2.7	207 23.7	53 6.1	53 6.1	30 3.4	71 8.1	23 2.6	58 6.6	7 0.8	74 8.5	16 1.8	5 0.6	33 3.8	
10歳代	5 100.0	1 20.0	0 -	0 -	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	1 20.0	0 -	0 -	0 -	
20歳代	28 100.0	3 10.7	2 7.1	0 -	3 10.7	6 21.4	2 7.1	1 3.6	1 3.6	1 3.6	0 -	3 10.7	0 -	2 7.1	0 -	0 -	4 14.3	
30歳代	91 100.0	10 11.0	6 6.6	2 2.2	7 7.7	18 19.8	11 12.1	10 11.0	1 1.1	4 4.4	2 2.2	6 6.6	1 1.1	6 6.6	4 4.4	0 -	3 3.3	
40歳代	73 100.0	5 6.8	4 5.5	1 1.4	2 2.7	18 24.7	7 9.6	4 5.5	0 -	4 5.5	5 6.8	5 6.8	1 1.4	5 6.8	5 6.8	1 1.4	6 8.2	
50歳代	175 100.0	17 9.7	23 13.1	0 -	8 4.6	44 25.1	14 8.0	7 4.0	5 2.9	11 6.3	5 2.9	13 7.4	0 -	16 9.1	2 1.1	1 0.6	9 5.1	
60〜64歳	57 100.0	6 10.5	7 12.3	0 -	1 1.8	14 24.6	3 5.3	5 8.8	2 3.5	8 14.0	1 1.8	3 5.3	0 -	2 3.5	1 1.8	0 -	4 7.0	
65〜69歳	130 100.0	14 10.8	21 16.2	4 3.1	1 0.8	28 21.5	5 3.8	9 6.9	5 3.8	11 8.5	4 3.1	9 6.9	0 -	14 10.8	2 1.5	0 -	3 2.3	
70歳代	185 100.0	22 11.9	31 16.8	4 2.2	0 -	51 27.6	4 2.2	7 3.8	9 4.9	14 7.6	3 1.6	13 7.0	4 2.2	19 10.3	1 0.5	1 0.5	2 1.1	
80歳以上	130 100.0	15 11.5	17 13.1	5 3.8	1 0.8	27 20.8	6 4.6	10 7.7	7 5.4	18 13.8	3 2.3	6 4.6	1 0.8	9 6.9	1 0.8	2 1.5	2 1.5	

＊ボランティア活動について＊

- ・「参加した経験がない」という回答が前回とほぼ同じ割合で41.2%を占めた。
- ・男女別では、男性の「高齢者支援」が15.5%を占め、前回の10.8%より増加している。
- ・参加していない理由は、「時間にゆとりがない」「気持ちにゆとりがない」の2つを併せると40.2%を占めた。「どんな活動があるかわからない」は、19.5%を占め、前回の27.3%より減少した。
- ・どんなボランティア活動に興味があるかについては、「高齢者支援」が18.4%を占め最も多い。
- ・どんなボランティア活動に興味があるかについて、年代別では、「子育て支援」が40歳代までの世代で、高い割合を占めている。

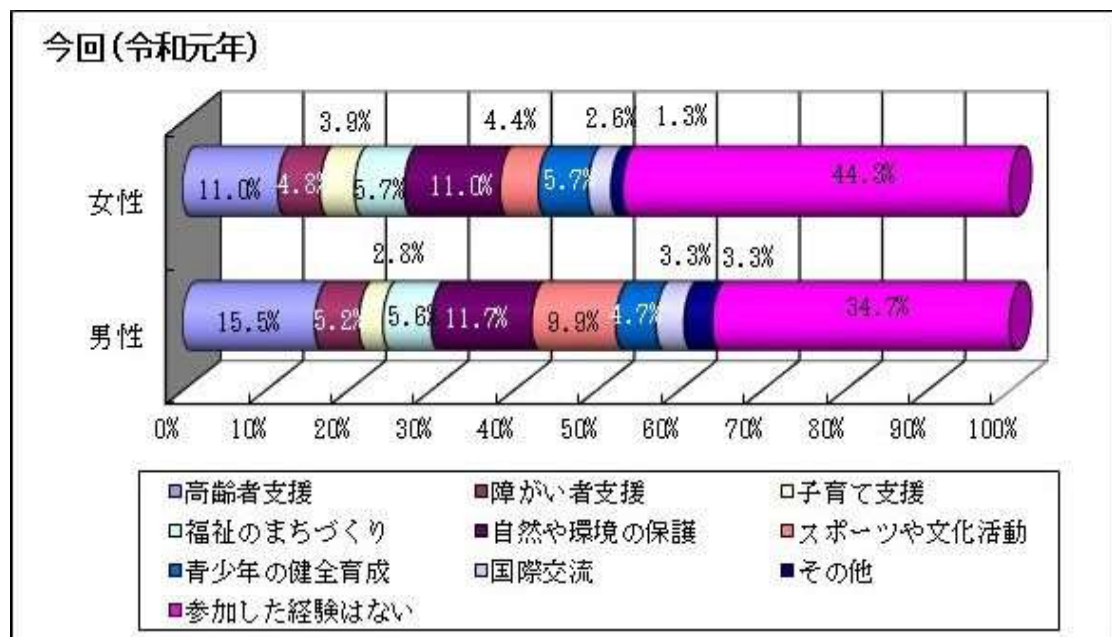
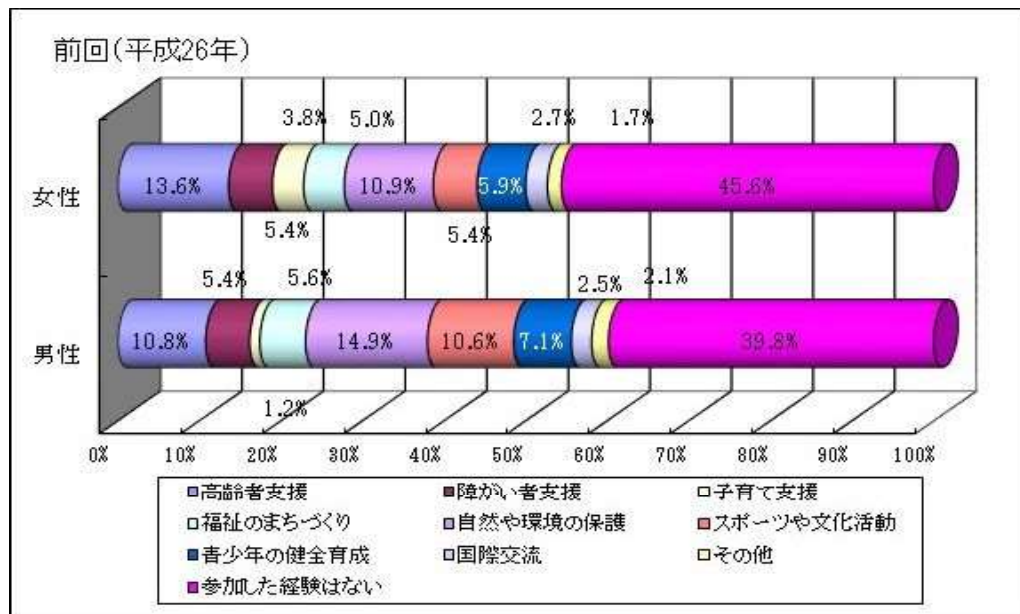
問 2 0 今までにどのようなボランティア活動に参加したことがありますか



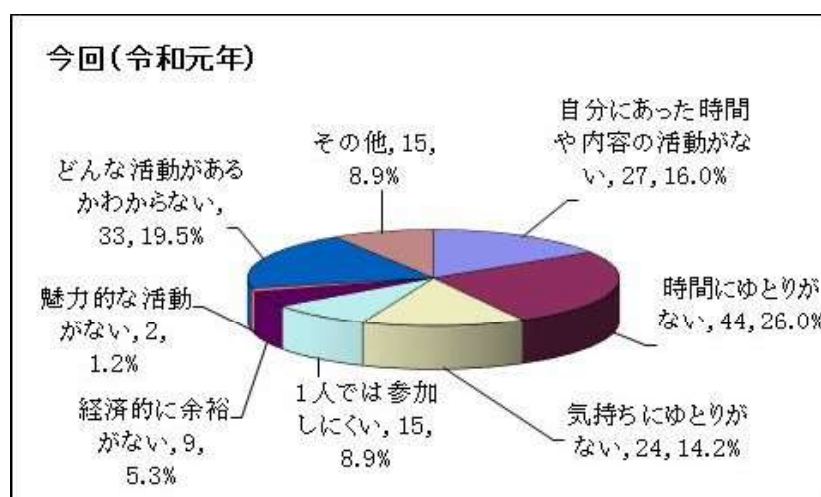
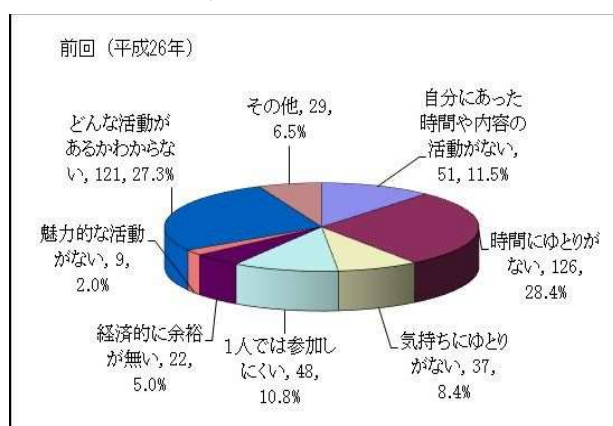
その他の内容

- ・高齢者ボランティア交通安全指導員、地域交通安全指導員
- ・おはようコール
- ・図書館の読み聞かせ、いろりの会メンバー、町立保育園2ヶ所
- ・配食サービス
- ・町内会の高齢者（在宅の方）等へのリサイクル品の寄付品の加工作業
- ・ゴミ拾い、お祭りの手伝い
- ・月1回の独居高齢者への訪問による確認

男女別「ボランティア活動の参加経験」



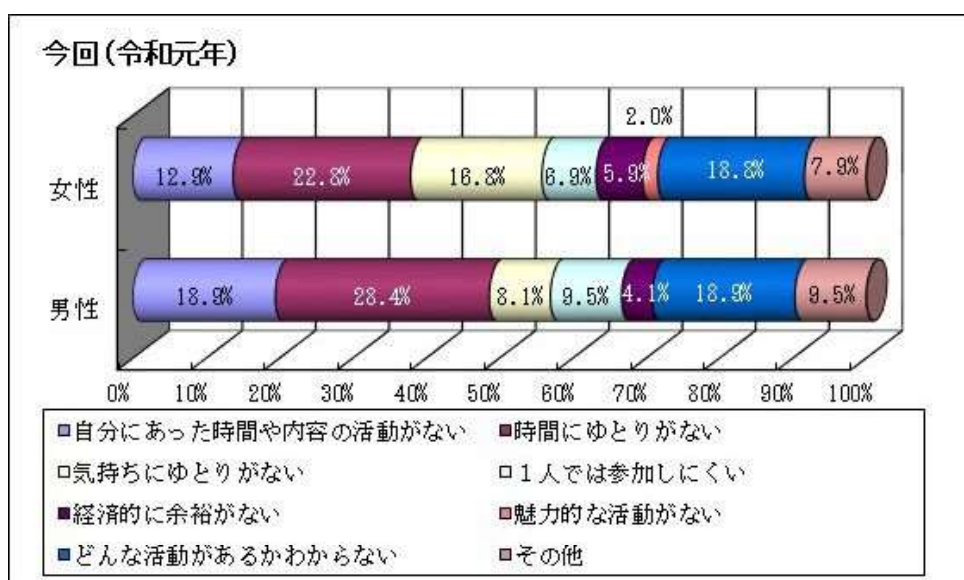
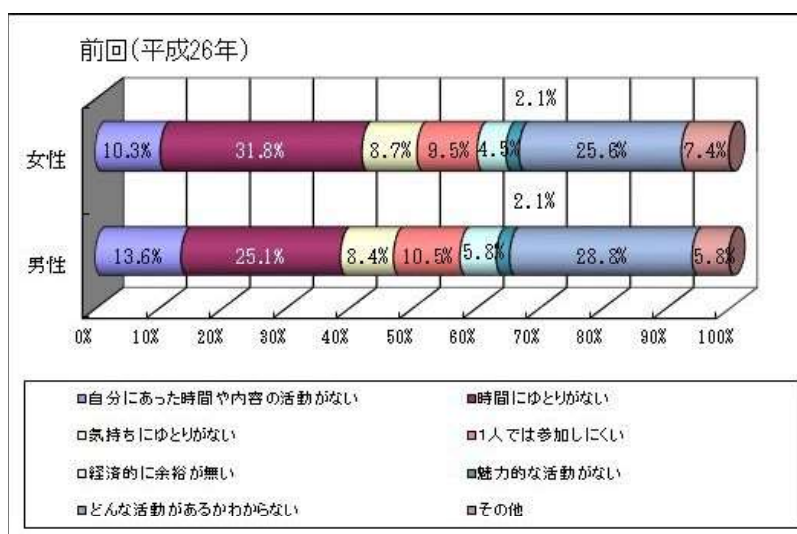
問 2 1 参加経験のない方の参加していない理由



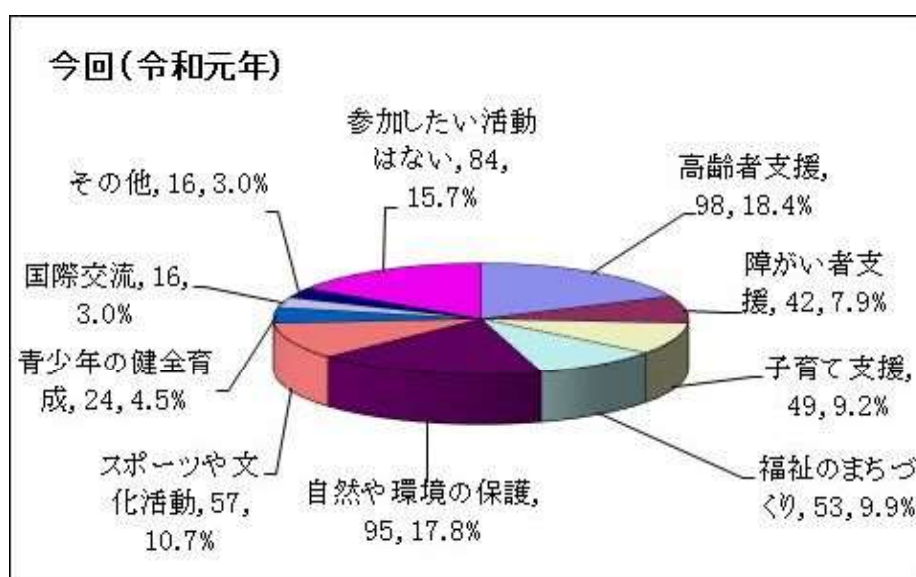
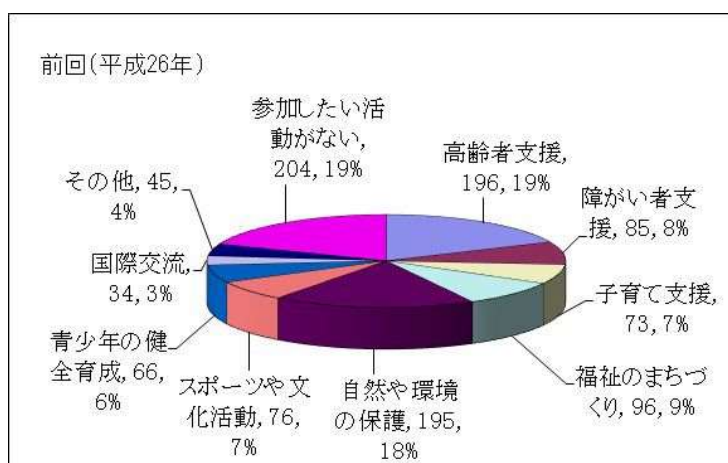
その他の内容

- ・ 障害者であるため
- ・ やれる自信がない
- ・ 自分の運動でひまがない
- ・ 高齢のため
- ・ 転居して間がない
- ・ 聴力が弱いので話しづらい
- ・ 特に参加したくない
- ・ 体力がない
- ・ 病気で歩けないから
- ・ 高齢のため体がボランティアする余裕がない
- ・ 身体が不自由で動けない為
- ・ 機会がない
- ・ 興味関心がない

男女別「参加経験のない方の参加していない理由」



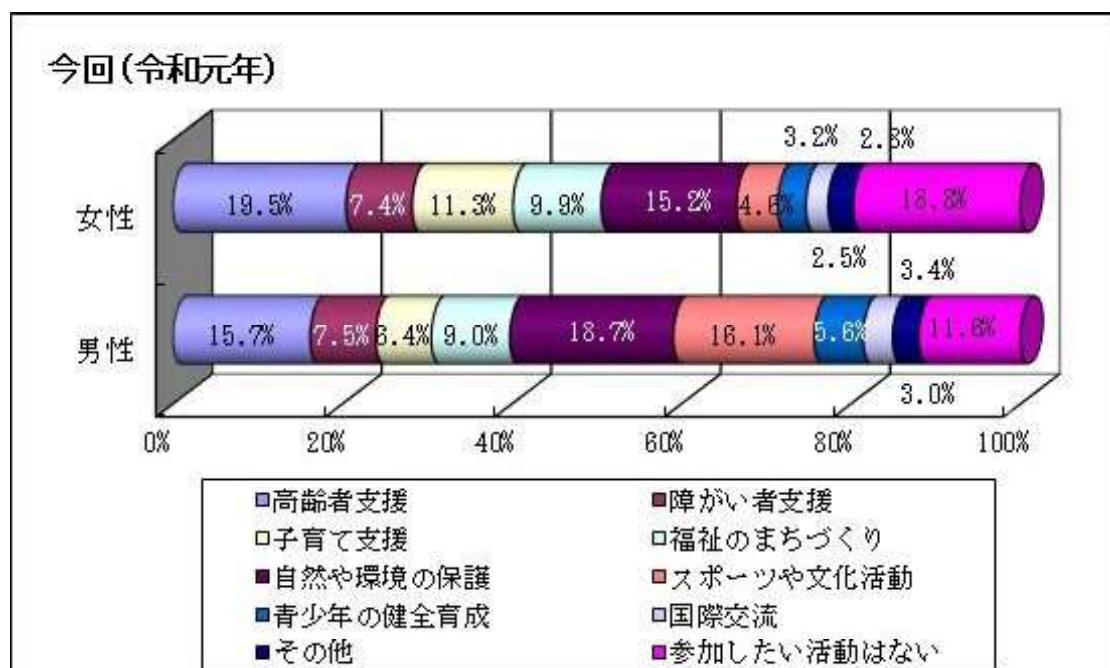
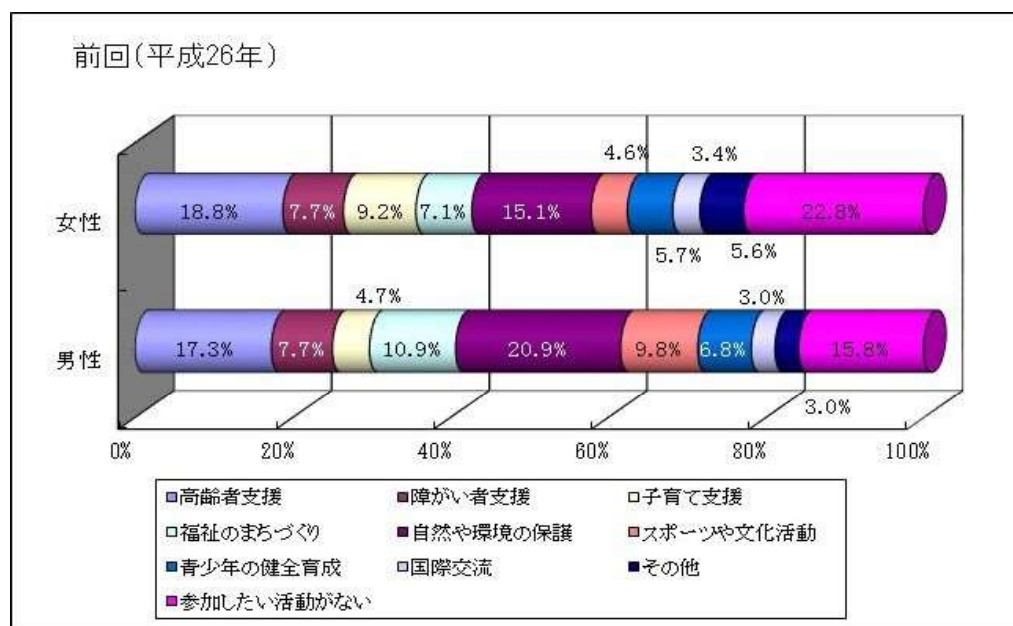
問 2 2 どのようなボランティア活動に興味がありますか。



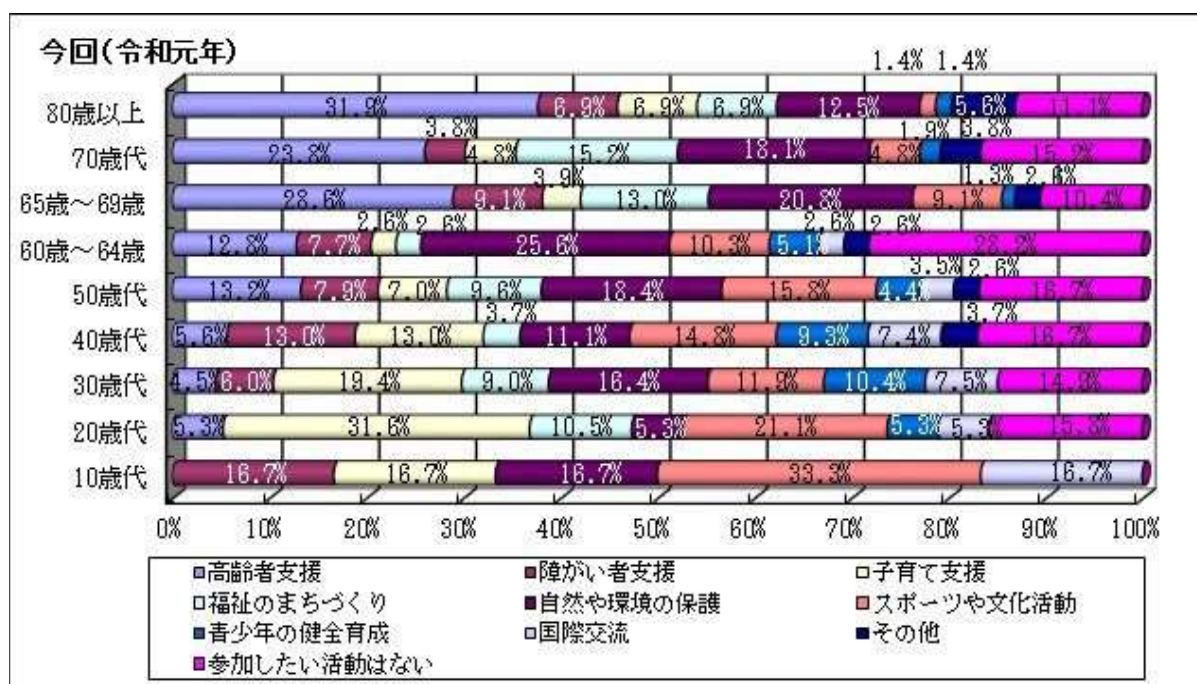
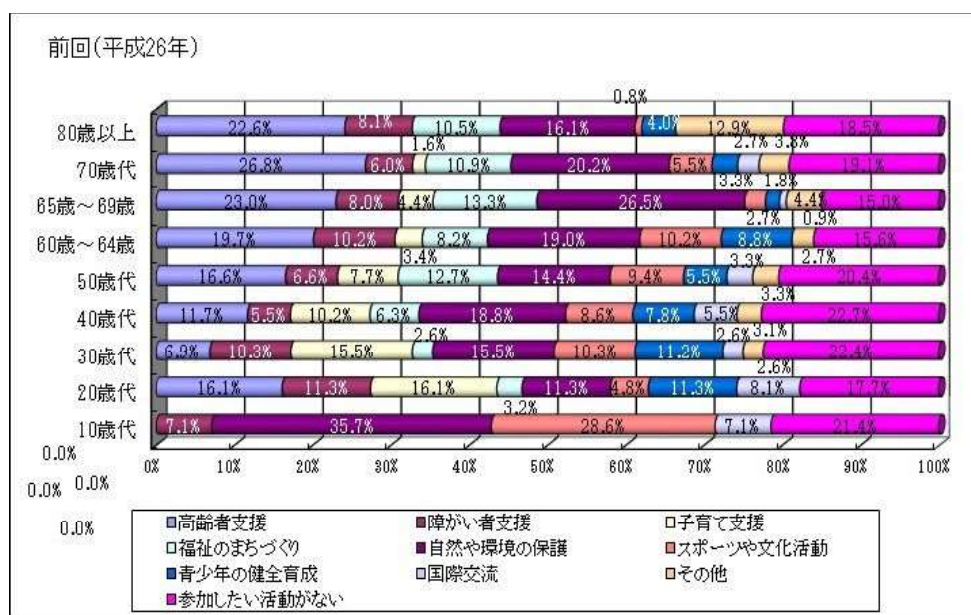
その他の内容

- ・興味がない
- ・体調不良もあり、支援を受けることはあるが、支援者にはなり得ない。
- ・歩行が困難（脚が悪いため）
- ・自分に適した、似合った活動
- ・自分の家の事で精いっぱい。他人の事は二の次。
- ・今仕事をしている為できない
- ・高齢のため歩けないので活動できない
- ・ひざがいたいので、あまり歩きたくない
- ・図書館ボランティア
- ・自分が高齢者なので、活動の場がない!!
- ・人間であるがゆえあまりにも自己中心的なっていると思う。
- ・体に自身がないので
- ・時間がないので参加できない。

男女別「今後のボランティア活動への参加の意向」



年齢別「今後のボランティアへの参加の意向」

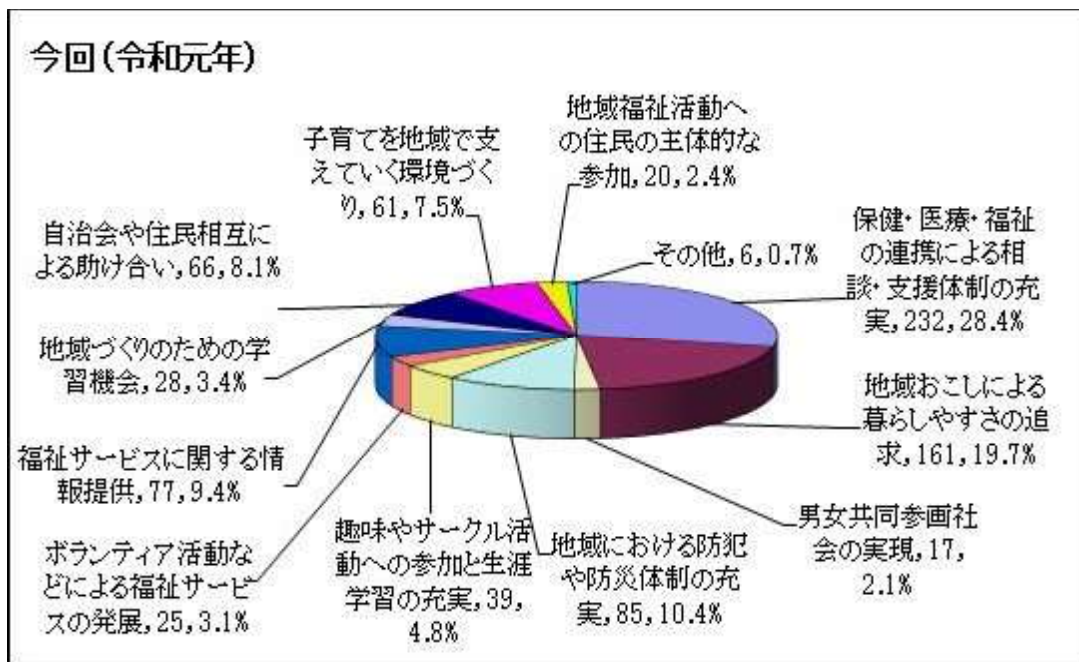
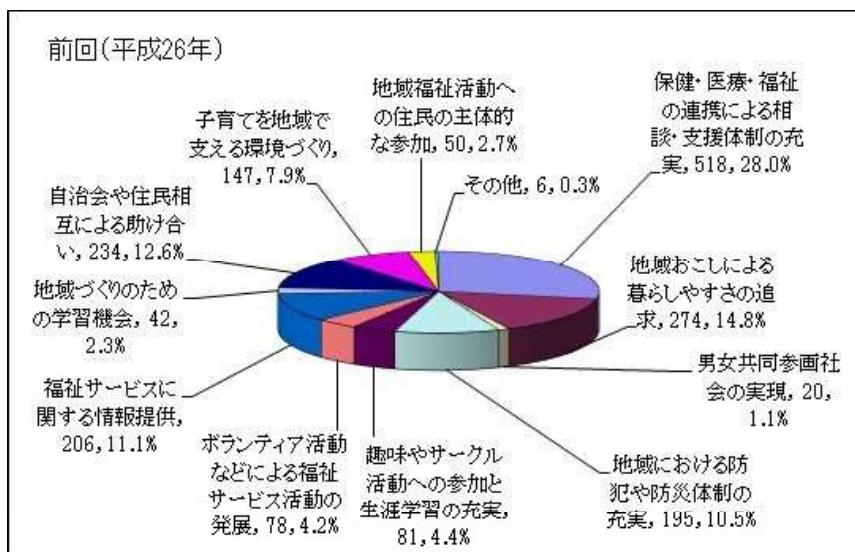


6 今後の行政運営について

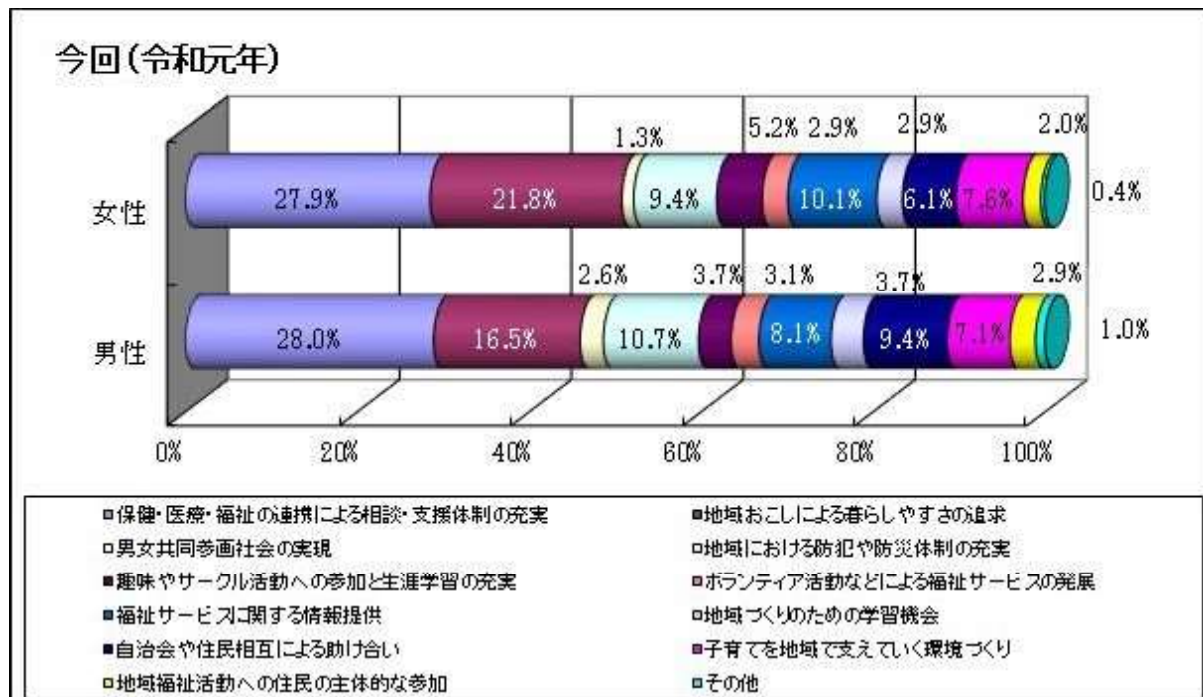
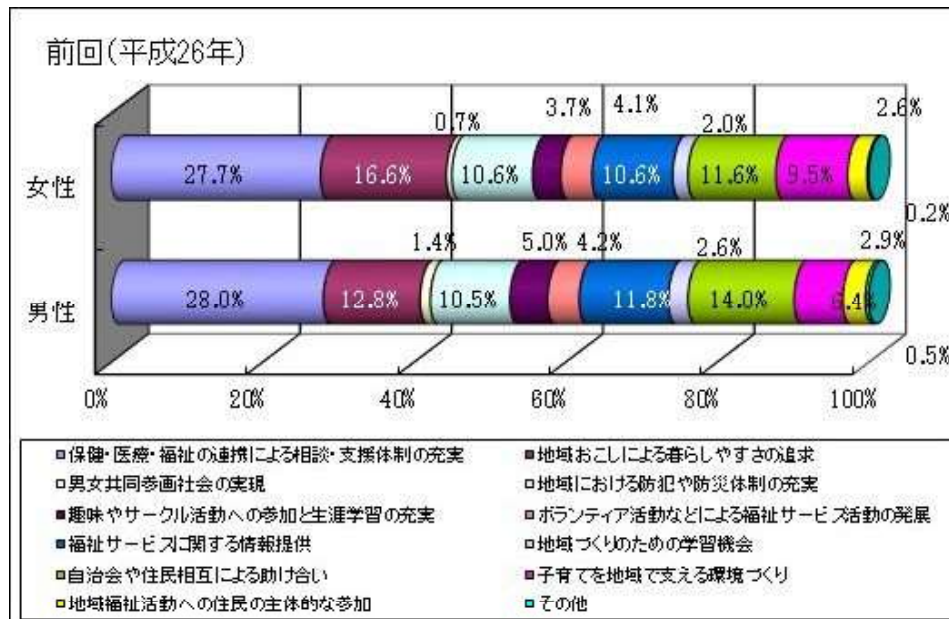
＊今後、町が取り組むべき優先施策＊

- ・「保健・医療・福祉の連携による相談・支援体制の充実」が最も多く28.4%を占め、次いで「地域おこしによる暮らしやすさの追求」となり、前回の14.8%から19.7%に増加している。
- ・男女別でも同様の回答傾向である。
- ・年代別でも、同様の回答傾向にあるものの、20歳代・30歳代では「子育てを地域で支えていく環境づくり」の回答割合が他の世代より高い割合を占めている。

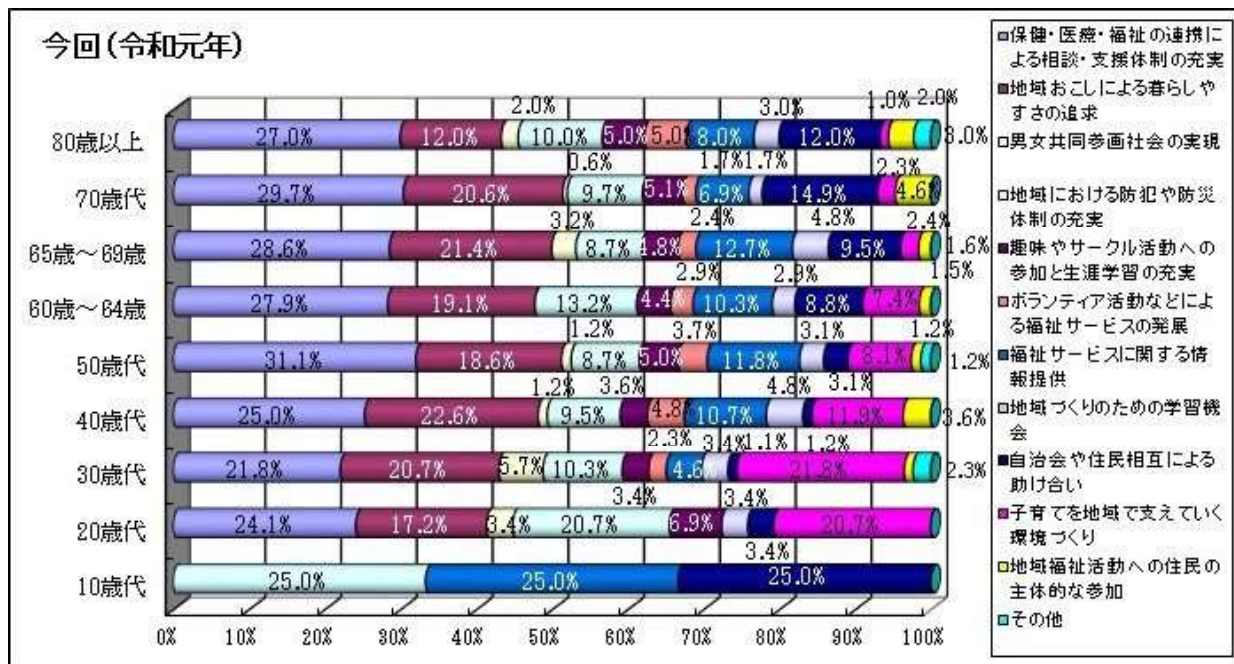
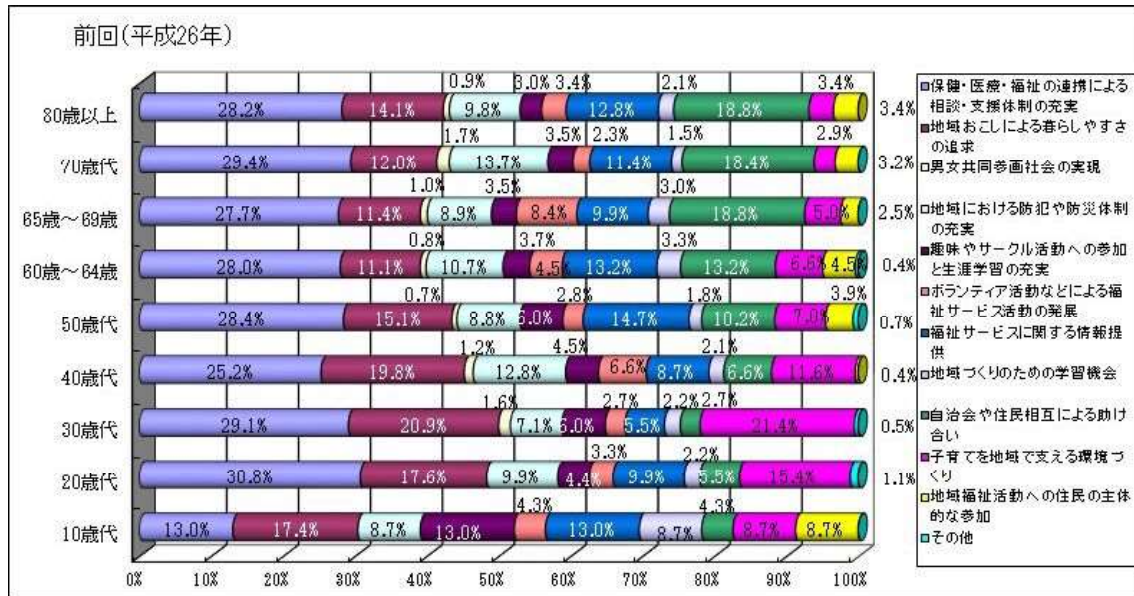
問 2 3 今後町が優先して取り組むべきことはなんですか



男女別「今後町が優先して取り組むべきこと」



年齢別「今後町が優先して取り組むべきこと」



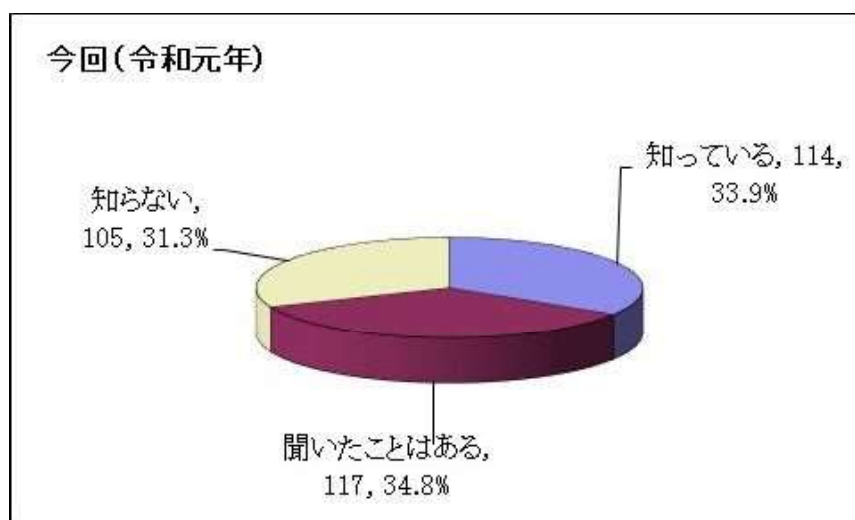
その他の内容

- ・ 自助、共助、公助のバランスのとれた施策を3者で協力し合う体制の確立
- ・ 年令に応じた仕事で楽しくそれなりの収入がほしい。
- ・ 金銭的負担の軽減
- ・ 町の良い所を住民に伝えて行く事、中心街等素通りしがち
- ・ 大手FC店の参入かつ、地元中小零細企業の活性化、美幌駐屯地の活性化
- ・ 幼児教育の質の向上、乳幼児期から中学生まで、途切れのない支援体制

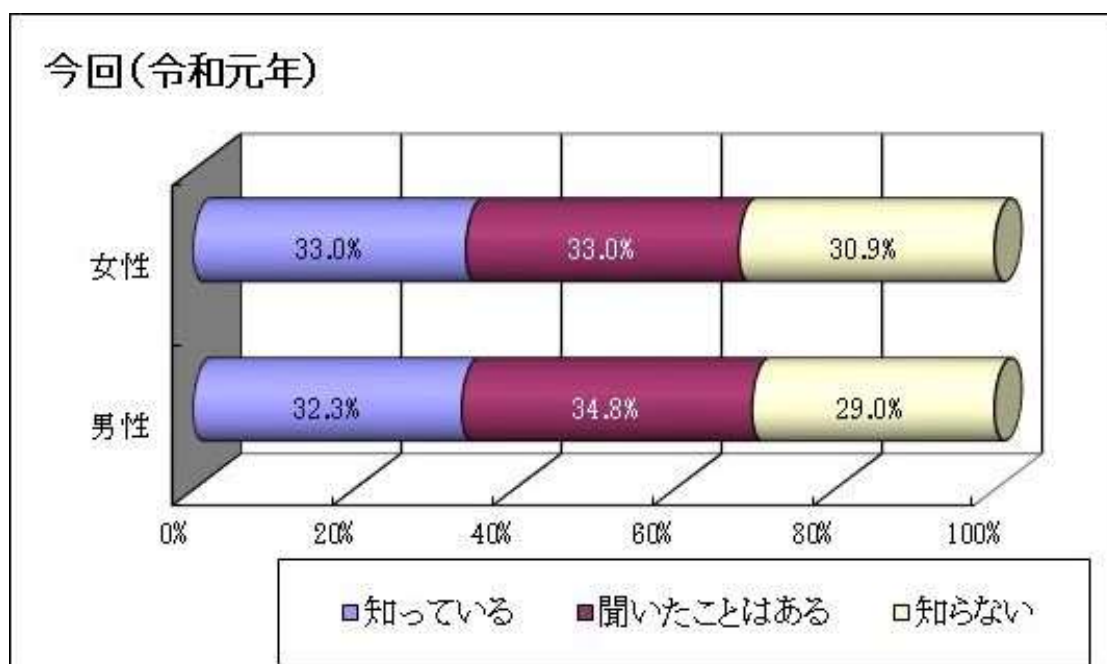
＊成年後見制度について＊

- ・「知っている」「聞いたことがある」２つを併せると68.7%を占めた。
- ・情報源は、「新聞・雑誌・TV・ラジオ」が最も多く、60.4%を占めた。
- ・男女別でも同様の回答傾向である。
- ・年代別では、20歳代で「新聞・雑誌・TV・ラジオ」の回答割合が減少し、「近所の人や友人・知人」「成年後見制度の利用者」の回答割合が増加している。

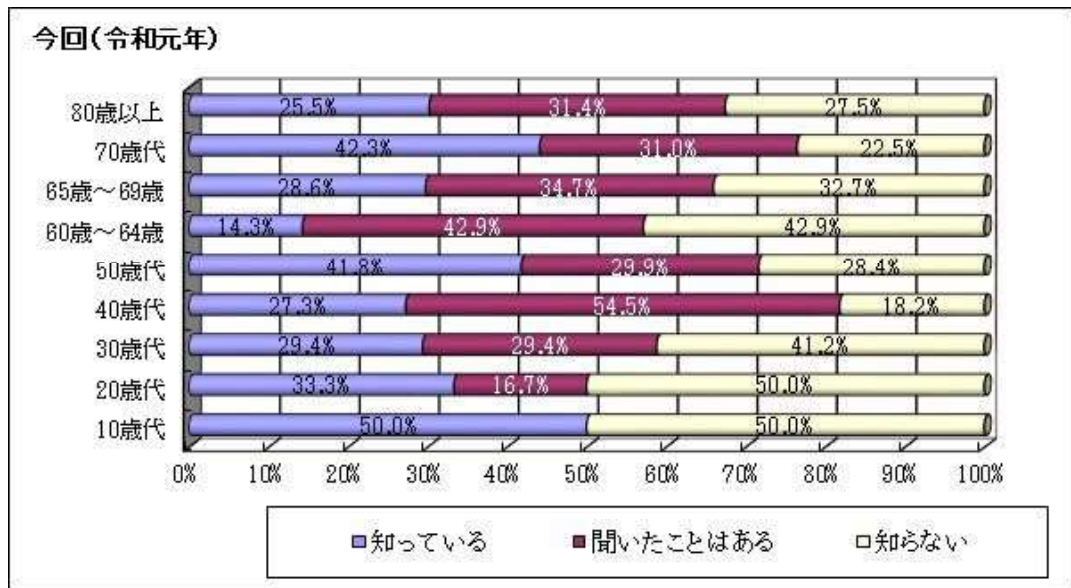
問 2 4 成年後見制度についてご存じですか。



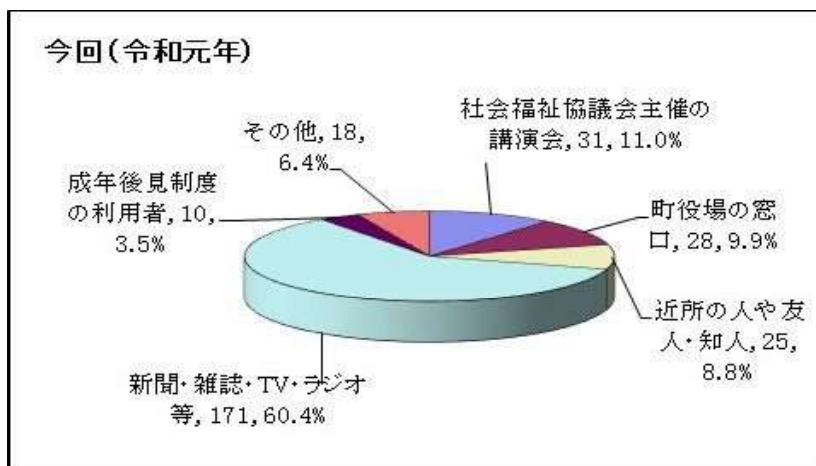
男女別「成年後見制度の認知度」



年齢別「成年後見制度の認知度」



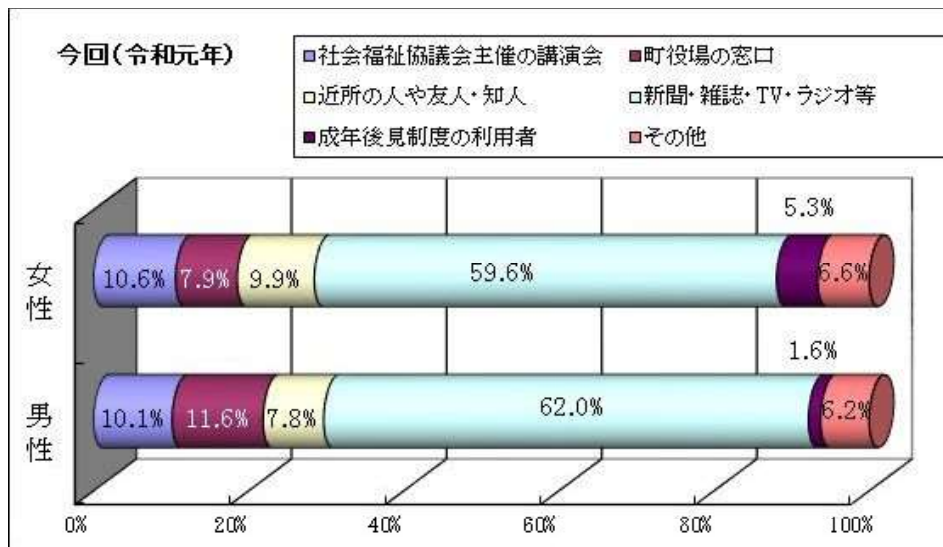
問 2 5 成年後見制度を何で知りましたか。



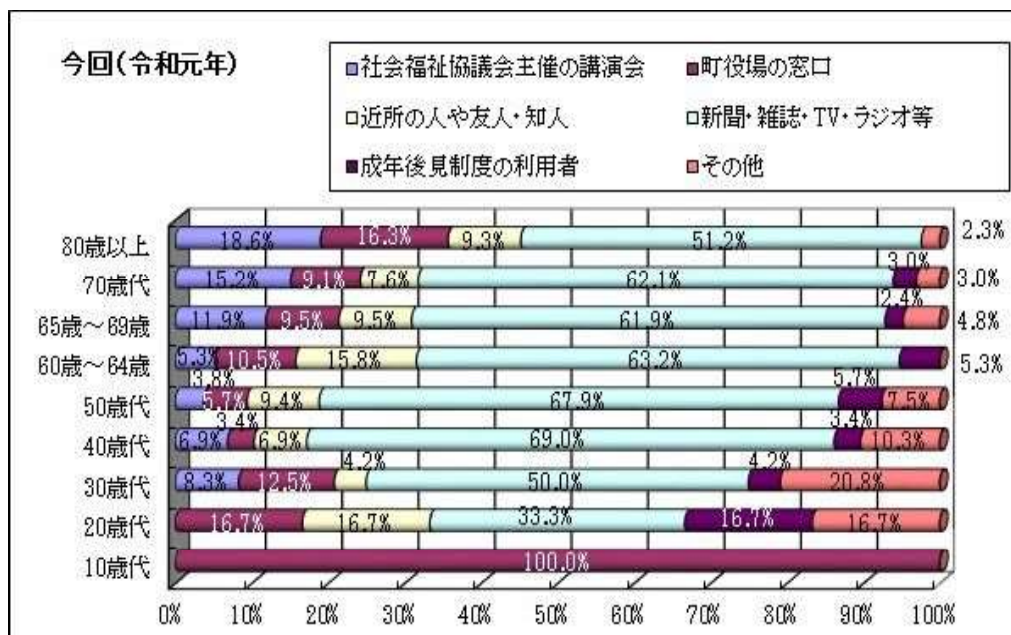
その他の内容

- ・ 子供が資格をもっている
- ・ 制度、費用など必ずしも利用しやすいものになっていない。自立生活支援事業のほうが利用しやすいような気がする。
- ・ 一般常識で知りました
- ・ 弁護士による講演
- ・ 自分で勉強した
- ・ 後見人を経験した
- ・ 一般常識として
- ・ 民生委員の時に研修、相談を受ける
- ・ 自治会の集会＜町の説明＞
- ・ 弁護士研修会参加
- ・ 工作上必要となり独自で制度を調べた。
- ・ 親族に後見人がいる
- ・ 介護の勉強を少しした時に
- ・ 大学で
- ・ 勉強した
- ・ インターネット検索

男女別「成年後見制度の情報の入手先」



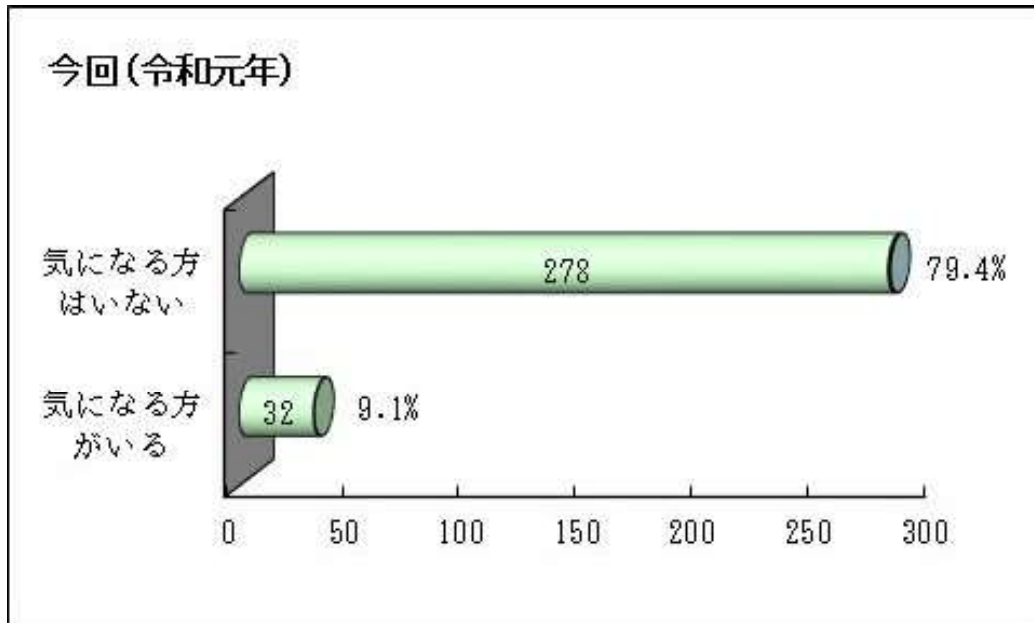
年齢別「成年後見制度の情報の入手先」



生活困窮者の支援について

- ・「地域に気になる方はいない」が79.4%を占め、「気になる方がいる」が9.1%を占めた。
- ・気になる方がいると回答した方の相談先では、「相談や報告は特にしていない」が最も多く54.8%を占め、次いで「役場の相談窓口」が19.4%を占めた。
- ・報告していない理由は、「自分が相談・報告することではない」が最も多く35.3%を占めた。

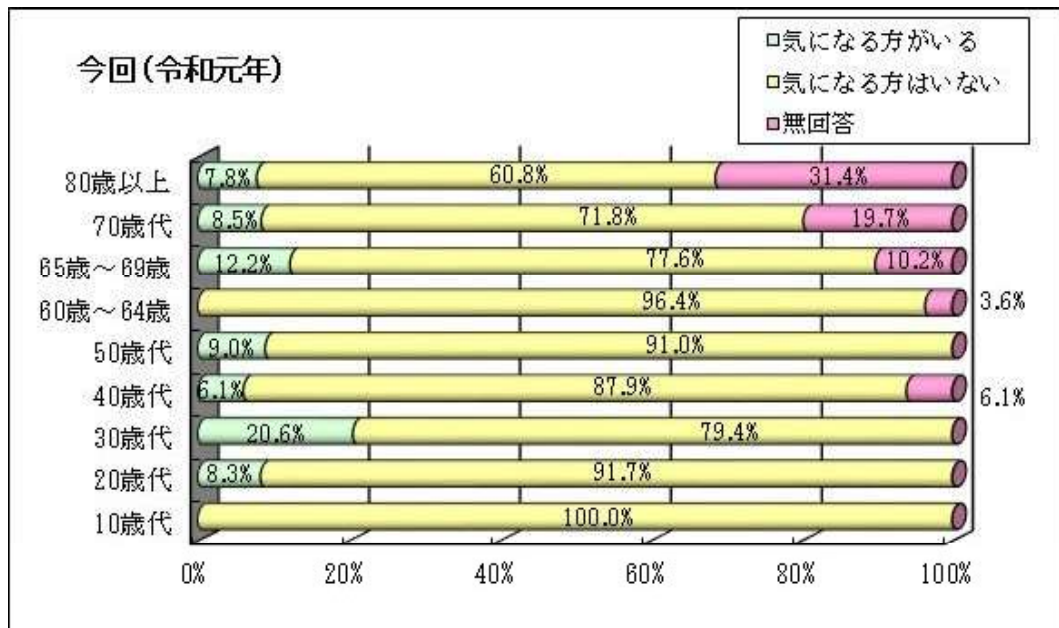
問 2 6 地域の中で気になる方はいますか。



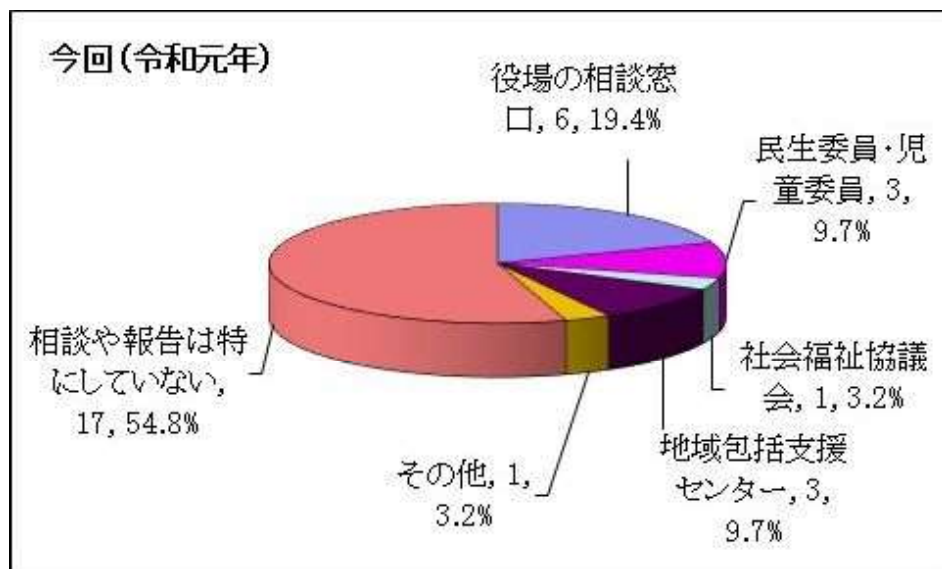
男女別「気になる方の有無」



年齢別「気になる方の有無」



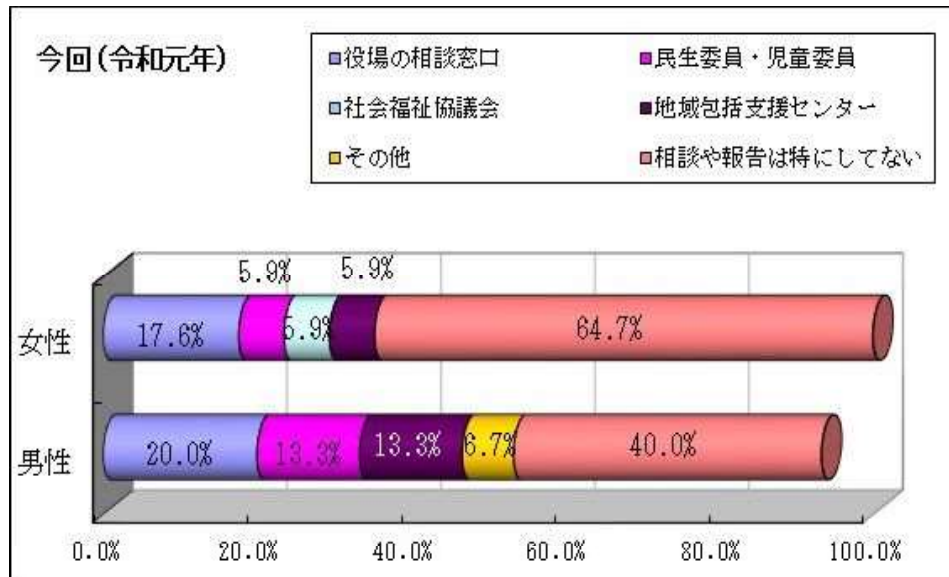
問 2 7 どこへ相談をしましたか。



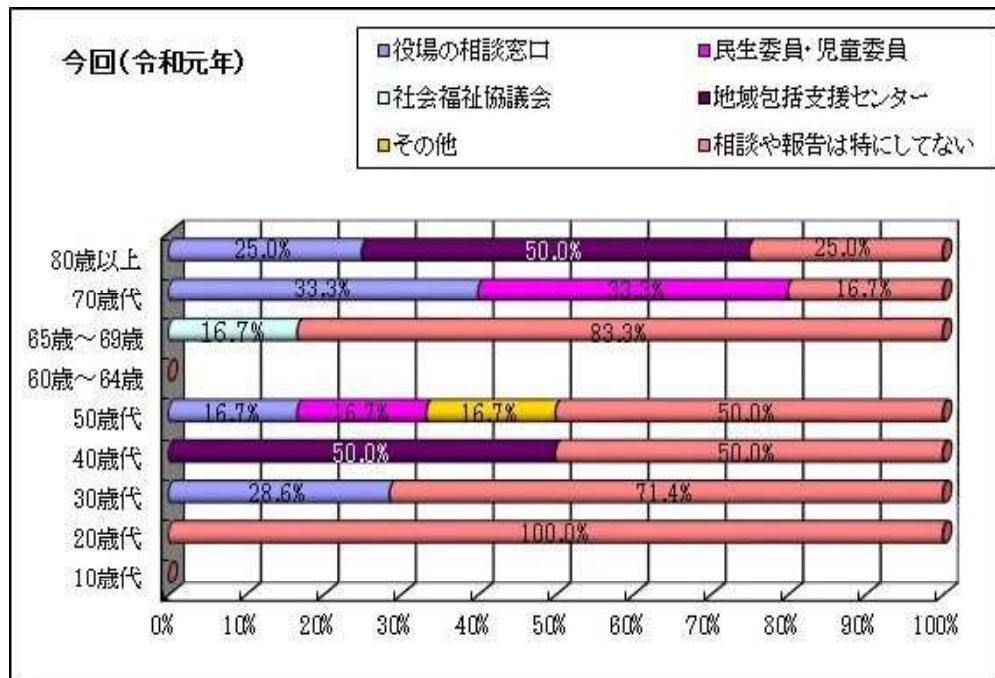
その他の内容

- ・ 近所のお宅の事なので、直接はかかわっておりませんが、気になってます。

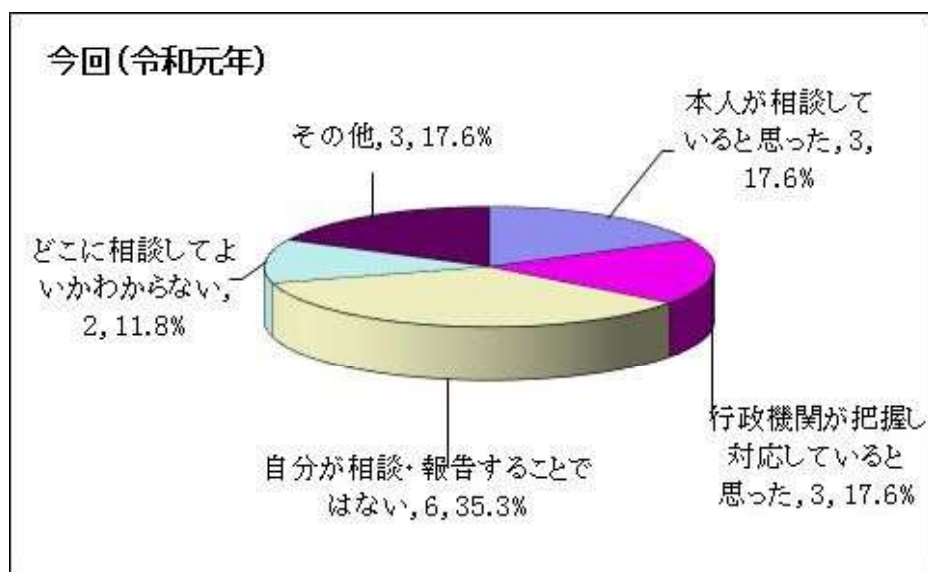
男女別「気になる方の相談先」



年齢別「気になる方の相談先」



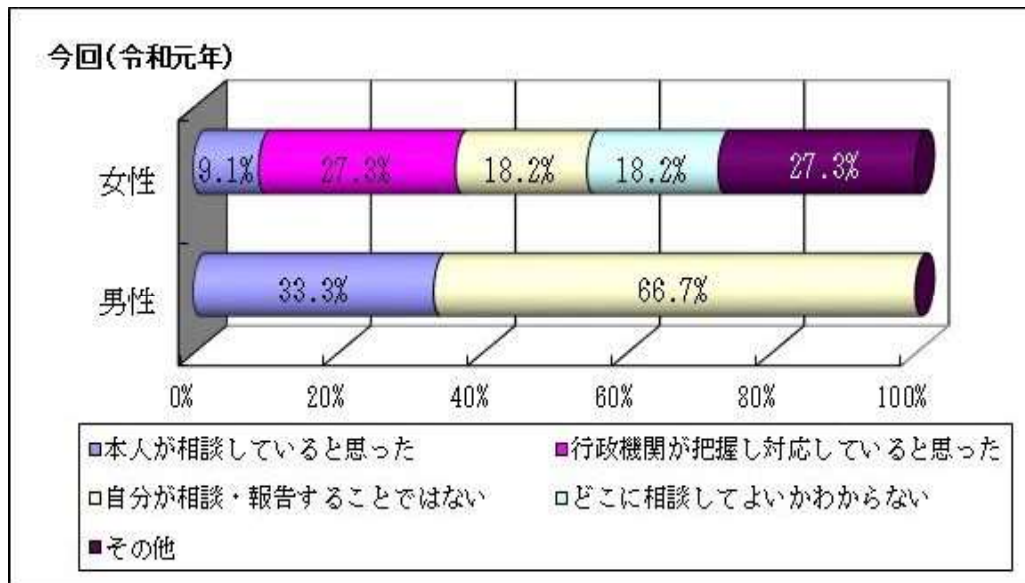
問 2 8 相談や報告していない理由



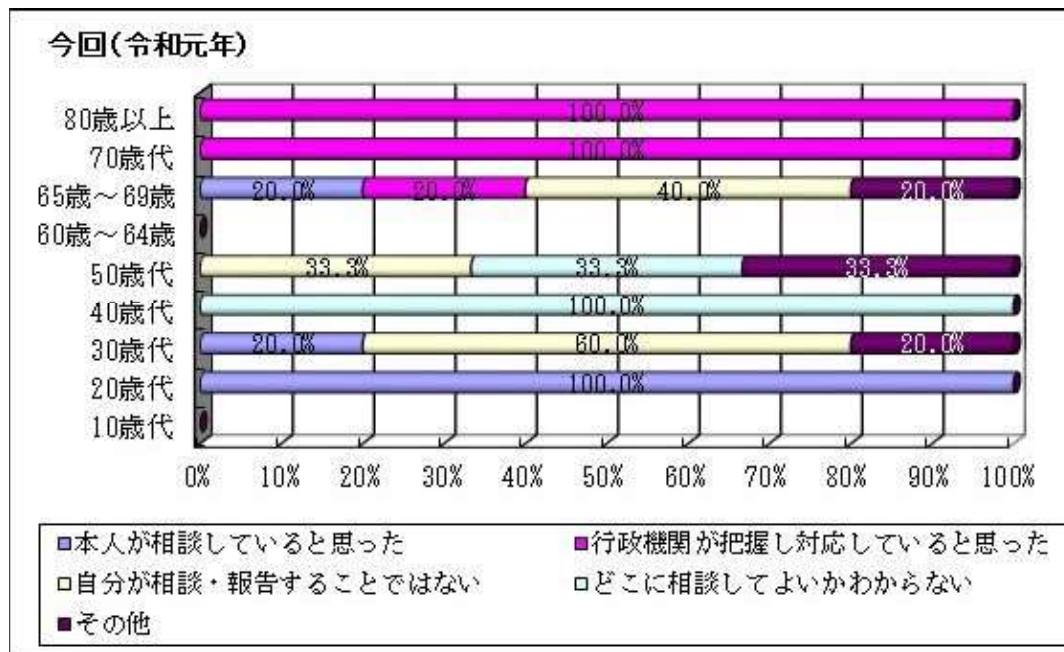
その他の内容

- ・ 親に時折話を聞いたり、助言している。親がいるのに立場をこえられない。
- ・ 本人が決めかねているから

男女別「相談や報告していない理由」



年齢別「相談や報告していない理由」



問 2 9 福祉に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

●子ども

★子育て支援対策について

- ・美幌町は子育て支援がとても充実しているが、さらに言えば赤ちゃんマッサージや親子交流ができるイベントがあると尚いいと思います。

●高齢者

★高齢者施策等について

- ・高齢者の運転事故が全国的に多発している事から免許返納等の対策が話題になっている。高齢者に運転をさせぬ為にも日常生活 特に通院・買物等に必要な足の確保を助成する必要がある。現行のコインバスでは不便すぎてニーズに答えられていない様に思う。財源の問題もあるが女満別町のタクシー券配布の方が、より親身度が大きいと思うが如何？
- ・今後、一層高齢化社会が広がってきます。運転免許状の返納等を求めるのはわかりませんが、都市部とは異なり公共交通機関が機能していないと、豊かな生活とは程遠いことになってしまうと思います。町長には都市部とは異なる視点で福祉行政にあたっていただきたいと思います。高齢者にとっても若者にとっても、誇りがもてる町づくりをお願いします。
- ・高齢者が車の免許書を返納後の交通機関の不便と、特に買物が不便を感じる。町内から遠くへ大型店がある為、通院、買物に大変。タクシーも混雑の折りは自由にならない時もあり、バスの利用、時間等もう少し利用出来る方法を期待したい。緊急病人の時の（救急車の他）車の利用を困った事があり、どうしたら良いのか？
- ・問 23 の⑨ですが、住民も高齢化し、住民の努力だけでは困難になってきています。高齢者ひきこもり防止のために、行政と地域住民とが協力して、地域サロンを開設してほしいです。
- ・高齢者の運転免許証返納を進めるためにタクシーチケット券発行してはどうか？ もちろん回数を決めた上で…

●障害者

★障害者施策等について

- ・障がい児をもつお母さんが、小学校入学で特別支援級か通常級どちらに入れるか悩んでいる姿を見ます。入学前に色々な情報をもらえたり相談できる場があると良いと思います。また、入学後にも色々なさんのようなサポートがあると心強いと思います。
- ・地方で障害者（重度）の親の介護をしています（要介護 5・身障 1 種 1 級）介護保険制度だけでは足りない部分の利用を求めて相談していますが、重度訪問介護時間支給を自治体がなかなか首を立てにふらず困っています。訪問介護サービスステーション、介助リハビリ、介助入浴 etc のサービス事業所の不足、ヘルパーなどの不足により受けたくても制度の利用出来ません。家族だけでの介護は共倒れになり崩壊寸前です。医療的ケアが必要な為、施設入居をする事もほぼ不可能です。地域で自分らしく生活する事、どんな人でも幸福を追求する権利がある事、障害者も健常者も関係なく平等に生活する事が出来たらと思います。
- ・障がいを持っている方について、内部障害、視覚障害の方、精神・知的障がい者は外見だけではわからないことが多い。ヘルプマークという物があるが、私の勝手な見解ではあれど、広く認知されないように思える。ヘルプマークの着用を義務化することによって日常生活でも目にする機会が増え、それを通じて福祉に対しての関心も寄せられるのではないかな。
- ・障害者に堂々としていられる世の中になってほしい。まだ偏見は無くなってない。私自身、障害者で（19 のとき統合失調症）を発症しました。認めるのには、かなり年月がかかりました。障害者の差別の中の差別をやめてほしい。（病名だけでひとくくりにする人、見た目だけで勝手に病名をつける人）障害も十人十色であることを認知してほしい。普通の人と同等に人生を楽しみたいと思っている人は、たくさんいると思う。いつ亡くなるかわからないように、いつ障害者になるかわからないことを頭の片隅に置いてほしい。

- ・知的・身体いずれの障害者に対し、学校卒業後、B型支援、生活介護等いろいろありますが、特に生活介護に関していえば、美幌では行き先がなく、あっても1ヶ所、少なざる。（B型は、いろいろありますが……）結極行く所がなく、網走、北見、訓子府、遠軽等で行くしかなく…その場合、送迎とも大変であり、もっと地元で生活できる場所が必要。年令をかさねてからも福祉施設を充実させ、地方に行かずとも、暮らしていけるようにしてほしい。

例えば、網走呼人のサンライズのような場所…です。

地元が何よりです。支援を受けながら、生活していける場所です。遠軽は結好充実しているように思いますが…。

●地域福祉、まちづくり全般

★福祉全般について

- ・生活困窮者の支援者に想定される方の指導等については、行政等の文書だけでは、直接、行動で把握するのが適当かな？（担当者は大変かな）
- ・美幌町の子育て支援センターは1人で遊べるくらいの子供でないと利用することはないと思います。北見の新しくできたセンターのように1才未満の子たちが集まれる所（ベビーマッサージ・乳児体操など）になってほしいです。あと、高齢者の交通をもっと便利にしてあげてほしいです。免許を返納しても期限付きのタクシー券が数枚だけでは不便すぎると思います。北見では、70才以上？はバスが無料で乗れるので、美幌も何かしらの事をしてほしいです。みんなが地域に関心をもつために、もっと街おこしを頑張ってもらいたい。置戸町のようにフェスを開催したり、小清水のようにお祭りで若者に人気の人を呼ぶなど、もっと出来ることがたくさんあると思います。
- ・福祉は、まちづくりと密接に関係していますので、まちづくり事業のどこからでも福祉に関心が向くように（入っているように）間口を広げると良いと思います。おそらく役場全体で考える事業と思います。
- ・現在の福祉サービスで充分だと思う。
- ・子育て支援は十分充実されているように思うが、高齢者対策、これから増加が見込まれる認知症対策が課題であるが、本人に対する支援も勿論大切であるが、それらの人を抱える家族対策も重要である。自助努力と併せ制度も積極的に利用し、良質な介護の提供を受けられるよう教育も必要でないか。この部分は行政・社協・包括が力を入れる必要がある。又若い方は自分はスポーツ活動などでボランティアを利用しているが、自分達が時間を作り、そのお返しをする気持ちを持つよう、若い人のボランティア活動への参加促進を社協、行政は力を入れることも重要である。福祉について行政は、自助・共助を促すだけではダメではないだろうか。行政等の主体性を持った取組みを期待する。
- ・福祉の情報がよくわかりません。
- ・私は半身マヒの障害者ですが、家族やケアマネージャーさんヘルパーさんの助けをかりて、何不自由ない生活を送れています。でも私よりも重度の障害者をかかえている方や高齢者の方は、十分なサービスを受けられているのかは分かりません。手助けの必要な人が、どういう事に困っているのかを自由に発言できる場や、困った時の体験などを話せる場があれば良いなと思います。私も健康な時には福祉とかには、あまり関心がありませんでしたが、全ての人が福祉に関心を持ってもらえる社会になればと思います。先日、神奈川県に長期滞在する機会がありましたが、私が困っている事があると、皆さん気軽に声をかけて下さり、助けていただきました。美幌町でも障害者や高齢者に積極的に手をかしてくれる人々が増えると良いなと思いました。
- ・障がい福祉サービス、高齢者の福祉サービスの差がわからない。同じようにサービスはうけられないのか？ もっとスピーディにサービスが、うけられないのか？ 時間と書類作成、審査がおおすぎて、じかかんがかかりすぎる。今、サービスがほしいのに！！
- ・福祉に無関心は中味がわからないためだともう。
- ・何人かの支援を受けている人を見知って居るが、昼間からお酒を飲んでる人、又はタクシーで飲食街へ行く人、カラオケ店へ行く人を見て真面目に、この年令でも働いているのにと腹だたしくなる時もあります。明日の自分も支援を受けなければなら無く日が来るかと思うと複雑になる今日この頃です。動ける内は自力で生活をして行こうと思っています。

- ・対個人的に手伝い支援は、なんとか出来ますがボランティア活動の様に数名で動いて活動するのは苦手です。
 - ・福祉に関する映画上映・講演会・体験談
 これからの社会を担う子どもたちのために保育士の待遇の改善
 正職員を増やしてほしい（保育士の人数を増やすためにも）
 高齢者支援も大切ですが、子ども、母親支援にも力を入れてもらいたいと思います。
 - ・福祉など無関心な方は、いないと思います。ただ どういう活動をしているのか、まだ 50 代や 60 代の方は、わからないのではないのでしょうか？
 町議の方がいるのでは？ もう少し ただ名前だけの町議じゃなく福祉にしても もう少し町民に対して活動して 1 人でも多くの方に関心持ってもらうように要望します。町議の方が 1 つになって町民を……助けて下さい
 - ・1. 町単独の高齢者サービスは昭和 40 年代、昭和 50 年代からスタートした事業が多い。今一度の評価が必要→町単独事業としては進展していないのではないかな。
 2. 要支援の単身者等が安心して生活できる居住スペースが必要ではないか。美英福祉寮を廃止した。→これに変わる施設はどうするのか（生活支援ハウス）10 数年前、民間社会福祉法人がケアハウスの建設計画があったはず。
- ※上記に対して美幌町は無作為ではないですか？
- ・福祉関係は自分や家族などが必要な状況にならないと関心を寄せる事があまりないように思います。必要性を感じつつもです。町や福祉団体など積極的活動が求められると思います。自分を含めた地域の人達もみなが考えなければならないと思います。
 - ・老人ホームが少ない。はいれない人がたくさんいる。年金だけで、まにあわない（高い）
 あっちこっちで、たらいまわし（短期入所）
 津別、網走、北見、美幌（二年間で）
 車のない人は、バス代、介護タクシー代が自分もち
 その他に入院費、病院代がかかる。ひどいというより、しょうがない。
 - ・基本的には子供から高齢者まで必要を感じている人すべてに手厚い支援をしてほしいが、美幌町としての特徴をもっと出すのであれば年齢層に特化した取り組みが必要にも思えます。
 例えば、子供の支援、子育て世代の支援、介護者の支援、高齢者の支援というように、それぞれの世代の支援があると思えるが、子供か高齢者のどちらかに特化すれば、近隣地域住民 美幌町への感心や移住にもつながるのではないのでしょうか”
 - ・1. 町として今できる予算の中で福祉事業を進めて下さい。
 2. 町としてもいろいろ広報活動をしていると思いますが、機会をとらえチラシ等にてより一層町民に関心を持ってもらえる様努めて下さい。
 - ・福祉を必要としている割に資格を持っていないと除外されるケースが少なくない。できることで力になりたいと思っている方も沢山いると思うので、そういうことから始めれば雇用にもつながり、働き手が増えるのでは？
 - ・福祉はなにを良くしても、最後はお金です。貧しい人でも安心して支援を受けられる事が一番大事だと思います。その部分が安心出来ないサービスを受けよう、サービスを見つけようと言う気には、ならないと思います。お金の負担軽減がなにより必要かと思います。相談とかボランティアとか体制を整えるのは二の次です。
 - ・顔の知らない人の方が安心して話せる事もあるので町外への相談も出来たら良いかと思います。
 - ・福祉サービスを受けるにあたり、役場関係者の身内等、いわゆる“コネ”による優遇？はあってはならない。平等を願います。
 - ・学校に（もしくは町役場に）スクールソーシャルワーカーをおいたら良いと思う。福祉関係の資格をとろうとしている人に対して何か援助があれば良いと思う。（せめて学校までの交通費などの少額のものでもいいので）
 - ・国や町ではこのような福祉サービスなどがあることなど知らずにいたし、また身内や友人たちも知らずに過ごしてる人が多いので、もっとわかりやすく情報を地域に広めて欲しいと思います。もっと

気楽に立ち寄り相談できる窓口や場所を提供して頂けたら…と思います。期待しておりますので、宜しくお願い致します。

- ・私は今 80 才、現在は少々体力的に劣ってきていると感じる。薬による治療中であるが、自分の事は自分で出来る状態でもある。近い将来、介護が必要となった時、安い介護料で施設の利用が出来ない現情で大変不安を持っている。
- ・大家族であれば、色々な場面で福祉サービスを受ける事があるので、行政を上手く活用出来ると思うが、若い人ばかりだとなかなか利用出来ないかもしれない。
あたり前に受けているサービスが実は他の所では受けられていないといった事があれば前面に打ち出し、福祉の重要性を再確認してもらう。
- ・福祉事業に付きましては、よろしくお願いします。
- ・それなりに充実化していると思う。甘えず努力が大切と思料する。
- ・地域自民、特に（自治会）がお互に助け合い支える事に積極的な福祉サービスをと願っております。
- ・いろいろな制度やサービスがあるにもかかわらず、それを知らない。もっとわかりやすく、広く積極的に知らせてほしい。

申請しないと受けられないようでは困る。本当に必要な人が支援・サービスを受けられていない、一方なりすましたような形で自立できるような人でも、生活保護などを受けているような事もあるようで気になる。行政は、しっかりしてほしい。”

- ・ケアマネジャーの資の向上をおねがいしたい。社会的サービスをどんなものがあるかなど、知らないからこそ役場にききにいったときに話をきちんときいてもらえなかったといった話をよくきく。福祉にかかわるものの役割りや対応力をみなおしてほしい。
- ・役場に問い合わせても、役場職員が制度やサービスの内容について熟知しておらず、あいまいな回答しか得られないことがある。町民の生活を支える仕事であるというプロ意識を持ってほしい。
自分が当事者にならなければ関心をもつことは難しいと思う。祭りなど人の集まる場所で福祉の制度やボランティア活動について P R するブースを設けたり、行事や活動に参加したときに商店等で使えるポイントを配布するなど、無関心な方の目にも入る、これならやってみようと思わせる策が効果的ではないか。イベント参加でポイントを配布する取り組みは大空町ですで行われている（教育・福祉支援券「そらっきーカード」）。
- ・町民によりそい、町民の求めるものを行っていくこと。本当に必要なことを充実させていくこと。
町民に聞く（町民の求めるもの→アンケートをとる）ことも必要ですが、町民を支援していく立場の人（現場の人）に何が必要かを聞いていくことも大切だと思います。

学校の先生、幼稚園、保育園の先生、介護にたずさわる方
プール、スポセン、コミセン、マナセン など

★ 自治会、住民自治等について

- ・地域の交流（自治会）
- ・少子化による高齢夫婦、また独居が増えてくる中、人との関わりがなければ、生活が困難になると思われます。健康なうちから、今後の状況を考え、自治会へ入会し、顔を知っておく事、自分自身の健康作り、ボランティア活動への参加、何でも良いので、外との関わりを作る事の促し、広報にのせたり、家にとじこもりにならないのが一番の予防策となると思います。仕事、子育てで余裕がないと難しいけども、頭のすみに今後について考える機会を…。

★ 地域環境等について

- ・今ボランティアを主に 2 つしているが、生活に余裕があれば、もっとしたいが、仕事しているとかなかできない。
もっとあたりまえに助けあえる環境が整っていたら子どもたちも大人になっても美幌に戻ってくる

●その他

★ 施設整備について

- ・自分の観点だけで大変恐縮ですが、美幌町は若年層向けの娯楽施設があまりないように感じられます。それらの施設の片隅に広告などを置くだけでも良いので実現できればと思います。

★ 広報、情報提供等について

- ・現在、福祉関連の仕事に携わっている方々の御苦勞と努力は大変な物と思います。そういう方々の額に汗する姿に受ける側は心を動かされる物だと思います。時間がかかっても、その努力を続けて頂く事をお願いします。又、その福祉関連の情報（どの様なものがあり、どの様な手続きを経て受けられるのか等）を、広く数多く発信して下さい。私も何かお手伝い出来る事があれば、その一端でも担えればと思っています。“新町長期待しています。共にがんばりましょう!!”
- ・このアンケートで色々なサービスが有る事を知りました。まだまだ知らない人も居ると思います。皆さんに知ってもらえる様に何か良い方法が有ると良いのですが…
- ・情報なさすぎ
- ・福祉活動の情報やサービス利用者の受付、また活動に参加したい人の募集などを、町のイベントでブースなどでお知らせしたり、声がけしたりしてはどうでしょうか。
- ・もう少し気楽に相談出来るシステムになればと思います。広告等をもっと充実させたらと思います。
- ・福祉に限らず、住民が受けれるサービス・制度について、知らない人が困りに結構います。広報に定期的に掲載する等、より周知活動をすすめて頂きたいです。

★ 行政全般について

- ・役場の担当者がわかりやすく説明をする事。役場の担当者が親切に説明する事。役場の担当者が3人も4人も集まってくる？（ヒマ）
- ・子ども食堂（お年寄りも可）を行政で支援、拡充する。楽しく暮らせる町…のイベントを増やす。
- ・町長もかわり、住みよい町づくりと言っていますが、老人も多く住みよい美幌にしていきたい。
- ・役場民生課に行ってもあっち行きこっち行き話が何日もかかります。行政は日にちがかかり過ぎて時間もかかります。生活が困っていてもなかなか支援してくれるのが、おそ過ぎます。もう少し早くなんとかならない物かと思っております。
- ・何事も自分に必要になった時に、あわてて学ぶ様な状態だと思います。
相談場所は美幌町役場に行けば必ずなんらかの方向がわかる…そんな町であってほしいです。5年後の福祉計画がより良い結果になってほしいと希望します。
- ・役場の対応が不親切だ。また役場の福祉に対する考え方に疑問がある。

★ その他

- ・今年 87 才の高齢を迎え、心身共に衰えを感じる。現在すべて比較的元気な主人にたよって毎日を過ごしている今日です。
- ・とにかく足を運んで下さい。そうすれば解かります。
- ・このアンケートを記入していて町の福祉サービス、ボランティアなど知らない事が結構あるなと感じました。無作為にアンケートも必要かと思いますが実際に福祉サービスやボランティアを必要とし、利用している人にもアンケート等行いボランティア、サービスの向上をしていけたらもっと良いのではと思います。
- ・むずかしい言葉を使わず、長文ではなく、解かりやすい文章で書いてほしい。
- ・参加しやすいイベント（気軽に行けるような）をすると良いのでは？
- ・特になし
- ・地域に仕事がないと人は住めなくなる。やがて美幌は仕事もない、人の住まない町になる。人口もあと 30 年もすると、3~4000 人の町となり、町役場もなくなり、不耕作農地に雑木が生い茂る農村が転開されていると思う。町民の中には自衛隊さえあればと云う人が多い。自衛隊員も町外居住となり、交付金は限りなく下り、町としての体制は維持できなくなる。観光人口は交付金の対象にならない。

- ・特になし
- ・アンケートを集約して今後の地域福祉に反映される事を希望します。よろしくお願いします。
- ・今のところ出合がないから
- ・貯蓄がなく食べていけなくなったら孤独死しかないのでしょうかね
- ・友達の息子さんの事で、いろいろな所へ相談に行ったりしましたが、ダメでした。親が本気で職をさがし、何でもいいから出来る事からすると言う様に息子に言い聞かせ今は息子さんは働く男になりました。
- ・「地域に関わる」と言った言葉が何か重たい感じがするし、かまえてしまう所が有るのかも知れません。あまり、かしこまらず肩の力を抜いて考えていただきハードルを下げたイメージを形に出来ればと考えます。小さな町で、しっかり力強いコミュニティ作り、行事等（参加しやすい）を増やし、そうした機会をきっかけとしてそういった関心に結び付ける事が出来ればと思います。
- ・物があふれる中で特に衣類が多くなり、町の指定日にまとめて出すようにしているが、それが果たして利用されているのか、ハイキなのか実態はわかりません。過去に他町村において衣類、寝具、タオル類他、困窮者、ひとり暮らし老人（家族が世話できない人）の為に又、受口があり、そちらへ回すという自治体がありました。リサイクル用品でも海外へ回ったりする大手アパレルもありかも知れませんが、自分の回りにも、もしかしたらタオル、シーツ 1 枚でも助かる人がいるかも知れないと思います。取扱う体制とかむずかしくなる部分もありでしょうが、布団 1 枚でも（大型ゴミ）人助けできたらと思います。捨てるのは簡単ですが、再利用してもらえたら…といつも思いながらゴミとして出しています。不用品交換コーナーとかあればいいと思ってます（もしあったら知らないだけだったかも知れませんが）あしからず。
- ・これからも福祉の事よろしくおねがいします。
- ・その他（町長殿）私の班には班長になったら 1 年間預かる個人情報の書いた用紙があります。大事な物にもかかわらず、離婚した事なども、だだもれで班の中でわかります。子供の進学先まで!! この時代にいかがなものなのか…
確かに福祉等必要な時もありますが、個の班長が 1 年持つべき台帳なのか!? せめて名前、年位でいいのではないのか!? 美幌の町全部がこういう仕組!? 他に疑問を感じてる町民はいないのか!? 今回我家では引越す前の住んでいる所まで言われ、個人情報と言われている中、不満です。離婚により引越しまで書かれ、その時の班長さんに見られ、そんな社会っておかしくないですか!! ここまで書く台帳、班の中で必要でしょうか。広報等で回答願いたい。
PS. 台帳は必要だと思います。内容によると言いたい。名前、年齢で班の中では十分ではないでしょうか!?
- ・今までも地域福祉に関するアンケートは有ったのですか? 町長が変わったからですか?
美幌の町民も高齢者が多いから大変だと思います。私もその中の一人ですけどね
- ・私は現在、後期高齢者ですが、なるべく家族や友、知人に迷惑をかけない様心がけて生活しています。一人でも多くの人達が幸せに過していける、そんな美幌町になってほしいと願っています。
- ・こんな大変な思いをして書いたことを、きちんと実行してくれるのか疑問
- ・もしかしたら的はずれかも知れませんが、いつも心配している事です。働き方、時間外就労のなし、いろいろありますが、子供を育てるのに母子、父子家庭で時間外なし、祝日が多い。いろいろありますよね、その家庭が、どの様な生活をしているか覚えていますか…? すきで母子家庭、父子家庭になった訳ではありません。この様なアンケート、選挙、その時ばかり良い事を言いますよね。まったく何の進展もありません。もう少し底辺の生活者の為の事を考えて下さい。すごくす、ごく頑張っているんです。
- ・近所にオートバイ店の倉庫があるが、小学生女兒や女子高校生が下校時に、歩道いっぱいオートバイを並べて、通行を妨害しているのを 2 回目撃したので、何とかしてほしい。公道は歩行者の通行のためにあるので、道交法で取り締まることはできないだろうか。私は近所のコンビニに買い物に行こうとして歩道に出たら、オートバイ店の店主がオートバイで歩道を走行しており、危うくひかれそうになった。
- ・今は元気でいても…皆年を取っていきます。困った時は…遠くへ行くのではなく…地元の病院で…地

元の施設で助けていただけたらと…思っています。

最近では老人の車自故が多いので…ある年令になったら免許返納して…たとえば…自宅～病院とか～送り迎えが出来ると良いのでは…？ 出来るだけ運転無、やはり不便が多すぎます！ 自分も運転出来ないで…薬もらい等は不便に成る事はっきりです。北見の病院とかは…終了しても待つ時間が長すぎて…JR～バスにしてもイヤに成ります。老人ホームも年金の範囲で暮せます様にして戴きたく…皆様一緒…仲良し、あまり差別の無い美幌町にと…皆困難に成る事でしょう。

- ・無関心ではなく、何を聞けば、まだ年齢とか？ わからないのです。不自由がなければ、それが無関心なのですか？
- ・特になし
- ・誰しも、住めばみやこと言う様に愛着があるので、病気やその人に違いがあるでしょうが、自分の命もその地で出発するのが、一番安心して旅に出る事が希望する一人です。
- ・美幌高校にスクールバスを！ かばんが重いのに座れない事が多い。部活にあったバスが無い。北見等の高校に生徒が行くのを防ぐ為にも考えた方が良いでしょう。
- ・元気な高齢者でも地域の人の声かけが、あっても良いと思う。民生委員など元気な内から話しをして、人間関係をつくっておくと何かあった時、相談しやすいと思います。
- ・今の所、特にありません。
- ・TV みていても思う、健康な人になぜ役所がお金を渡すのか？ ちゃんと調べれば良いのにと。本当に困っている人もいると…。相談したくても、はずかしい気持ちが先に出るのでは。
- ・少子高齢化が進む美幌町では有りますが、各自治会そして行政機関→美幌町全体でそれぞれに出来る事から、せいを持って行なっていくことと思います。
- ・自分がその立場にならないと、なかなか関心が向かないと思います。それでも、あきらめず声をかけて少しでも向いてもらえる様に！！

(広報紙(町自治会の回覧)やインターネット(町のホームページ)での)
のではないかと。

- ・以前義母がアメニティーを利用した事がありますが、スタッフの方々ととても親切でやさしく接して下さいました。

外出もだんだん、おっくうになりますができるだけ隣近所の人と話したり体をうごかしています。

人と接してお話しする事がボケ防止になると思います。自分に責任持つ事、行動する事。

【用語解説】

あ行

●愛のふれあい訪問

ひとり暮らしの高齢者に対し、毎週2回乳酸飲料を配達することで、生活状況及び安否確認を行います。

●アセスメント

事業が周囲に与える影響を査定し評価すること。

●いきがいデイサービス

家に閉じこもりがちな人に対して、デイサービスセンターへ送迎し、給食、入浴、日常動作訓練などを行います。

●SOSネットワークびほろ

認知症高齢者等で徘徊などが心配される方について、家族などが事前登録届を提出し、必要情報を事前に登録して、町・消防・警察と情報共有を行います。

もし行方不明となった場合は、登録協力会員へメールで情報提供を呼びかけるなどして、警察と連携しながら、関係機関などの協力を得て早期発見に努めます。

●応急援護資金

社会福祉協議会が、低所得者で生活に困窮する世帯に対し、少額の貸付を行うことで生活の安定に資することを目的とした制度。

か行

●建築物移動等円滑化基準

2,000 m²以上の特別特定建築物を建築しようとするときに、高齢者・身体障がい者などが円滑に移動できるような措置を義務付ける基準。

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢化の進行を踏まえて、美幌町が取り組むべき高齢者の保健福祉施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定められた計画。(平成30年3月策定)

●合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計し算出。

●心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

●子育て支援センター

主にコミュニティセンター内で、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つことを願い乳幼児をもつ子育て中の方々が、いろいろなかたちで楽しく交流できるよう活動している施設。

●子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取り組みを推進するために定められた計画。

(令和2年3月策定)

さ行

●障がい者計画

障がい者福祉分野の施策の推進を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちの実現に向け定められた計画。

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がいのある人が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、「障がい者計画」のうち、特に「生活支援」に関するサービスの見込みとその確保の方策を定めた計画。

●障がい者週間

障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加すること等を促進するため、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して、障がい者の自立及び社会参加の支援のためのさまざまな取り組みを行う期間。

●身上監護

成年後見人の職務として、被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うこと。

●生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会が、他の貸付制度が利用できない低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目的とした制度。

●成年後見支援センター

社会福祉協議会が、町から委託を受けて運営する機関で、成年後見制度に関する相談や利用支援、制度に関する広報、啓発事業を行っております。

た行

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

な行

●日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が、日常生活の判断に不安のある方と、話し合いをとおして、福祉サービスや生活費管理のお手伝い、重要な書類の預かりなどを行い、地域で安心して生活できるようにサポートする事業。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もひとりの町民として、地域社会の中で、障がいのない人たちと同じように暮らすことができるようにすること。

や行

●要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、行政、児童福祉、保健医療、教育、警察等関係機関が連携・協力し被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会。

■ S D G s と推進目標との関連

	S D G s の 目 標								
									
地域のふれあい支えあいネットワークづくり	○					○			○
ボランティア活動の展開									○
必要なサービスを利用できる体制づくり	○			○	○			○	○
福祉サービスの提供体制づくり		○		○		○			○
権利擁護の推進	○								○
生き生きと暮らせるまちづくり			○			○			
安心安全に暮らせるまちづくり			○				○		

第 3 期 美 幌 町 地 域 福 祉 計 画
【令和 2 年度（2020 年度）～令和 9 年度（2027 年度）】

令和 2 年 3 月（2020 年 3 月）発行

発 行 美 幌 町 民 生 部

美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地

電話 0 1 5 2 - 7 3 - 1 1 1 1